

令和元年度

岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」

I

令和2年3月10日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 堀 雅 博

目次

序章	1
第1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 事件を選定した理由	1
4 包括外部監査の方法	2
5 包括外部監査の期間	7
6 包括外部監査人及び補助者	7
7 利害関係	8
第2 報告書の構成	8
1 全体の構成	8
2 個別の構成（第3章から第4章）	9
3 卷末資料	10
第1章 岐阜県の教育の現状	11
第1 本章の概要	11
第2 岐阜県の教育	11
1 「第2次岐阜県教育ビジョン」	11
2 平成30年度 岐阜県教育委員会の基本方針	13
3 「新 子どもかがやきプラン 地域と共に創る 新たな学びのスタイル」	15
第3 教育予算	16
1 岐阜県教育委員会の予算の状況	16
2 教育委員会予算の概要（平成30年度）	18
第4 岐阜県の県立高等学校	28
1 高等学校	28
2 岐阜県立の高等学校	28
3 県立高等学校の一覧	30
第5 岐阜県の県立特別支援学校	33
1 特別支援学校	33
2 岐阜県立の特別支援学校	33
3 県立特別支援学校の一覧	34
第6 教育委員会	35
1 教育委員会	35
2 教育委員会事務局	36

3 教育委員会事務局（本庁各課）の事務分掌	38
4 教育事務所の分掌事務	41
 第2章 県立高等学校、県立特別支援学校における事務手続	43
第1 本章の概要	43
第2 事務手続の概要と監査項目	43
1 学校運営	43
2 情報管理（セキュリティ）	43
3 物品（備品、消耗品及び動物）	47
4 施設関係	52
5 私費会計	58
6 契約関係	60
7 債権管理	62
8 生産物の価格設定	63
9 合理的配慮	64
10 職員の管理	65
11 いじめ対策	66
第3 包括外部監査の対象範囲	67
1 財務監査	67
2 監査の着眼点	69
3 結論	69
 第3章 県立高等学校	71
第3章の1 岐阜地区	71
第1 岐阜高等学校	71
1 学校の概要	71
2 監査の重点及び監査手続	72
3 情報管理（セキュリティ）	72
4 物品（備品、消耗品及び動物）	73
5 施設	74
6 職員の管理	75
7 一般財団法人岐高会	76
第2 岐阜北高等学校	80
1 学校の概要	80
2 監査の重点及び監査手続	81
3 情報管理（セキュリティ）	81
4 物品（備品、消耗品及び動物）	82
5 施設	84

6	私費会計	84
7	債権・契約	84
8	職員の管理	85
9	学校内規	86
第3	長良高等学校	87
1	学校の概要	87
2	監査の重点及び監査手続	88
3	物品（備品、消耗品及び動物）	88
4	施設	90
5	私費会計	91
6	職員の管理	92
第4	岐山高等学校	93
1	学校の概要	93
2	監査の重点及び監査手続	94
3	情報管理（セキュリティ）	94
4	物品（備品、消耗品及び動物）	96
5	施設	97
6	私費会計	97
7	職員の管理	98
第5	加納高等学校	99
1	学校の概要	99
2	監査の重点及び監査手続	101
3	情報管理（セキュリティ）	101
4	物品（備品、消耗品及び動物）	102
5	施設	104
6	私費会計	105
7	職員の管理	106
8	学校内規	106
第6	羽島北高等学校	107
1	学校の概要	107
2	監査の重点及び監査手続	108
3	情報管理（セキュリティ）	108
4	物品（備品、消耗品及び動物）	109
5	施設	110
6	私費会計	111
7	職員の管理	111
第7	岐阜総合学園高等学校	113
1	学校の概要	113

2	監査の重点及び監査手続	114
3	学校運営	115
4	情報管理（セキュリティ）	115
5	物品（備品、消耗品及び動物）	116
6	施設	117
7	私費会計	118
8	職員の管理	119
第 8	岐阜城北高等学校	120
1	学校の概要	120
2	監査の重点及び監査手続	121
3	情報管理（セキュリティ）	121
4	物品（備品、消耗品及び動物）	122
5	施設	123
6	私費会計	126
7	職員の管理	126
第 9	岐阜商業高等学校	128
1	学校の概要	128
2	監査の重点及び監査手続	130
3	学校運営	131
4	情報管理（セキュリティ）	131
5	物品（備品、消耗品及び動物）	133
6	施設	134
7	私費会計	135
8	株式会社 G I F U S H O	135
第 10	岐南工業高等学校	137
1	学校の概要	137
2	監査の重点及び監査手続	139
3	情報管理（セキュリティ）	139
4	物品（備品、消耗品及び動物）	140
5	施設	142
6	私費会計	145
7	債権・契約	145
8	職員の管理	148
第 11	各務原高等学校	149
1	学校の概要	149
2	監査の重点及び監査手続	150
3	情報管理（セキュリティ）	150
4	物品（備品、消耗品及び動物）	151

5	施設	154
6	私費会計	155
7	職員の管理	156
8	学校内規	157
第 12	各務原西高等学校	158
1	学校の概要	158
2	監査の重点及び監査手続	159
3	情報管理（セキュリティ）	159
4	物品（備品、消耗品及び動物）	160
5	施設	162
6	職員の管理	163
7	学校内規	164
第 13	岐阜各務野高等学校	165
1	学校の概要	165
2	監査の重点及び監査手続	166
3	情報管理（セキュリティ）	166
4	物品（備品、消耗品及び動物）	167
5	施設	167
6	職員の管理	169
7	学校内規	170
第 14	本巣松陽高等学校	170
1	学校の概要	170
2	監査の重点及び監査手続	171
3	情報管理（セキュリティ）	172
4	物品（備品、消耗品及び動物）	172
5	施設	175
6	私費会計	177
7	債権・契約	178
8	職員の管理	178
9	学校内規	180
第 15	岐阜農林高等学校	180
1	学校の概要	180
2	監査の重点及び監査手続	182
3	情報管理（セキュリティ）	182
4	物品（備品、消耗品及び動物）	183
5	施設	187
6	私費会計	188
7	債権・契約	190

8 職員の管理	191
第 16 山県高等学校	192
1 学校の概要	192
2 監査の重点及び監査手続	193
3 情報管理（セキュリティ）	193
4 物品（備品、消耗品及び動物）	194
5 施設	197
6 職員の管理	198
第 17 羽島高等学校	199
1 学校の概要	199
2 監査の重点及び監査手続	200
3 物品（備品、消耗品及び動物）	201
4 施設	201
5 債権・契約	202
6 職員の管理	204
第 18 岐阜工業高等学校	205
1 学校の概要	205
2 監査の重点及び監査手続	208
3 情報管理（セキュリティ）	209
4 物品（備品、消耗品及び動物）	209
5 施設	212
6 職員の管理	215
7 学校内規	216
第 19 華陽フロンティア高等学校	216
1 学校の概要	216
2 監査の重点及び監査手続	218
3 情報管理（セキュリティ）	218
4 物品（備品、消耗品及び動物）	219
5 私費会計	220
6 債権・契約	221
7 職員の管理	222
8 学校内規	223
 第 3 章の 2 西濃地区	225
第 20 揖斐高等学校	225
1 学校の概要	225
2 監査の重点及び監査手続	226
3 物品（備品、消耗品及び動物）	226

4 職員の管理	227
第 21 池田高等学校	229
1 学校の概要	229
2 監査の重点及び監査手続	230
3 物品（備品、消耗品及び動物）	230
4 施設	231
5 私費会計	233
6 職員の管理	231
第 22 大垣北高等学校	233
1 学校の概要	233
2 監査の重点及び監査手続	234
3 情報管理（セキュリティ）	234
4 物品（備品、消耗品及び動物）	236
5 施設	236
6 私費会計	237
7 職員の管理	238
第 23 大垣南高等学校	238
1 学校の概要	238
2 監査の重点及び監査手続	239
3 物品（備品、消耗品及び動物）	239
4 施設	240
5 職員の管理	241
第 24 大垣東高等学校	242
1 学校の概要	242
2 監査の重点及び監査手続	243
3 情報管理（セキュリティ）	244
4 物品（備品、消耗品及び動物）	244
5 私費会計	245
6 職員の管理	246
7 学校内規	247
第 25 大垣西高等学校	248
1 学校の概要	248
2 監査の重点及び監査手続	249
3 情報管理（セキュリティ）	249
4 物品（備品、消耗品及び動物）	249
5 施設	252
6 職員の管理	253
7 学校内規	253

第 26 大垣養老高等学校	254
1 学校の概要	254
2 監査の重点及び監査手続	256
3 情報管理（セキュリティ）	256
4 物品（備品、消耗品及び動物）	256
5 施設	258
6 私費会計	259
7 債権・契約	260
8 職員の管理	262
9 学校内規	263
第 27 大垣商業高等学校	263
1 学校の概要	263
2 監査の重点及び監査手続	265
3 情報管理（セキュリティ）	265
4 物品（備品、消耗品及び動物）	266
5 施設	268
6 私費会計	269
7 職員の管理	269
第 28 大垣工業高等学校	270
1 学校の概要	270
2 監査の重点及び監査手続	272
3 情報管理（セキュリティ）	272
4 物品（備品、消耗品及び動物）	273
5 施設	274
6 私費会計	277
7 債権・契約	277
8 職員の管理	278
第 29 大垣桜高等学校	279
1 学校の概要	279
2 監査の重点及び監査手続	280
3 情報管理（セキュリティ）	280
4 物品（備品、消耗品及び動物）	280
5 施設	281
6 私費会計	282
7 職員の管理	283
第 30 不破高等学校	284
1 学校の概要	284
2 監査の重点及び監査手続	286

3	情報管理（セキュリティ）	286
4	物品（備品、消耗品及び動物）	286
5	施設	287
6	私費会計	290
7	職員の管理	291
8	学校内規	293
第 31	海津明誠高等学校	293
1	学校の概要	293
2	監査の重点及び監査手続	294
3	情報管理（セキュリティ）	294
4	物品（備品、消耗品及び動物）	295
5	施設	296
6	職員の管理	297
7	いじめ対策	299
第 3 章の 3	美濃地区	300
第 32	郡上北高等学校	300
1	学校の概要	300
2	監査の重点及び監査手続	301
3	学校運営	301
4	情報管理（セキュリティ）	302
5	物品（備品、消耗品及び動物）	303
6	施設	307
7	私費会計	309
8	債権・契約	310
9	職員の管理	311
第 33	郡上高等学校	312
1	学校の概要	312
2	監査の重点及び監査手続	313
3	物品（備品、消耗品及び動物）	313
4	施設	314
5	私費会計	318
6	職員の管理	322
第 34	武義高等学校	323
1	学校の概要	323
2	監査の重点及び監査手続	324
3	情報管理（セキュリティ）	324
4	物品（備品、消耗品及び動物）	326

5 施設	329
6 私費会計	330
7 職員の管理	330
第 35 関有知高等学校	331
1 学校の概要	331
2 監査の重点及び監査手続	332
3 物品（備品、消耗品及び動物）	333
4 施設	334
5 私費会計	337
6 職員の管理	338
7 学校内規	340
8 中濃校舎（廃校舎）	341
9 エアライフル射撃場	343
第 36 関高等学校	344
1 学校の概要	344
2 監査の重点及び監査手続	345
3 物品（備品、消耗品及び動物）	345
4 施設	346
5 私費会計	348
6 職員の管理	348
 第 3 章の 4 可茂地区	350
第 37 加茂高等学校	350
1 学校の概要	350
2 監査の重点及び監査手続	351
3 情報管理（セキュリティ）	352
4 物品（備品、消耗品及び動物）	352
5 施設	354
6 私費会計	354
7 債権・契約	354
8 職員の管理	355
9 白川校舎（廃校舎）	357
第 38 加茂農林高等学校	358
1 学校の概要	358
2 監査の重点及び監査手続	359
3 情報管理（セキュリティ）	359
4 物品（備品、消耗品及び動物）	360
5 施設	364

6	私費会計	366
7	職員の管理	367
第 39	八百津高等学校	368
1	学校の概要	368
2	監査の重点及び監査手続	369
3	情報管理（セキュリティ）	370
4	物品（備品、消耗品及び動物）	371
5	施設	372
6	私費会計	377
7	職員の管理	378
第 40	東濃高等学校	378
1	学校の概要	378
2	監査の重点及び監査手続	379
3	物品（備品、消耗品及び動物）	380
4	施設	381
5	私費会計	382
6	職員の管理	383
第 41	東濃実業高等学校	385
1	学校の概要	385
2	監査の重点及び監査手続	386
3	物品（備品、消耗品及び動物）	386
4	施設	387
5	私費会計	388
6	職員の管理	389
第 42	可児高等学校	391
1	学校の概要	391
2	監査の重点及び監査手続	392
3	情報管理（セキュリティ）	392
4	物品（備品、消耗品及び動物）	393
5	施設	394
6	職員の管理	394
7	交通安全	395
第 43	可児工業高等学校	396
1	学校の概要	396
2	監査の重点及び監査手続	397
3	情報管理（セキュリティ）	397
4	物品（備品、消耗品及び動物）	398
5	施設	400

6	私費会計	402
7	債権・契約	403
8	職員の管理	403
 第3章の5 多治見地区		 406
第44 多治見高等学校		406
1	学校の概要	406
2	監査の重点及び監査手続	407
3	物品（備品、消耗品及び動物）	407
4	施設	409
5	私費会計	410
6	職員の管理	412
第45 多治見北高等学校		414
1	学校の概要	414
2	監査の重点及び監査手続	415
3	情報管理（セキュリティ）	416
4	物品（備品、消耗品及び動物）	417
5	私費会計	418
6	職員の管理	419
7	学校内規	420
第46 多治見工業高等学校		421
1	学校の概要	421
2	監査の重点及び監査手続	423
3	学校運営	423
4	情報管理（セキュリティ）	423
5	物品（備品、消耗品及び動物）	424
6	施設	426
7	私費会計	428
8	職員の管理	430
9	学校内規	432
第47 瑞浪高等学校		432
1	学校の概要	432
2	監査の重点及び監査手続	434
5	施設	434
3	情報管理（セキュリティ）	435
4	物品（備品、消耗品及び動物）	437
6	私費会計	438
7	職員の管理	439

第 48 土岐紅陵高等学校	441
1 学校の概要	441
2 監査の重点及び監査手続	442
3 情報管理（セキュリティ）	443
4 物品（備品、消耗品及び動物）	443
5 施設	445
6 私費会計	446
7 職員の管理	447
8 いじめ対策	448
第 49 土岐商業高等学校	449
1 学校の概要	449
2 監査の重点及び監査手続	450
3 情報管理（セキュリティ）	450
4 物品（備品、消耗品及び動物）	451
5 施設	452
6 私費会計	453
7 契約	455
8 職員の管理	455
9 学校内規	457
10 土岐商ショップ	457
第 50 東濃フロンティア高等学校	458
1 学校の概要	458
2 監査の重点及び監査手続	459
3 情報管理（セキュリティ）	459
4 物品（備品、消耗品及び動物）	460
5 施設	461
6 私費会計	464
7 職員の管理	465
8 学校内規	465
 第 3 章の 6 恵那地区	467
第 51 恵那高等学校	467
1 学校の概要	467
2 監査の重点及び監査手続	468
3 情報管理（セキュリティ）	468
4 物品（備品、消耗品及び動物）	470
5 私費会計	472
6 職員の管理	472

7	学校内規	473
第 52	恵那南高等学校	474
1	学校の概要	474
2	監査の重点及び監査手続	475
3	学校運営	475
4	情報管理（セキュリティ）	475
5	物品（備品、消耗品及び動物）	476
6	施設	478
7	職員の管理	479
第 53	恵那農業高等学校	481
1	学校の概要	481
2	監査の重点及び監査手続	482
3	情報管理（セキュリティ）	482
4	物品（備品、消耗品及び動物）	484
5	施設	488
6	私費会計	489
7	生産物売払収入の価格決定	490
8	職員の管理	491
9	学校内規	492
第 54	中津高等学校	493
1	学校の概要	493
2	監査の重点及び監査手続	495
3	情報管理（セキュリティ）	495
4	物品（備品、消耗品及び動物）	496
5	施設	498
6	私費会計	500
7	職員の管理	501
8	学校内規	503
第 55	坂下高等学校	504
1	学校の概要	504
2	監査の重点及び監査手続	505
3	情報管理（セキュリティ）	505
4	物品（備品、消耗品及び動物）	506
5	施設	507
6	私費会計	508
7	職員の管理	509
8	学校内規	511
第 56	中津商業高等学校	511

1	学校の概要	511
2	監査の重点及び監査手続	513
3	情報管理（セキュリティ）	513
4	物品（備品、消耗品及び動物）	515
5	施設	517
6	私費会計	519
7	職員の管理	519
第 57	中津川工業高等学校	520
1	学校の概要	520
2	監査の重点及び監査手続	521
3	情報管理（セキュリティ）	521
4	物品（備品、消耗品及び動物）	522
5	施設	524
6	職員の管理	525
7	学校内規	527
	 第 3 章の 7 飛騨地区	528
	 第 58 益田清風高等学校	528
1	学校の概要	528
2	監査の重点及び監査手続	529
3	学校運営	529
4	物品（備品、消耗品及び動物）	530
5	施設	531
6	私費会計	533
7	債権・契約	534
8	職員の管理	536
第 59	斐太高等学校	538
1	学校の概要	538
2	監査の重点及び監査手続	539
3	情報管理（セキュリティ）	539
4	物品（備品、消耗品及び動物）	540
5	施設	543
6	私費会計	545
7	債権・契約	547
8	職員の管理	549
第 60	飛騨高山高等学校	550
1	学校の概要	550
2	監査の重点及び監査手続	554

3 情報管理（セキュリティ）	554
4 物品（備品、消耗品及び動物）	556
5 施設	557
6 私費会計	563
7 債権・契約	564
8 職員の管理	566
9 学校内規	567
第 61 高山工業高等学校	568
1 学校の概要	568
2 監査の重点及び監査手続	569
3 物品（備品、消耗品及び動物）	569
4 施設	572
5 私費会計	574
6 債権、契約	577
7 職員の管理	578
8 学校内規	580
第 62 吉城高等学校	580
1 学校の概要	580
2 監査の重点及び監査手続	581
3 情報管理（セキュリティ）	581
4 物品（備品、消耗品及び動物）	583
5 施設	586
6 職員の管理	587
第 63 飛騨神岡高等学校	589
1 学校の概要	589
2 監査の重点及び監査手続	590
3 物品（備品、消耗品及び動物）	590
4 施設	593
5 私費会計	594
6 職員の管理	595
7 学校内規	596
 第 4 章 岐阜県立特別支援学校	598
第 4 章の 1 岐阜地区	598
第 1 岐阜盲学校	598
1 学校の概要	598
2 監査の重点及び監査手続	599
3 情報管理（セキュリティ）	599

4 物品（備品、消耗品及び動物）	600
5 施設	601
6 債権・契約	601
7 職員の管理	602
第2 岐阜聾学校	603
1 学校の概要	603
2 監査の重点及び監査手続	604
3 情報管理（セキュリティ）	605
4 物品（備品、消耗品及び動物）	605
5 施設	607
6 債権・契約	608
第3 長良特別支援学校	608
1 学校の概要	608
2 監査の重点及び監査手続	610
3 情報管理（セキュリティ）	610
4 物品（備品、消耗品及び動物）	610
5 施設	612
6 私費会計	612
7 債権・契約	612
8 職員の管理	613
第4 岐阜希望が丘特別支援学校	614
1 学校の概要	614
2 監査の重点及び監査手続	615
3 情報管理（セキュリティ）	616
4 物品（備品、消耗品及び動物）	616
5 私費会計	618
第5 岐阜本巣特別支援学校	618
1 学校の概要	618
2 監査の重点及び監査手続	620
3 情報管理（セキュリティ）	620
4 物品（備品、消耗品及び動物）	621
5 施設	623
6 生産物の価格決定	625
7 職員の管理	625
第6 岐阜清流高等特別支援学校	627
1 学校の概要	627
2 監査の重点及び監査手続	628
3 情報管理（セキュリティ）	628

4	物品（備品、消耗品及び動物）	629
5	施設	630
6	生産物売払い収入	631
7	職員の管理	631
第7	羽島特別支援学校	632
1	学校の概要	632
2	監査の重点及び監査手続	633
3	情報管理（セキュリティ）	633
4	物品（備品、消耗品及び動物）	634
5	施設	634
6	私費会計	635
7	債権・契約	636
8	職員の管理	637
第4章の2	西濃地区	639
第8	揖斐特別支援学校	639
1	学校の概要	639
2	監査の重点及び監査手続	640
3	情報管理（セキュリティ）	640
4	物品（備品、消耗品及び動物）	641
5	施設	641
6	債権・契約	644
7	職員の管理	644
第9	大垣特別支援学校	645
1	学校の概要	645
2	監査の重点及び監査手続	646
3	情報管理（セキュリティ）	647
4	物品（備品、消耗品及び動物）	647
5	施設	651
6	債権・契約	652
7	職員の管理	653
8	いじめ	654
第10	西濃高等特別支援学校	654
1	学校の概要	654
2	監査の重点及び監査手続	655
3	学校運営	655
4	情報管理（セキュリティ）	656
5	物品（備品、消耗品及び動物）	656

6	私費会計	657
7	債権・契約	657
8	職員の管理	659
9	定期監査資料	660
第 11	海津特別支援学校	660
1	学校の概要	660
2	監査の重点及び監査手続	662
3	情報管理（セキュリティ）	662
4	物品（備品、消耗品及び動物）	662
5	債権・契約	664
6	職員の管理	664
	 第 4 章の 3 美濃地区	666
第 12	郡上特別支援学校	666
1	学校の概要	666
2	監査の重点及び監査手続	667
3	物品（備品、消耗品及び動物）	667
4	施設	668
5	私費会計	670
6	職員の管理	671
7	統合問題	673
第 13	関特別支援学校	673
1	学校の概要	673
2	監査の重点及び監査手続	674
3	情報管理（セキュリティ）	675
4	物品（備品、消耗品及び動物）	675
5	施設	677
6	私費会計	678
7	債権・契約	680
8	職員の管理	680
第 14	中濃特別支援学校	681
1	学校の概要	681
2	監査の重点及び監査手続	683
3	物品（備品、消耗品及び動物）	683
4	施設	685
5	私費会計	685
6	債権・契約	686
7	医療的ケア	686

8 職員の管理	687
9 いじめ対策	688
10 分教室	688
 第 4 章の 4 可茂地区	690
第 15 可茂特別支援学校	690
1 学校の概要	690
2 監査の重点及び監査手続	691
3 物品（備品、消耗品及び動物）	691
4 施設	692
5 私費会計	693
6 職員の管理	694
 第 4 章の 5 多治見地区	696
第 16 東濃特別支援学校	696
1 学校の概要	696
2 監査の重点及び監査手続	698
3 情報管理（セキュリティ）	698
4 物品（備品、消耗品及び動物）	699
5 施設	700
6 債権・契約	700
7 学校安全	701
8 職員の管理	701
 第 4 章の 6 恵那地区	703
第 17 恵那特別支援学校	703
1 学校の概要	703
2 監査の重点及び監査手続	704
3 情報管理（セキュリティ）	704
4 物品（備品、消耗品及び動物）	705
5 施設	706
6 私費会計	707
7 債権・契約	707
8 職員の管理	708
 第 4 章の 7 飛騨地区	711
第 18 下呂特別支援学校	711
1 学校の概要	711

2	監査の重点及び監査手続	712
3	施設	712
4	私費会計	712
5	職員の管理	714
6	学校内規	715
第 19	飛騨特別支援学校（本校）	715
1	学校の概要	715
2	監査の重点及び監査手続	717
3	情報管理（セキュリティ）	717
4	施設	718
5	私費会計	718
6	債権・契約	719
7	職員の管理	720
8	学校内規	721
第 20	飛騨特別支援学校（高山日赤分校）	721
1	学校の概要	721
2	監査の重点及び監査手続	723
3	施設	723
4	職員の管理	724
5	学校内規	724
第 21	飛騨吉城特別支援学校	724
1	学校の概要	724
2	監査の重点及び監査手続	725
3	情報管理（セキュリティ）	726
4	物品（備品、消耗品及び動物）	726
5	施設	729
6	私費会計	730
7	債権・契約	731
8	職員の管理	731
第 5 章	教育委員会事務局等	733
第 1	本章の概要	733
第 2	教育総務課	733
1	教育総務課の分掌事務	733
2	監査の重点及び監査手続	733
3	学校評議員会	733
4	学校運営協議会	734
5	地域連携による活力ある高校づくり	735

6 障害者への合理的配慮	736
第3 教育管理課	737
1 教育管理課の分掌事務	737
2 監査の重点及び監査手続	737
3 学校内規	737
4 公文書管理	738
5 個人情報の管理	739
6 学校法律相談	740
第4 教育財務課	741
1 教育財務課の分掌事務	741
2 監査の重点及び監査手続	741
3 情報セキュリティ	742
4 物品（備品、消耗品及び動物）	745
5 施設	751
6 私費会計	758
7 契約関係	765
8 債権管理	767
9 生産物の価格設定	771
第5 教職員課	773
1 教職員課の分掌事務	773
2 監査の重点及び監査手続	774
3 労務管理	774
4 教職員の自動車	778
5 部活動のマイクロバス等	779
第6 教育研修課	780
1 教育研修課の分掌事務	780
2 監査の重点及び監査手続	780
3 岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標	780
4 ハラスメント研修	781
第7 学校安全課	781
1 学校安全課の分掌事務	781
2 教育事務所の分掌事務	781
3 監査の重点及び監査手続	782
4 防犯カメラ	782
5 いじめ事案の対応	783
6 交通安全	785
7 非常変災時への対応	785
第8 学校支援課	786

1	学校支援課の分掌事務	786
2	監査の重点及び監査手続	787
3	学校支援課の事業	787
4	学校評価の公開	789
5	毒物・劇物の管理	789
6	文学座との協定	790
第 9	特別支援教育課	791
1	特別支援教育課の分掌事務	791
2	監査の重点及び監査手続	791
3	奨学奨励費の制度	791
4	刃物の使用管理簿	792
5	寄宿舎の有効活用	793
6	医療的ケア	793
7	障害者差別解消法	794
第 10	体育健康課	795
1	体育健康課の分掌事務	795
2	監査の重点及び監査手続	795
3	部活動の指導	795
4	岐阜県高等学校体育連盟に対する補助金	797
5	特別支援学校体育連盟に対する補助金	798
6	高等学校及び特別支援学校高等部の運動部活動の後援会等に対する補助金	800
7	その他の運動部活動に関する補助金	800
第 11	文化伝承課	801
1	文化伝承課の分掌事務	801
2	監査の重点及び監査手続	801
3	岐阜県高等学校文化連盟に対する補助金	802
4	特別支援学校文化連盟に対する補助金	803
5	岐阜県高等学校文化部活動振興費補助金	803
6	著作権の研修	804
	 終章 課題と提言	 805
第 1	はじめに	805
第 2	現状の課題	805
第 3	提言	806
1	権利義務関係を明確にすること	806
2	法規範など根拠に立ち返った事務処理を徹底すること	807
3	学校と教育委員会との間の連携を充実させること	807

第4 最後に 808

卷末資料

序章

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校

(2) 外部監査の対象期間

原則として、平成30年度。ただし、必要に応じて他年度。

3 事件を選定した理由

(1) 教育予算の占める割合が大きいこと

教育委員会所管経費は平成30年度予算において1724億円、令和元年度において1731億円であり、一般会計当初予算に占める割合は20%を超えており。また、平成30年度教育委員会所管経費のうち、高等学校費20.7%、特別支援教育費9.5%であり、県立学校に関する予算が全体の30%を超えており。このように、岐阜県の財政規模においても、県立高等学校等に関する予算は大きな割合を占めている。

(2) 第3次岐阜県教育ビジョンの策定

岐阜県は、平成26年3月に策定した教育基本法に基づく岐阜県教育振興基本計画「第2次岐阜県教育ビジョン」(平成26年度～30年度)の成果や検証を踏まえ、社会経済情勢の変化や新しい課題に対応していく「第3次岐阜県教育ビジョン」(令和元年度～令和5年度)を平成31年3月に策定したところであり、令和元年度(平成31年度)より、今後各種施策を展開していくこととしている。

「第3次岐阜県教育ビジョン」の初年度に監査を実施することにより、当該ビジョンにおける施策を展開する中で、指摘や意見を検討しやすいのではないかと考えた。

(3) 岐阜市立中学校におけるいじめ事案や千葉県野田市立小学校の虐待事案など、学校の対応について、世間の耳目を集めることもあるほか、岐阜県でも、特別支援学校の講師自死事件の報道があった。近年は、文部科学省が推進しよう

としているスクールロイヤー制度（学校現場において、弁護士から法的助言を受けることができる制度である。岐阜市や関市においても、独自にスクールロイヤー制度が実施されており、岐阜県弁護士会が弁護士を推薦している。）など学校に対する関心は高いと思われる。また、学校に関する記事が多数掲載されるなど、県立高等学校及び県立特別支援学校に対する県民の関心は高い。

（4）県立高等学校等をテーマにした監査は、平成24年度の包括外部監査があるほか、平成25年度及び平成26年度においても行政監査がなされている。

しかし、その後も、定期監査において、毎年、各部局の中で教育委員会に対する指摘・指導・検討が最も多く、50件を超えており。また、予備調査においても、債権管理や物品管理などに課題がうかがわれ、過去の包括外部監査、行政監査、定期監査の措置状況を踏まえて、検討する意義がある。

平成24年度の包括外部監査については、公認会計士監査人による監査であるところ、本年度は、弁護士監査人による監査であって、有効性、経済性、効率性などの3E監査のほか、具体的な事実認定を踏まえた適法性監査を重点的に行うため、過去の包括外部監査とは視点が異なり意義はあると考えた。

また、過去の包括外部監査や監査委員による定期監査及び行政監査との関係では、その措置状況について適切になされているかを広く確認することができることになり、その意味でも意義があると考えた。

（5）結語

以上の理由により、「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」を監査テーマと選定した。

4 包括外部監査の方法

（1）対象部署等

ア 本監査においては、教育現場である県立高等学校63校及び県立特別支援学校21校（飛騨特別支援学校本校及び同校高山日赤分校をそれぞれ1校と数えた場合）の監査に重点を置いた。また、教育委員会事務局（教育総務課、教育管理課、教育財務課、教職員課、教育研修課、学校安全課、学校支援課、特別支援教育課、体育健康課）に対してヒアリングを実施するほか、現地機関である教育事務所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）についても、往査をして、現地でヒアリングを実施した。

イ テーマに関連する知事部局として、競技スポーツ課、地域スポーツ課、文化伝承課など部活動の補助金に関連する部署も対象課とした。また、法務・情報公開課、財政課、出納管理課、管財課、情報企画課、公共建築課、航空宇宙産業課についても、対象課とした。

ウ 補助金等の財政援助団体として、岐阜県高等学校体育連盟、岐阜県特別支援学校体育連盟、岐阜県高等学校文化連盟、岐阜県特別支援学校文化連盟についても、現地ヒアリング等を実施した。

エ 学校に協力している外部団体として、PTA（育友会）、部活動後援会、同窓会などがあり、団体徴収金から、支出をしている。これらの外部団体についても、アンケートや現地ヒアリングにより、公費・私費負担区分等ガイドラインの観点などから、財務監査として、調査を行った。

オ 上記エと関連するが、一般財団法人岐高会（岐阜高等学校）、株式会社G I F U S H O（岐阜商業高等学校）、一般財団法人大垣工業高等学校同窓会（大垣工業高等学校）の3法人について、学校に協力している外部法人として、関係人調査により、ヒアリングや資料徴求し、調査を行った。

（2）監査手続の概要

教育現場である県立高等学校63校及び県立特別支援学校21校の全84校を対象としたアンケートを実施し、その結果を踏まえて、全84校に、往査をして、現地において、ヒアリング等を実施した。

詳細は、巻末資料添付の監査日程及び各学校や各教育委員会事務局の「監査手続」部分等に記載している。ここでは本年度の監査手続の全体概要を示す。

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

教育委員会事務局に対する予備調査（全体像の確認）

まず、岐阜県の教育事務の全体像を把握する目的で、次のとおり、ヒアリングを実施した。

平成31年4月12日：教育総務課

平成31年4月18日：教育財務課

平成31年4月24日：体育健康課

平成31年4月25日：教職員課、教育管理課、学校支援課、特別支援教育課

平成31年4月26日：学校安全課、教育研修課

↓

サンプルとして抽出した各学校に対する予備調査（現場の把握）

↓

令和元年5月9日：華陽フロンティア高等学校

令和元年5月10日：大垣特別支援学校

令和元年5月16日：岐阜高等学校

令和元年5月21日：中津商業高等学校

令和元年5月22日：可児工業高等学校
令和元年5月23日：恵那農業高等学校
令和元年6月5日：東濃特別支援学校
令和元年6月10日：岐阜北高等学校
令和元年6月11日：可児高等学校
令和元年6月14日：恵那特別支援学校
令和元年6月18日：大垣桜高等学校
令和元年6月21日：岐阜工業高等学校
令和元年6月24日：吉城高等学校、高山工業高等学校
令和元年6月26日：関高等学校、岐阜商業高等学校
令和元年7月4日：郡上北高等学校
令和元年7月10日：斐太高等学校、飛騨高山高等学校（岡本キャンパス）
令和元年7月11日：加納高等学校
令和元年7月16日：土岐商業高等学校、東濃フロンティア高等学校
令和元年7月18日：大垣北高等学校、大垣工業高等学校
令和元年7月26日：岐阜盲学校
令和元年7月29日：岐阜本巣特別支援学校
令和元年7月31日：岐阜聾学校

教育委員会事務局に対するヒアリング（現場から把握した個別論点の確認）

上述のとおり、現場把握目的のヒアリングを実施したが、各学校の事務実態の概要及び特徴を把握する必要があると考えた。

そこで、各学校の事務等、調査項目を網羅したアンケートを作成し、令和元年7月18日、行政管理課及び教育総務課を通じ、全ての県立高等学校及び県立特別支援学校に対してアンケートを送付し、全ての学校から回答を得た。

なお、アンケートの様式については、巻末資料として添付した。

↓

全学校に対するアンケートによる照会（網羅性）

全学校に対する往査（現地ヒアリング）（網羅性）

平成24年度の包括外部監査と異なり、サンプリング調査をせず、全学校を対象とすることにした。学校ごとに、個別の問題があることや、全学校を横並びで調査することによって、より統一的・全体的な視点で検討することができると考えたためである。また、サンプリング調査では、調査を受ける学校と調査を受けない学校との間で不平等感が生じ、調査を受けた学校にとっては、指摘や意見を受け入れにくい面もあるのではないかと考えた。より納得して、指摘や意見を受け入れてもらうためにも、全校を調査した方が良いと考えたこともある。

そのため、全ての学校に対してアンケートを実施して、アンケート回答や回答の裏付けとなる資料を徴求した。その上で、全ての学校現場を往査し（監査人自

身も、全ての学校を訪問した。）、ヒアリング等を実施し、できる限り、統一的な視点で調査し、報告した。

しかし、人員や時間の制限もあり、完全に統一化することは困難な面もあることから、本報告における指摘・意見について措置をとる際には、自校だけでなく、他校の指摘・意見も参考にしていただきたい。

県内の高等学校及び特別支援学校を6つの地域（岐阜A地区、岐阜B地区、西濃、中濃と可茂、多治見と恵那、郡上と飛騨）に分けて、1つの地域に赴くチームを、監査人、弁護士補助者2名、公認会計士か税理士1名の合計4名で構成し、2名以上で往査することとした。

学校現場のヒアリングは、概ね、以下の流れで、進んだ。

①10分程度で、学校の概要や特徴について、説明を受ける。

②アンケートの項目に従って、2時間～2時間半程度、ヒアリングをするとともに、資料を収集する。アンケートの回答が、学校の実態と合致していないこともあるため、アンケートの回答についても、資料とともに確認をした。アンケートの項目に限らず、関連事項についても、ヒアリングを実施した。

③30～40分で、学校の現場を観察する。事務室、職員室、化学準備室、図書室、進路指導室、生徒指導室、備蓄品倉庫、体育館、音楽室、プール、同窓会館、作業所など、学校の特徴やヒアリングの目的に応じて、各所を確認した。

概ね、3時間～3時間半程度のヒアリング等を実施し、時間が足りない場合は、再度、往査することもあった。

なお、学校によっては、演習林や農場を保有している学校や、ボート部など部活動のため、土地等を借りている学校もある。これらの学校についても、現場を確認することを重視して、全ての現場を往査して、確認した。

その他、高等学校63校及び特別支援学校21校そのものではないが、教育財務課が管理する廃校となった中濃校舎（第3章の35 関有知高校）や白川校舎（第3章の37 加茂高等学校）、中津商業高等学校付近の貯水池の現況等についても、確認を行った。

関係人調査

地方自治法第252条の38第1項では、「監査のため必要があると認めるときは監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは、関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができる。」と規定されている。

本監査において、岐阜高等学校、岐阜商業高等学校、大垣工業高等学校の関係で、関係人の調査が必要であると考え、令和元年11月27日に、一般財団法人岐高会に対して、令和元年12月3日に、株式会社GIFUSHO、令和元年10月28日に、一般財団法人大垣工業高等学校同窓会に対して、それぞれ関係人調査を実施した。同調査については、事前に地方自治法第252条の38第1項規定の

監査委員協議を経ている。この点についての報告は、第3章の「第1 岐阜高等学校」、「第9 岐阜商業高等学校」、「第28 大垣工業高等学校」の各項目で記載している。

研修教材の視聴

令和元年に作成された研修ビデオ（ハラスメント対策）を、Eラーニングにより、視聴した。

過去の包括外部監査及び定期監査、行政監査における措置状況の検証

平成24年度の岐阜県の包括外部監査中、県立高等学校及び県立特別支援学校にかかる指摘・意見、措置状況について、検証を実施した。大垣特別支援学校や教育委員会等に対するヒアリングで確認した。また、平成25年度及び平成26年度の行政監査における指摘等に対する措置状況についても、検証を実施した。物品の購入計画や物品の発注時期等について、各学校に対するヒアリング等で、確認した。

（3）主な監査の観点

包括外部監査においては、事務実態を正確に捉えた上で、具体的な判断（指摘・意見）を報告する必要がある。そのためには、予め、適切な監査の観点をもって検証することが重要である。

本監査における主な監査の観点は、次のとおりである。

適法性一事務執行が、適法になされているか

法律による行政の原理という言葉があるが、自治体は法令に従って事務執行をすることが必要である。

地方自治法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」と規定する。

法律、政令に限らず、広く、自治体制定の条例、規則や内部規定である要綱等を含めて、根拠に従って学校にかかる事務執行をする必要がある。監査人が観点として記載する「適法性」は、かかる考え方のと、狭い意味の法令違反に限らず、根拠違反と広く捉えて表現したものである。

根拠に基づく学校の事務執行は、結果として最善の結果（例えば、授業料など公金債権を最大限回収することや、一者随意契約を多用せずに適正価格での契約締結など）につながるものである。また、逆に根拠に基づかない学校の事務執行をした場合、住民監査請求や住民訴訟、国家賠償請求訴訟の対象となる可能性がある。消極的な意味合いではあるが、そうならないためにも根拠に基づく学校の事務執行が必要である（地方自治法第242条、同第242条の2、国家賠償法第1条）。

学校の事務執行にあたっては適法性が何よりも重要であり、特にかかる観点を強く意識して、適切に事務執行がなされているかを検証した。

有効性 事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか

経済性 事務執行が、より少ない費用で実施できないか

効率性 事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか

外部監査は、地方自治法第2条第14項（住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び同第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定を達成するために必要と認める特定の事件について実施される（地方自治法第252条の37第1項）。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

これらの規定に鑑みれば、学校の事務執行にあたっては、適法性を前提としつつも、有効性、経済性、効率性といった各種観点も重要であり、かかる観点から、適切に事務執行がなされているかを検証した。

公平性

地方自治法第10条第2項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」と規定している。

学校の事務執行でみれば、各生徒や各保護者に対して、公平な取扱をしているかが問題となる。

透明性

私費会計の状況を開示するほか（公費・私費負担区分等ガイドライン参照）、学校評議員会の議事状況などを開示することとなっている（学校教育法第62条、第82条、第42条、同施行規則第104条第1項、第135条、第66条）。

5 包括外部監査の期間

平成31年4月1日～令和2年3月10日

6 包括外部監査人及び補助者

監査人は、監査事務に際し、監査人補助者の補助を受けている（地方自治法第252条の32第1項）。監査人を含め弁護士11名、公認会計士1名、税理士2名の合計14名体制で監査を実施し、各専門による多角的視点による監査とした。過去の岐阜県の監査で最多の人数であり、各人の経験、知識を最大限活かすべく役割分担をした。

外部監査人	弁護士	堀 雅	博
補助者	弁護士	和 田 恵	
補助者	弁護士	竹 中 雅	史
補助者	弁護士	尾 藤 望	
補助者	弁護士	鈴 木 友	美
補助者	弁護士	平 松 卓	也
補助者	弁護士	渡 辺 俊	介
補助者	弁護士	安 田 和	広
補助者	弁護士	黒 宮 崇	宏
補助者	弁護士	田 中 敦	
補助者	弁護士	豊 田 聰	子
補助者	公認会計士	井 上 学	
補助者	税理士	米 津 覚	登
補助者	税理士	新 開 章	

7 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 報告書の構成

1 全体の構成

序 章

第 1 章 県立高等学校及び県立特別支援学校の現状

第 2 章 事務手続の概要と監査の対象及び監査の手法

第 3 章 県立高等学校

第 4 章 県立特別支援学校

第 5 章 教育委員会事務局等

終 章 課題と提言

巻末資料

第 1 章では、岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校の現状を報告する。本監査における「対象」を明らかにする意味で重要と考える部分である。岐阜県の教育基本方針、教育予算及び教育事業に続き、県立高等学校及び県立特別支援学校について概要と全体像を報告する。

第 2 章では、県立高等学校及び県立特別支援学校における事務の全体像を報告する。この章では、まず岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校における

基本的な事務手続を紹介し、事務ごとに具体的な監査項目を設定している。何について監査をするのか、その意味はどこにあるのかを記載している。この点は、第3章以下で報告する個別の学校について共通した監査項目となる。

第3章及び第4章は、教育現場である各県立学校の報告である。本監査のメインとなる部分である。第3章では県立高等学校を、第4章では県立特別支援学校をそれぞれ報告した。県立高等学校及び県立特別支援学校においては、事務手続や発生しうる財務リスクが異なる部分があることから、章を分けている。

第5章では、教育現場である県立高等学校及び県立特別支援学校を支援ないし指導、監督する教育委員会事務局について、報告する。学校現場だけでは対応できず、教育委員会事務局が対応すべき課題があるため、本章を設けた。第3章及び第4章と同様に、重要な章である。「第7 学校安全課」において、教育事務所が、学校現場と教育委員会事務局の橋渡しをしていることから、紹介する。その他、文化伝承課、出納管理課や管財課など学校に関連する知事部局や、岐阜県高等学校体育連盟などの関係団体についても、併せて、記載をすることとした。

終章では、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

2 個別の構成（第3章から第4章）

本報告の中心部分である。概ね以下の構成で報告することとした。

第5章においても、同様の構成で報告している。

概要

各学校の概要、平成29年度、平成30年度のデータを掲載するなどし、各学校の特徴を示すよう、可能な限り、情報を記載した。部活動についても、部活動後援会や補助金などにより、財務監査と関連するため、学校の特徴として、取り上げた。



監査の重点及び監査手続

当該学校ごとの実際の監査手続の詳細を記載した。なお、当該学校の概要を踏まえ、監査を実施するにおいて特に重視した部分が存在する場合には、監査の重点を併せて記載した。



事実関係の摘示（【事実関係】）

監査において把握した事実関係を明記した。

事実関係は判断の前提となるものであるため、正確性、具体性を意識した。

なお、【指摘】や【意見】、【参考報告】とはしないが、特徴がある事実関係については、【事実関係】だけを記載しているものもある。



適用が問題となる法律等根拠類の摘示（【規範】）

判断の前提として、その事務について適用される根拠類を可能な限り明示することとした。法律、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなど多種あるが、表現としては、【規範】（よって立つべき基準の意味）とした。



判断（【指摘】・【意見】）

【指摘】・【意見】の意義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	望ましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

【指摘】・【意見】の記載部分について説明する。

まず、対象となる現地機関や対象課を明示した。

また、【規範】に反しているものは【指摘】方向という考え方を用いている。

【指摘】・【意見】の結論は、簡潔にすることを心がけたが、結論に至る過程は、可能な限り具体的に記載した。また、併せて、可能な限り、積極的かつ具体的な改善案も提案した。岐阜県は、監査の措置状況を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する義務があるが（地方自治法第252条の38第6項）、監査人において具体的に岐阜県が検討する契機となるものにしなければならないという意識が強くあるからである。

なお、本監査は、平成30年度の事務執行を対象としているものであるところ、岐阜県が、令和元年度（平成31年度）中、自主的に、あるいは、本監査の過程を経て改善を実施している場合には（改善報告）という形で明記した。

判断（【参考報告】）

当該学校が他校の参考になる取組をしていると判断した場合に、そのことを明示して、他校が意識することは有益なことではないかと考えた。そこで、監査人において、他校の参考になると判断したものは、「参考報告」として明示することとした。

3 卷末資料

卷末資料1として、「指摘及び意見の一覧」を、掲載した。

卷末資料2として、「参考報告一覧」を、掲載した。

卷末資料3として、具体的な監査経過を示すため、「令和元年度 外部監査の日程」を添付した。

卷末資料4として「岐阜県の行政機構図（平成31年4月1日現在）」を、卷末資料5として、「岐阜県教育委員会の行政組織図」を添付した。

卷末資料6として、「アンケート」の様式を添付した。

その他、卷末資料として、本報告書で引用する根拠、様式を一部掲載した。

第1章 岐阜県の教育の現状

第1 本章の概要

本監査は、「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」をテーマとする。「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」を検討する前提として、各学校を運営していく基となる岐阜県の教育基本方針と、各学校で予算を執行していくための前提となる岐阜県の教育予算及び事業概要を確認することが目的である。

- ・「第2」において、岐阜県の教育基本方針について報告する。
- ・「第3」において、岐阜県の教育予算及び事業について報告する。
- ・「第4」において、「岐阜県の県立高等学校」、第5において、「岐阜県の県立特別支援学校」を紹介し、監査の対象を示す。
- ・「第6」において、岐阜県の教育委員会の全体像を示し、監査の対象を示す。

第2 岐阜県の教育

1 「第2次岐阜県教育ビジョン」

岐阜県では、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、今後10年先を見据えて、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的な施策を明らかにする計画として、また、教育基本法第17条に基づく教育振興基本計画として、岐阜県議会における議決を経て、平成20年12月に、「岐阜県教育ビジョン」を策定した。「岐阜県教育ビジョン」は、平成21年度から平成25年度にかけての5年間の計画であり、平成26年3月に、「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定した。「第2次岐阜県教育ビジョン」の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間である。平成31年3月には、新たな教育課題に対応した計画として、「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」を策定した。計画期間は、平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの5年間である。

本監査は、平成30年度を対象としていることから第2次岐阜県教育ビジョンについて、以下、概要を報告する。

（1）「ぎふの人間像」の実現

『高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え方行動できる「地域社会人」』

岐阜県では、学校、家庭、地域、企業等が一体となって、この「清流の国ぎふ」の未来を担う子どもたちに、清流スピリット（ふるさと岐阜への誇りと愛着をも

ち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心)を育んでいくとともに、3つの力(自立力・共生力・自己表現力)をバランスよく身に付けさせます。

そして、高い志とグローバルな視野をもって自分の夢に挑戦し、家庭・地域・職場において豊かな人間関係を築くとともに、地域社会の一員として持続可能な地域社会づくりに貢献する地域社会人の育成を目指すことを岐阜県教育の基本理念としています。

(2) 清流スピリット

「清流スピリット」とは、「清流の国ぎふ」で生まれ育った子どもたちが、急速に変化し続ける社会の中で、「ふるさと岐阜への誇りと愛着をもち続けながら、清く、優しく、たくましく生きていこうとする心」を、美しい清流にたとえ表したものです。

「清流スピリット」を育むことで、人と自然とのつながりや、人ととのつながりを実感しつつ、ふるさとの魅力や課題を見つけ、学び合い、行動し、持続可能なふるさとの発展に貢献できる人づくりを目指します。

(3) 3つの力

先行き不透明な現代社会を生き抜いていくために必要な資質として、今後直面するであろう様々な課題に対し、子どもたちが3つの力(自立力・共生力・自己表現力)をバランスよく身に付けることで、一人一人の多様な個性や能力を開花させ、自らの人生を豊かにするとともに、地域社会の持続的な発展に貢献できる力を養います。

【自立力】

自己肯定感に裏付けされた自信に基づき、生涯を通して自ら学び、自ら考え行動し、社会の変化に主体的に対応しながら、たくましく生き抜いていく力。

具体的には、「自主性」、「自信・自己肯定感」、「学ぶ意欲」、「勤労観・職業観」、「健康・体力」、「自己管理能力」など。

【共生力】

他者との共感や思いやりの心に基づき、「人と人、人と社会、人と自然」との関わりやつながりを大切にし、協調性をもって豊かな人間関係を広げ深めていく力。

具体的には、「自他の人格や生命の尊重」、「社会性・コミュニケーション能力」、「思いやりの心」、「道徳性、規範意識」、「多様性を認める心」、「郷土愛」など。

【自己実現力】

想像力と創造力を發揮しながら、高い志をもって夢に挑戦し続け、グローバル

な視野で様々な課題を考えつつ、身近な地域や社会の発展のために貢献できる力。

具体的には、「自らを高める力」、「個性を磨く力」、「継続する力」、「目標を設定する力」、「グローバルな考え方」など。

（4）地域社会人

本県で生まれ育った子どもたちが、将来このふるさと岐阜の地に根を下ろし、「3つの力」をバランスよく身に付けながら、①社会を生き抜くための確かな学力と自己肯定感に裏付けされた豊かな人間性を備え、②高い志とグローバルな視野をもって未来を切りひらく新しい価値を創造し、③個人や社会の多様性を尊重しつつ、持続可能な地域社会づくりに貢献するとともに、④「清流スピリット」を次の世代へつなげていくことができる人材を、地域社会人と位置付けています。

また、少子高齢化や過疎化が進む中、それぞれの地域における人々の暮らしや自然、文化や産業など、地域社会が今後も持続的に発展していくかという観点から、問題意識をもって学び、行動できる人材の育成を図ります。

2 平成30年度 岐阜県教育委員会の基本方針 ～「清流の国ぎふ」の明日をひらく教育の推進～

第2次岐阜県教育ビジョンに基づき、以下のとおり、平成30年度岐阜県教育委員会の基本方針が定められている。

（1）時代や社会の変化に対応した新しい教育

ア 第3次岐阜県教育ビジョンの策定

教育施策を総合的・計画的に推進するための指針の策定

（2）教職員の働き方改革の推進

ア 勤務環境の整備・改善

教職員の労務管理の適正化や事務効率の向上による長時間勤務の解消

イ 外部人材を活用した教員サポート体制の整備

機能的な学校組織体制による教職員の長時間勤務の解消

ウ いじめ・不登校への対応強化

（3）多様なニーズに対応した教育>

ア 専門高校における地域の担い手育成
地域産業や社会の担い手育成における専門高校の活動への支援

イ 演劇等を通じた高校生のコミュニケーション能力の育成
自己表現力の向上を図るための人間関係形成能力の育成

ウ 外国人児童生徒への日本語の定着に向けた取組み
授業内容を理解するための汎用的カリキュラムの開発

エ 地域連携による活力ある高校づくりの推進
小規模校と地域社会が強く結び付いて行う学習活動の支援

オ 発達障がい等のある児童生徒への支援の強化
発達障がいのある児童生徒の学びやすい環境づくりの推進

(4) 確かな学力の育成

ア 理数教育フラッグシップハイスクールの指定
理数科の課題研究の手法や指導方法の普及と汎用的カリキュラムの開発

イ 新学習指導要領への対応
教科横断的な教育や主体的・対話的で深い学びの実現への授業の改善

ウ 県立高校における進学指導の強化
進学指導に対応できる学習支援員の配置や教員の指導力向上講座の開催

(5) 豊かな心と健やかな体を育む教育

ア いじめ・不登校への対応強化
児童生徒等のいじめ・不登校などの課題に迅速に対応できる体制の整備

イ ふるさと教育の推進
公立学校を対象に本県が世界に誇る地域資源を巡る体験学習の実施

ウ 全国高等学校総合体育大会の開催
全国高等学校総合体育大会を東海ブロックで開催

(6) 安全・安心な教育環境づくり

ア 県立学校施設の整備の推進
老朽化対策を中心とした県立学校施設の教育環境の改善

イ 経済的な理由による修学困難な生徒への修学支援の推進
家庭の状況に応じた各種奨学金の貸与

ウ 県立学校への災害用備蓄品の整備 帰宅困難時の児童生徒や職務にあたる教職員の携帯トイレなどの整備

3 「新 子どもかがやきプラン 地域と共に創る 新たな学びのスタイル」

岐阜県教育委員会においては、平成18年3月に「一人一人の可能性を引き出す自立支援教育子どもかがやきプラン」を策定し、各地域の特別支援教育の核となる特別支援学校の整備や、特別支援教育を推進するための体制整備に取り組んできた。

「岐阜県長期構想」、「岐阜県教育ビジョン」が目指す方向性、さらには、障がいのある子どもたちやその保護者のニーズを踏まえながら、今後の特別支援教育のより一層の充実を目指し、平成21年3月に「子どもかがやきプラン」を改訂した。今後10年の方向性や取り組むべき課題を明らかにし、特に、平成21年度から概ね5年間を目途に実施する施策の具体的な計画をまとめた。

その後、岐阜県教育委員会では、「子どもかがやきプラン」に基づき、障がいのある子どもへの教育環境整備を推進してきたが、岐阜清流高等特別支援学校の整備をもって当初の計画が概ね完了することになった。今後は、地域の中で、一人一人の多様な教育的ニーズに対応することができるよう、さらに質の高い教育を目指して、新たな政策の方向性を示すため、平成29年3月に、「新 子どもかがやきプラン」が策定された。

「新 子どもかがやきプラン」の概要は、以下の通りである。

(1) 重点政策① 県内各地域への高等特別支援学校機能の整備

岐阜以外の地域においても、平成30年度から順次、高等特別支援学校（総合産業科）の機能を整備します。

ア 軽度知的障がいのある生徒を対象に、一般企業等への就労を目指して職業教育を中心的に行う新しいタイプの学校「高等特別支援学校」を、県内各地域に整備。

イ 高等特別支援学校機能の整備と合わせて、特別支援学校高等部において新たな作業コースを開発するなど、作業学習の在り方を検討

(2) 重点施策② 発達障がい等のある児童生徒への支援強化

児童生徒一人一人の特性やニーズに応じた教育を提供するために、新たな学びの場の整備やそれぞれの学びの場をつなぐ仕組みづくりに取り組みます。

ア 中学校において、発達障がい等のため学習や生活において困難さのある生徒を対象に、1～3人程度の集団で行う「個別支援教室」の導入について研究を実施。

イ 高等学校において、他の生徒と適切にかかわるためのルールを身に付けた

り、自分の思いを積極的に表現する力を高めたりするため、「少人数コミュニケーション講座」を導入。

ウ 特別な支援を必要とするすべての児童生徒を対象に、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、それらを小学校から中学校、中学校から高等学校、そして卒業後の進路先へと確実に引き継ぐシステムを構築。

エ 高等学校へ進学する段階において、適切な進路情報を提供し、教育相談を通じてニーズに応じた進路先を選択できるような仕組みを構築。

オ 障がいのある生徒が県立高等学校への進学を希望する場合は、受験や学校生活において必要となる合理的配慮を、事前協議を踏まえて提供。

カ すべての県立特別支援学校に、コミュニティ・スクール制度を導入し、地域と一緒に学校づくりを推進。

（3）重点施策③ 学びの場を支える教員の専門性向上

それぞれの学びの場において、児童生徒の障がいの特性や状態に応じて、適切な指導支援を行うことができるよう、教員の専門性を高めます。

ア コア・スクールにおいて、各障がい種の専門領域に関する指導的立場の教員（コア・ティーチャー）を計画的・継続的に養成

イ 小・中学校、高等学校において、発達障がい支援のコア・ティーチャーを養成。

第3 教育予算

1 岐阜県教育委員会の予算の状況

（1）教育予算の大要

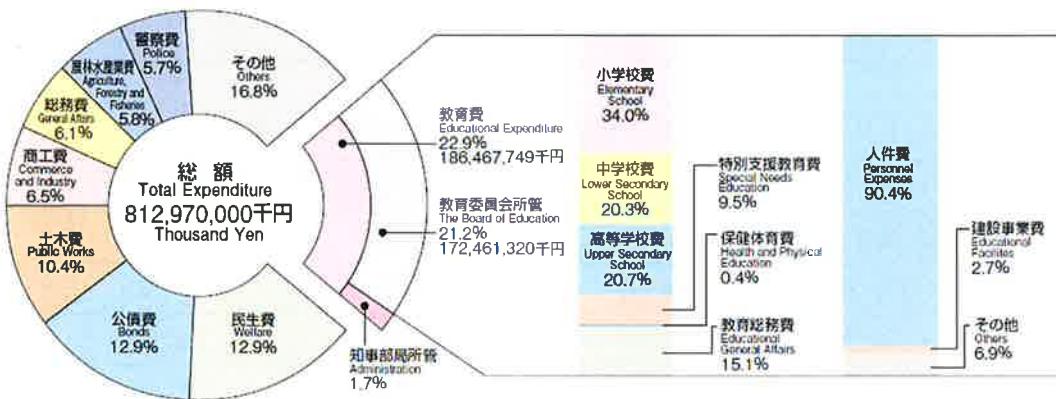
平成30年度の岐阜県の一般会計当初予算は8129億7000万円で、前年度当初予算に比べ0.2%の増となっている。教育委員会所管予算は、総額は1724億6132万円で、前年度当初予算に比べ2.4%の増となっている。

令和元年度の岐阜県の一般会計当初予算は8258億6000万円で、前年度当初予算に比べ1.6%の増となっている。教育委員会所管予算は、総額は1731億4481万1000円で、前年度当初予算に比べ0.4%の増となっている。いずれも、岐阜県予算全体の21.0%を占め、最も多額の費目である。

平成 30 年度

県教育予算 Gifu Educational Budget for Fiscal Year 2018

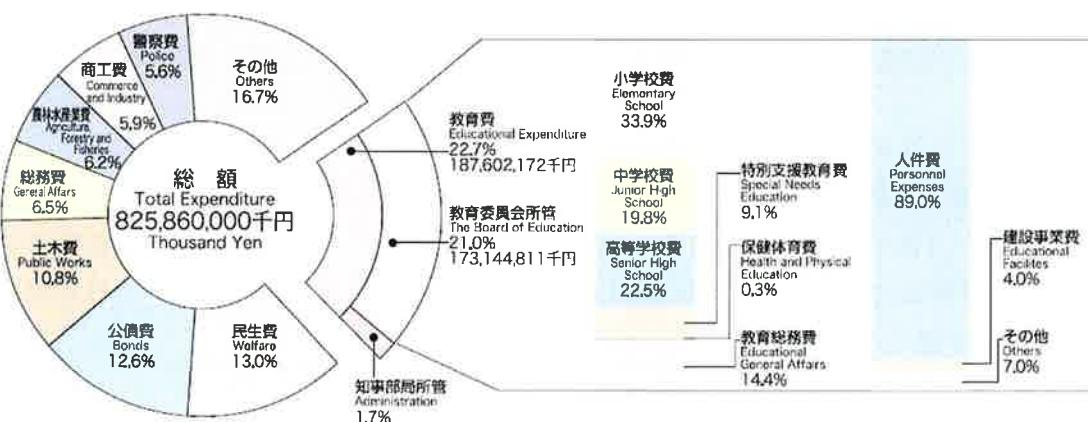
県予算に占める割合の一番高い教育費は、使い方もきめ細かく配慮されています。



令和元年度

県教育予算 Gifu Educational Budget for 2019 Fiscal Year

県予算に占める割合の一番高い教育費は、使い方もきめ細かく配慮されています。



(2) 教育委員会関係予算の推移

教育委員会所管経費のうち、高等学校費は、20%を超えており、特別支援学校費は、9 %前後で推移している。

■一般会計予算及び教育委員会所管予算の推移

(単位：百万円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
県予算	811,390	812,970	825,860
教育委員会所管予算	168,393	172,461	173,145
所管予算の占める割合	20.8%	21.2%	21.0%

■ 教育委員会関係予算 当初予算の内訳比推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
教育総務費	14.7%	15.1%	14.4%
小学校費	34.2%	34.0%	33.9%
中学校費	21.0%	20.3%	19.8%
高等学校費	21.0%	20.7%	22.5%
特別支援教育費	8.8%	9.5%	9.1%
保健体育費	0.3%	0.4%	0.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

2 教育委員会予算の概要（平成 30 年度）

平成 30 年度教育委員会予算のうち、主要な事業について、報告する。

（1）第 3 次岐阜県教育ビジョンの策定

教育振興基本計画策定等事業費	213 万円
本県が目指すべき教育の理念や方向性を再確認し、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための指針として「第 3 次岐阜県教育ビジョン（計画期間 H 31～35 年度）」を策定。	

（2）教職員の働き方改革の推進

ア 勤務環境の整備・改善

教員出退勤管理システム整備事業費	657 万円
教員の適正な労務管理のため、全ての県立学校に教員一人ひとりの勤務時間を常時把握できるシステムを導入	
管理費（全日制）（うち高性能印刷機導入分）	6000 万円
生徒等に配布する大量の印刷物の作成時間を短縮し、事務の効率化を図るため、県立学校に高性能印刷機を導入	
研修事業費（うちW e b 会議システム導入分）	89 万円

教員の遠方からの研修参加の負担軽減を図るため、総合教育センターと飛騨地区の県立学校9校に簡易なWeb会議システムを導入	
研修事業費（うち学校管理マネジメント等研修分）	150万円
適正な職場管理を図るため、学校管理職等に対するメンタルヘルスやハラスメント防止、労務管理等をテーマとした研修を開催	
教職員ハラスメント等防止等対策審議会設置費	360万円
ハラスメント等や過労死の疑いのある事案を調査・審議する第三者機関を設けるとともに弁護士による外部相談窓口を設置	

イ 外部人材を活用した教員サポート体制の整備

部活動アシスタント設置事業費	1億3028万円
県立学校に、週休日及び休日も含めた部活動指導を行うことができる部活動アシスタントを配置	
学校現場における業務改善加速事業費	1991万円
各県立学校及び市町村立学校において業務改善に集中的に取組む事業や地域へ教員業務アシスタントを配置し、効果を検証	
スクールカウンセラー設置費・事業推進費	2億5240万円
悩みのある児童生徒を支援するため、臨床心理士等を公立学校へ継続配置するのに加え、各公立高校・特別支援学校において、スクールカウンセラーによる教職員の研修を実施	
スクールソーシャルワーカー活用事業費	1507万円
児童生徒が抱える貧困などの課題を把握し、関係機関との連携を支援するため、社会福祉士等を小・中学校へ継続派遣するのに加え、新たに公立高校及び特別支援学校へ派遣	
いじめ・不登校等未然防止事業費	240万円
児童生徒の自己肯定感等を高める学校づくりを通して、いじめ等を未然防止するため、学識経験者、医師等を公立学校等に派遣	

（3）多様なニーズに対応した教育

ア 専門高校における地域の担い手育成

専門高校活性化に向けた総合戦略事業費	660万円
各地域の産業や社会の担い手育成において、専門高校が果たすべき役割を、地域レベルで検討する場として地区協議会を設置するとともに、専門高校における地域の特色を生かした教育の在り方について研究。飛騨高山高校、岐南工業高校、土岐商業高校、大垣桜高校の4校が実践研究校として指定されている。	

イ 演劇等を通じた高校生のコミュニケーション能力の育成

高等学校における演劇等ワークショップ事業費	800万円
演劇等の自己表現を通して、コミュニケーション能力や自己表現力の向上を図るため、県立高校にプロの演出家や俳優等を講師として招へいし、演劇表現等のワークショップを開催する。山県高校、羽島高校、揖斐高校、不破高校、東濃高校、恵那南高校において、開催されている。	

ウ 外国人児童生徒への日本語の定着に向けた取組み

高等学校における外国人生徒支援教員の配置	教職員 10 人
日本語指導の必要な外国人生徒が複数名在籍する高校に対して教員を配置し、外国人生徒を対象とする選択科目の開設や、放課後、空き時間の日本語指導に対応	

エ 地域連携による活力ある高校づくりの推進

地域連携による活力ある高校づくり推進事業費	1850 万円
高校ごとに、学校関係者、市町関係者、地域の産業界代表者等により構成する協議会を組織し、地元の市町や企業等と一体となって、地域課題を踏まえた活力ある高校づくりを推進	

オ 発達障がい等のある児童生徒への支援の強化

発達障がい児童生徒支援事業費	449 万円
学校の要請に応じ、発達障がい等のある児童生徒の支援方法を教員へ適切に助言するため、大学教授や医師、臨床心理士、教員OB等を派遣	
高等学校特別支援教育支援員配置事業費	4023 万円
発達障がいのある生徒や肢体不自由・病弱等の生徒が在籍する高校へ支援員を配置し、学校での学習や生活を支援	
発達障がい等総合支援推進事業費	349 万円
発達障がい等のある児童生徒への教育的ニーズに応じた学びの場として、中学校での「個別支援教室」の研究を継続するとともに、新たに高校（不破高校、東濃高校、東濃フロンティア高校（通）において、「少人数コミュニケーション講座」を開設	

カ 高等特別支援学校の全県展開

西濃高等特別支援学校施設整備事業費	5515 万円
平成 30 年 4 月開校の西濃高等特別支援学校の実習棟の改修工事及び音楽室・図書室棟の実施設計を実施	
就労支援コーディネーター事業費	729 万円

高等特別支援学校における就労支援体制の充実を図るために、就労支援のノウハウを持つ人材「就労支援コーディネーター」を配置	
高等特別支援学校職業教育実習事業費	1101 万円
高等特別支援学校（岐阜清流、西濃）の各専門コースでの実習に必要な原材料等の購入経費	
高等特別支援学校専門教科指導力向上・養成事業費	328 万円
就労に向けた専門的な職業教育実施のため、専門教科担当教員の指導力向上を図るとともに、高等特支機能の全県展開に向け、教科指導できる教員を養成	
高等特別支援学校入学者選抜事務費	57 万円
高等特別支援学校における入学者選抜を実施	

キ 特別支援教育の充実

岐阜希望が丘特別支援学校施設整備事業費	10 億 0109 万円
岐阜希望が丘特別支援学校の第2期建設工事（体育館、ジャグジープール、グラウンド等）を実施	
岐阜本巣特別支援学校施設整備事業費	3 億 4369 万円
生徒数増加が続いている岐阜本巣特別支援学校の狭隘化の解消及び学習環境の改善を図るため、改修整備工事を実施	
スクールバス購入費	3936 万円
スクールバス運行委託費	1 億 7215 万円
スクールバス添乗員	9240 万円
長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、片道の乗車時間が概ね60分以内になるようスクールバスを配備し、運行	
特別支援学校・学級インクルーシブ教育システム構築事業費	1166 万円
特別支援学校や特別支援学級・通級指導教室における質の高い教育の提供と教員の専門性向上、一人ひとりの多様なニーズに応じて地域の子どもや人々と共に学び合う交流及び共同学習の推進	
特別支援教育ネットワーク強化事業費	760 万円
障がいのある子どもが社会的自立を目指すために各地域において特別支援教育ネットワークを構築し、就学前から高校卒業後までの一貫した支援を実施	
特別支援学校のセンター的機能の充実	教職員 7 人
特別支援教育における地域のセンターとしての機能を発揮するため、教員を配置。岐阜盲学校（視覚障がい教育）、岐阜聾学校（聴覚障がい教育）、長良特別支援学校（病弱教育）、岐阜希望が丘特別支援学校（肢体不自由教育）、岐阜清流高等特別支援学校（軽度知的障がい教育）が、コア・スクールとして位置づけられている。	

理療科臨床実習事業費	84万円
岐阜盲学校において、理療師としての専門的な技術・態度等を鍛成するため、外来患者を対象に臨床体験学習を実施。第4章の第1で、報告する。	
特別支援学校高等部職業教育実習事業費	1593万円
高等部の生徒が社会の一員として障がいに応じて積極的に自立、社会参加するために、勤労の意義について学習するとともに、職業生活に必要な能力を高めるために実習及び作業を実施	
就学奨励費	2億7382万円
特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減	
特別支援学校ふれあいスポーツ大会補助金	75万円
特別支援学校におけるスポーツの推進を図るため、特別支援学校ふれあいスポーツ大会の開催を支援。第5章の第10において、報告する。	

ク 産業教育の充実

専門高校生地域連携推進事業費	480万円
専門高校生が、日頃の学習で得た知識や技術を活用し、地域と連携して実践的な課題解決等の活動に取り組むことで、地域や地元企業を知り、将来の本県を担う産業人を育成。	
スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業費	3000万円
専門高校が企業等と連携・協働して、航空宇宙産業を担う人材育成、ソフトウェア開発、地域の農業に貢献できる人材育成等の取組みを通して、高度な知識・技術を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する事業。岐阜農林高校と岐阜工業高校が、国（文部科学省）より指定されている。	
農業科実習費	1億8919万円
生徒が育てた農畜産物の売り上げを活用し、農業高校（岐阜農林高校、大垣養老高校、郡上高校、加茂農林高校、恵那農業高校、飛騨高山高校）において実習を実施している。第5章の第4で、報告する	
産業教育振興設備整備費	1億9000万円
産業教育の充実を図るため、実習装置・設備を整備するとともに、整備済みの装置や設備の修繕等を実施している。第5章の第4で、報告する。	
学校農場基盤整備費	585万円
生産の効率化を図り、生産性の向上に資するとともに、生徒の実験実習における安全を確保するため、県立学校の農場基盤を整備しており、第5章の第4で、報告する。	

ケ 情報教育の推進

学校間総合ネット管理運営費・更新費	1億 2496万円
県内の小中、高、特別支援学校を光ファイバーで接続した教育情報ネットワークを整備し、保守・管理を実施	

コ 教職員の資質能力の向上と体罰・不祥事の根絶

研修事業費	909万円
経験年数や職務に応じて、教職員として身に付けるべき資質・能力を習得することや専門的知識を高めることを目的とした研修等を実施	
初任者研修非常勤講師	非常勤講師 742人
学校ごとの新規採用教員の配置に応じて指導教員を配置するとともに、初任者が校外研修等を受講する際の後補充非常勤講師の設置	

サ 学校マネジメントの推進

学校評議員等設置費	113万円
教員の意識改革、県民の意見を反映した学校改革の観点から、県立学校に地域住民等で構成する学校評議員等を設置	
学校運営協議会等設置費	44万円
学校運営に協議会委員の意見を反映させたコミュニティ・スクールにすることで、開かれた学校づくり、地域に根差した学校づくりを推進	
学校関係者評価の実施	—
学校運営の改善を図るとともに、説明責任を果たすため、学校評議員、学校運営協議会委員、保護者、地域住民等による学校関係者評価を実施	—
教育目標や課題の改善方法等を明示したマニフェスト等の導入（県立高校）	—
学校課題を明確化し、教育方針・重点目標等を含む学校の教育目標や、何を、いつまでにどのくらいまで取り組むのかを明示したマニフェスト等に基づいた学校運営を推進。取組みの結果については、自己評価を実施するとともに、その結果を踏まえた学校関係者評価を実施	—
特別非常勤講師設置費	788万円
学校教育の多様化と活性化に対応するため、地域の各分野で優れた知識や技術を有する人を学校長の裁量で選定し、非常勤講師として配置	

（4）確かな学力の育成

ア 理数教育フラッグシップハイスクールの指定

理数教育フラッグシップハイスクール事業費	1200万円
次期学習指導要領において求められる、自らが主体的に課題を発見し、その解決を	

図ることができる生徒の育成を推進するため、県内 6 高校（岐阜高校、岐山高校、岐阜農林高校、大垣東高校、恵那高校（国指定）、吉城高校）を指定し、教育カリキュラムを研究・開発

イ 県立高校における進学指導の強化

進学指導推進事業費	640 万円
近年減少傾向にある、いわゆる難関大学への県立高校からの合格者数の増加を図るため、普通科がある高校を中心に、教師の進学指導力向上や生徒の学力向上を推進。岐阜北高校、加納高校、本巣松陽高校、大垣南高校、加茂高校、可児高校が指定されている。	

ウ グローバル社会で活躍できる人材の育成

スーパーグローバルハイスクール事業費	3200 万円
高校におけるグローバル・リーダーの育成を推進するため、英語を使う機会の拡大、幅広い教養や問題解決力等の国際的素養の育成を目指す県立高校を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、重点的に支援。岐阜商業高校、大垣北高校（国指定）、関高校、多治見北高校、斐太高校が指定されている。	
海外交流支援事業費	1230 万円
海外留学を促進するために高校生の海外留学（原則 1 年間）への支援、県立高校における海外の姉妹校との交流などの海外研修事業を実施	
専門高校生国際化推進事業費	730 万円
経済のグローバル化に対応し、異文化理解・国際感覚を有した職業人を育成するために、毎年専門高校 4 校（加茂農林高校、東濃実業高校（商）、多治見工業、瑞浪高校（生活））を研究指定校とし、国際理解を深める調査研究の授業の実施や各種取組みを推進	
農業高校生海外実習派遣費	892 万円
生徒が育てた農畜産物の売り上げを活用し、農業後継者育成のため、農業高校生をアメリカ、ブラジル・ドイツ・オランダへ派遣	
外国語指導助手等設置費・活動費	7296 万円
外国語教育の充実と国際理解教育、国際化に対応した教育を推進するため、県立学校 16 校に重点的に外国語指導助手を配置	

エ 確かな学力の育成

高校指導法改善	教職員 5 人
高校において英語等の授業で習熟度別少人数指導を実施するため配置	
魅力ある高校づくり推進事業費	1112 万円

生徒自ら課題を発見し解決するカリキュラム開発や国際的教育プログラム（国際バカロレア）の導入調査などを実施	
理科・数学教育設備充実費	1750 万円
学習指導要領に対応した理科教育に関する備品の整備及び老朽化した備品の更新を推進し、理科教育を充実	
教科用図書選定審議会費	69 万円
県内の学校で使用する教科書の採択の適正な実施を図るため、教科書の研究を実施	
基礎学力定着のための学習改善事業費	250 万円
必要とされる学力を、生徒が確実に身に付けられる授業の改善及び指導方法の研究と、身に付けた生徒の力を適切に測ることができるテストの研究開発を実施	

（5）豊かな心と健やかな体を育む教育

ア いじめ・不登校への対応強化

岐阜県いじめ防止等対策審議会設置費	138 万円
教育委員会の附属機関として「岐阜県いじめ防止等対策審議会」を設置し、いじめ防止等対策の取組みについて審議を行い、県立学校では対応が困難な重大事態が発生した場合は調査を実施	
県立学校いじめ防止等対策組織運営費	378 万円
全ての県立学校において、いじめ防止等の対策のための組織を設置し、その取組みについて検討や検証を行い、重大事態が発生した場合は調査を実施	
いじめ、不登校対応教員の配置	教職員 69 人
いじめ、不登校が深刻化した生徒指導の困難校に配置（校内の指導体制の確立、教員の指導・研修、他機関との連携、保護者の啓発等を担当）	
いじめ不登校対策事業	非常勤講師 155 人
児童生徒数が急増し、問題が発生しやすくなる学年に非常勤講師を配置し、担任とのティーム・ティーチングにより、きめ細かく対応	
地域担当生徒指導充て指導主事	教職員 13 人
警察、各学校の生徒指導主事及び各種協議会と連携し、補導業務や不審者対策等地域の広域的な生徒指導を担当。第 5 章の 7 で、報告する。	
いじめ問題対応講座の実施	—
いじめの早期発見、早期対応について、教員研修を実施	

イ ふるさと教育の推進

岐阜県ふるさと教育表彰事業費	41 万円
学校における「ふるさと教育」の実践を広め、県内学校の「ふるさと教育」への機	

運を一層高めるため、優れた取組みを実践している学校を顕彰

ウ 全国高等学校総合体育大会の開催

全国高等学校総合体育大会開催事業費（夏季大会）	1億 3076万円
全国高等学校総合体育大会（夏季大会）の開催にあたり、会場地となる市（岐阜市・各務原市・海津市・高山市）の実行委員会に対して開催費を助成するとともに、会場地を中心に、高校生が街頭や主要駅において広報活動等を実施	

エ 運動部活動の充実と適正化に向けた取組み

学校体育指導事業費	250万円
体育の授業や運動部活動を担当している教職員に対し、指導力の向上を図る研修会等を実施	
県高等学校体育大会補助金	200万円
高校の運動部の活性化を図るため、県高等学校総合体育大会、県高等学校新人大会、県高等学校定時制通信制総合体育大会の開催を支援	
県立高等学校運動部活動振興費補助金	726万円
県立高校及び特別支援学校高等部の運動部活動に支援し、生徒、保護者の負担を軽減	
運動部指導者派遣・研修事業費	1084万円
高校の運動部活動に専門的技量を有する社会人指導者を派遣するとともに、指導者養成のための研修を実施	
全国ブロック高等学校総合体育大会派遣費補助金	1584万円
保護者及び学校の経済的負担軽減と高校生のスポーツ振興を図るため、選手・監督の派遣を支援	
東海高等学校総合体育大会負担金	100万円
東海高等学校総合体育大会の円滑な運営を図るため、大会に要する経費の一部を負担	

オ 食育の推進

県立学校給食運営事業費	1億 3140万円
児童生徒の健康の保持増進と体位の向上のために栄養バランスのとれた学校給食を提供	

（6）安心・安全な教育環境づくり

ア 県立学校施設の整備の推進

学校建設費	29億 3337万円
-------	------------

学校建設費のうち、校舎等改修	25 億 3698 万円
学校建設費のうち、その他施設整備	3 億 9639 万円
老朽校舎改築事業費	1200 万円
老朽化が著しい高校（6 校舎）の規模や配置、工程等設計の諸条件を整理するため、基本計画を策定	

イ 経済的な理由による修学困難な生徒への修学支援の推進

県選奨生奨学金	9616 万円
学業成績が優秀であり、かつ、心身が健全であって経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与	
高等学校奨学金	1753 万円
勉学意欲がありながら、経済的理由により高校等での修学が困難な生徒に対して、成績要件なしで奨学金を貸与	
子育て支援奨学金	1956 万円
教育費の負担が大きくなる高校生の時期に、子どもが 3 人以上いる世帯の第 3 子以降の生徒を対象に、成績要件や所得要件なしに奨学金を貸与	
定時制・通信制課程修学奨励費	806 万円
高等学校の定時制通信制課程に在学する生徒に対し、修学奨励費を貸与（卒業を条件に返還義務は免除）	
公立高等学校等就学支援金	43 億 8905 万円
保護者（親権者）全員の市町村民税所得割額が 304,200 円未満の生徒に対して授業料に充てるための就学支援金を支給	
高校生等奨学給付金	4 億 7776 万円
保護者（親権者）が岐阜県に在住し、保護者（親権者）全員の市町村民税所得割が非課税である世帯の公立高校生等に対して奨学給付金を給付	
定時制修業年限弾力化	教職員 2 人
修業年限 3 年を希望する生徒の増加に対応し、特設授業を開設	
定時制通信制教科書等給与費補助金	155 万円
勤労青少年の高等学校定時制通信制課程への修学を円滑にし、教育の機会均等を確保するため、必要な教科書購入費を補助	

ウ 県立学校への災害用備蓄品の整備

県立学校災害用備蓄品整備事業費	3200 万円
大規模災害発生時に一定数の帰宅困難者が出来ることを想定し、その対応にあたる職員の非常食、児童生徒及び職員の非常用携帯トイレ及び衛生用品を各学校に整備	

エ 危機管理体制の充実

県立学校緊急保安警備委託費	2688万円
防犯、火災監視及び非常事態発生時の対応等を警備会社に委託し、学校の安全と危機管理体制を強化	
学校安全支援事業費	275万円
公立学校に防災や防犯、交通安全の各分野の専門家を派遣する等により、児童生徒の安全教育の推進と職員の安全管理を充実	
県立学校AED整備事業費	189万円
心肺停止時における救急救命の観点から、県立高校及び特別支援学校にAEDを設置	
日本スポーツ振興センター共済給付金	1億2256万円
県立学校の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、障害、死亡に対して、医療費、障害見舞金、死亡見舞金を支給	

第4 岐阜県の県立高等学校

1 高等学校

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校である（学校教育法第50条）。

2 岐阜県立の高等学校

63校の県立高等学校が存在する。

（1）全日制課程（61校）

普通科（理数科及び英語科を含む。）のみを設置する学校	28校
職業学科のみを設置する学校	17校
普通科と職業学科又は音楽科、美術科の両方を設置する学校	8校
普通科と職業学科と総合学科を設置する学校	2校
職業学科と総合学科を設置する学校	2校
総合学科のみを設置する学校	4校

（2）定時制課程

県内に設置されている定時制課程の設置状況は、以下のとおりである。

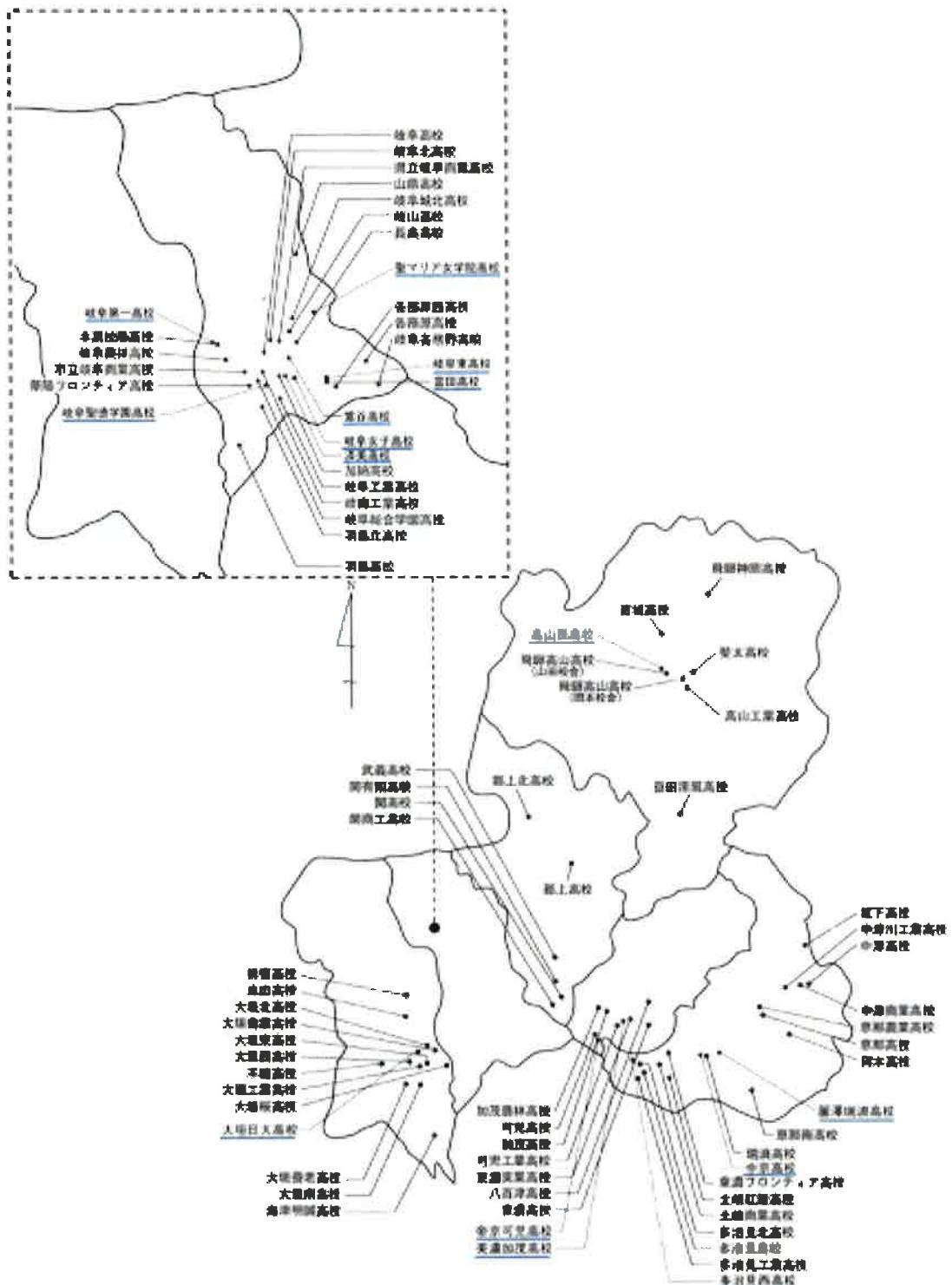
定時制課程のみ	1校（東濃フロンティア高等学校）
全日制課程と定時制課程の併置	6校（岐阜商業高等学校、岐阜工業高等学校、

	大垣商業高等学校、大垣工業高等学校、 加茂高等学校、中津高等学校)
全日制課程、定時制課程、通信制課程の併置	1校（飛騨高山高等学校）
定時制課程と通信制課程の併置	1校（華陽フロンティア高等学校）

（3）通信制課程

華陽フロンティア高等学校と飛騨高山高等学校の2校に通信制課程を設置

3 県立高等学校の一覧



【平成 30 年度 県立高等学校一覧】 (人)

地区名	学校名	課程	学科	生徒数
岐阜 19 校	岐阜	全日制	普通	1,085
	岐阜北	全日制	普通	1,080
	長良	全日制	普通	1,115
	岐山	全日制	普通・理数	1,077
	加納	全日制	普通・音楽・美術	1,171
	羽島北	全日制	普通	874
	岐阜総合	全日制	総合	836
	岐阜城北	全日制	生活産業、総合	709
	岐阜商業	全日制・定時制	商業	1,272
	岐南工業	全日制	工業	821
	各務原	全日制	普通・理数・英語	901
	各務原西	全日制	普通	876
	岐阜各務野	全日制	商業・情報・生活産業	747
	本巣松陽	全日制	普通	714
	岐阜農林	全日制	農業	836
	山県	全日制	普通	374
	羽島	全日制	普通	557
	岐阜工業	全日制・定時制	工業	1,164
	華陽フロンティア	定時制・通信制	普通	910
				17,119
西濃 12 校	揖斐	全日制	普通・生活産業	436
	池田	全日制	普通	475
	大垣北	全日制	普通	966
	大垣南	全日制	普通	719
	大垣東	全日制	普通・理数	927
	大垣西	全日制	普通	715
	大垣養老	全日制	農業・総合	709
	大垣商業	全日制・定時制	商業・情報	865
	大垣工業	全日制・定時制	工業	1,052
	大垣桜	全日制	生活産業	588
	不破	全日制	普通	326
	海津明誠	全日制	普通・商業・生活産業	552
				8,330
中濃 5 校	郡上北	全日制	普通	294
	郡上	全日制	普通・農業・総合	691

	武義	全日制	普通・商業	585
	関有知	全日制	普通・生活産業	444
	関	全日制	普通	834
				2,848
可茂 7校	加茂 加茂農林 八百津 東濃 東濃実業 可児 可児工業	全日制・定時制 全日制 全日制 全日制 全日制 全日制 全日制	普通・理数 農業 普通 普通 商業・生活産業 普通 工業	962 588 351 328 703 804 588
				4,324
多治見 7校	多治見 多治見北 多治見工業 瑞浪 土岐紅陵 土岐商業 東濃フロンティア	全日制 全日制 全日制・専攻科 全日制 全日制 全日制 定時制	普通 普通 工業 普通・生活産業 総合 商業 普通	652 719 473 434 341 591 219
				3,429
恵那 7校	恵那 恵那南 恵那農業 中津 坂下 中津商業 中津川工業	全日制 全日制 全日制 全日制・定時制 全日制 全日制 全日制	普通・理数 総合 農業 普通 普通・生活産業 商業 工業	674 189 440 627 190 478 444
				3,042
飛騨 6校	益田清風 斐太 飛騨高山 高山工業 吉城 飛騨神岡	全日制 全日制 全日制・定時制・通信制 全日制 全日制 全日制	普通・商業・総合 普通 普通・農業・商業・生活産業 工業 普通・理数 総合	596 835 1,087 423 355 200
				3,496
<県合計> 63校				42,588

第5 岐阜県の県立特別支援学校

1 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校である（学校教育法第72条）。

2 岐阜県立の特別支援学校

21校の県立特別支援学校（うち1校は分校）が存在する。

（1）特別支援学校が対象とする障害の種類は、以下のとおりである。

視覚障害
視覚に障害のある児童生徒を対象にして、点字を用いたり文字を拡大したりするなどの工夫と配慮のもとに、各教科の学習や自立に向けての専門的な教育を行っている。岐阜盲学校の1校がある。
聴覚障害
聴覚に障害のある幼児児童生徒を対象にして、早い時期から補聴器を使って「音」の存在に気付いたり、「ことば」の力を付けたりするための、きめ細かな指導や自立に向けての専門的な教育を行っている。岐阜聾学校の1校がある。
知的障害
身辺自立に必要な基本的な生活習慣や自立と社会参加に必要な習慣、知識、態度を生き生きとした学習の中で身につけることができるよう、教科の学習のほか、実生活にみられる課題を中心とした生活単元学習を行っている。岐阜本巣特別支援学校、岐阜清流高等特別支援学校、羽島特別支援学校、揖斐特別支援学校、大垣特別支援学校、西濃高等特別支援学校、海津特別支援学校、郡上特別支援学校、中農特別支援学校、可茂特別支援学校、東濃特別支援学校、恵那特別支援学校、下呂特別支援学校、飛騨特別支援学校本校、飛騨吉城特別支援学校の15校がある。
肢体不自由
運動機能に障害のある児童生徒が、可能な限り自分の力で生活を送ることができるよう、教科の学習のほか、身体の動きやコミュニケーション能力等の向上に関する教育を行っている。
岐阜希望が丘特別支援学校、岐阜本巣特別支援学校、羽島特別支援学校、揖斐特別支援学校、大垣特別支援学校、海津特別支援学校、郡上特別支援学校、関特別支援学校、可茂特別支援学校、東濃特別支援学校、恵那特別支援学校、下呂特別支援学校、飛騨特別支援学校高山日赤分校、飛騨吉城特別支援学校の14校がある。

病弱者

慢性の疾患や身体虚弱のため、医療又は生活に規制が必要な児童生徒を対象にして、病院との連携を密にしながら、教科の学習のほか、病気の回復や克服のための知識や習慣等を身に付ける教育を行っている。

長良特別支援学校、岐阜本巣特別支援学校、羽島特別支援学校、揖斐特別支援学校、大垣特別支援学校、海津特別支援学校、関特別支援学校、可茂特別支援学校、東濃特別支援学校、恵那特別支援学校、下呂特別支援学校、飛騨特別支援学校高山日赤分校、飛騨吉城特別支援学校の13校がある。

(2) 高等特別支援学校

卒業後、障害者雇用による社会自立を目指し、専門コース（食品、福祉、ビルクリーニング等）や普通教科（国語、社会、数学等）の学習を行っている。

岐阜清流高等特別支援学校、西濃高等特別支援学校の2校がある。

3 県立特別支援学校の一覧



【平成 30 年度 県立特別支援学校一覧】 (人)

地区名	学校名	生徒数
岐阜地区 7 校	岐阜盲学校	48
	岐阜聾学校	89
	長良特別支援学校	63
	岐阜希望が丘特別支援学校	79
	岐阜本巣特別支援学校	214
	岐阜清流高等特別支援学校	92
	羽島特別支援学校	156
西濃地区 4 校	揖斐特別支援学校	96
	大垣特別支援学校	251
	西濃高等特別支援学校	24
	海津特別支援学校	50
美濃地区 3 校	郡上特別支援学校	39
	閑特別支援学校	54
	中濃特別支援学校	222
可茂地区 1 校	可茂特別支援学校	285
多治見地区 1 校	東濃特別支援学校	215
恵那地区 1 校	恵那特別支援学校	149
飛騨地区 4 校	下呂特別支援学校	43
	飛騨特別支援学校	118
	高山日赤分校	12
	飛騨吉城特別支援学校	31
<県合計>	21校	2330

第 6 教育委員会

1 教育委員会

(1) 教育委員会の組織

岐阜県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の定めるところにより、岐阜県における教育行政の執行機関として設置されている。

県教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織され、氏名および任期は次のとおりである。

【教育委員会の組織】(平成 31 年 4 月 1 日現在)

職名	氏名	任期
教育長	安福正寿	平30. 4. 1～令3. 3. 31
教育長職務代理者	稻本正	平31. 3. 17～令5. 3. 16
委員	野原正美	平28. 4. 1～令2. 3. 31
委員	森口祐子	平28. 3. 24～令2. 3. 23
委員	竹中裕紀	平29. 7. 18～令3. 7. 17
委員	近藤恵里	平29. 10. 15～令3. 10. 14

(2) 教育委員会の会議

岐阜県教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定めるもののほか、岐阜県教育委員会会議規則の定めるところにより行われている。会議は、定例会議と臨時会議とし、定例会議は毎月 1 回開催されている。平成 30 年度は定例会議が 12 回、臨時会議が 3 回開催された。

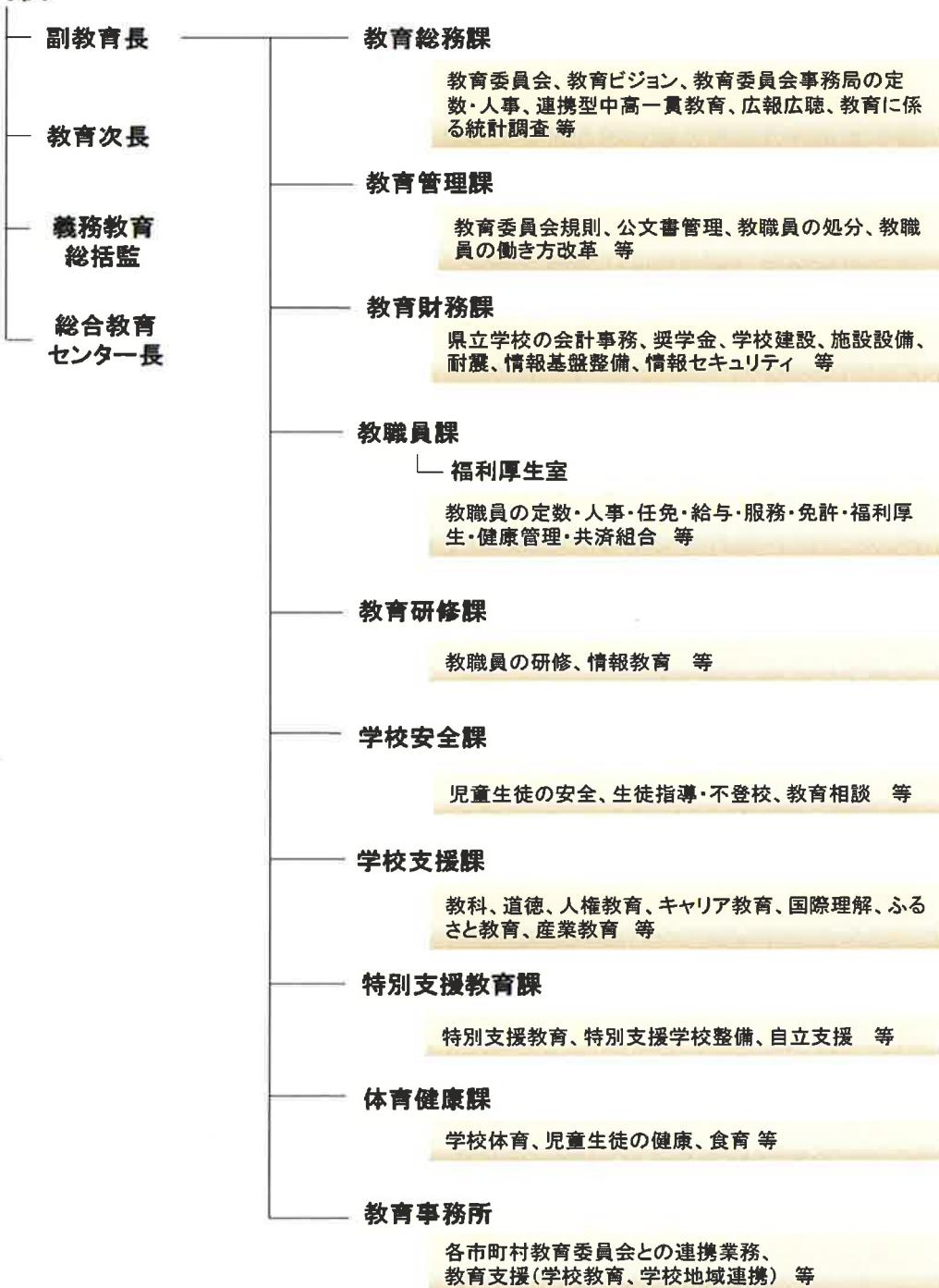
2 教育委員会事務局

県教育委員会の権限に属する事務等を処理させるため、県教育委員会に事務局が置かれている。事務局には 9 課（本庁）及び 6 教育事務所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）が置かれている。

岐阜県教育委員会事務局組織

教育長

H30.4.1現在



3 教育委員会事務局（本庁各課）の事務分掌

（1）教育総務課

- ア 教育委員会における県民の窓口に関すること。
- イ 教育委員会における議会の窓口に関すること。
- ウ 教育委員会の会議に関すること。
- エ 教育委員会委員の秘書に関すること。
- オ 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。
- カ 自治体教育の推進に関すること。
- キ 教育委員会の事務事業の点検及び評価に関すること。
- ク 県立高等学校（県立中高一貫教育校を含む。）の設置及び廃止に関すること。
- ケ 県立高等学校の課程及び学科の設置及び廃止に関すること。
- コ 県立高等学校の入学定員に関すること。
- サ 県立高等学校の入学者選抜のあり方（通学区域のあり方に関するこことを含む。）に関するこ。
- シ 事務局の組織及び編制に関するこ。
- ス 職員（学校に勤務する職員を除く。）の任免、分限、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関するこ。
- セ 栄典、ほう賞及び表彰に関するこ。
- ソ 広報及び広聴に関するこ。
- タ 教育に係る調査及び統計に関するこ。
- チ 予算の編成及び決算に関するこ。
- ツ 教育事務所に関するこ。
- テ 事務局内各課の連絡調整に関するこ。
- ト 他課の所掌に属さない事務に関するこ。

（2）教育管理課

- ア 文書の管理に関するこ。
- イ 公印に関するこ。
- ウ 公文書の公開等情報公開及び個人情報の保護に関するこ。
- エ 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づく事務処理の推進に関するこ。
- オ 教職員の懲戒に関するこ。
- カ 教育に係る苦情等及びその調整に関するこ。
- キ 教育に係る苦情等の対応の審査に関するこ。
- ク ハラスメント及び過労死等の防止に関するこ。

ケ 教職員の勤務環境の改革に関すること。

(3) 教育財務課

- ア 県立学校の施設の整備（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及びその他公有財産の管理に関すること。
- イ 県立学校の経理に関すること。
- ウ 市町村立学校の施設の整備の助成に関すること。
- エ 県立高等学校の授業料の減免に関すること。
- オ 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- カ 修学奨励に関すること。
- キ 県立学校の情報基盤の管理に関すること。

(4) 教職員課

- ア 学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関すること。
- イ 学校に勤務する職員の勤務評定に関すること。
- ウ 学級編制及び教職員定数に関すること。
- エ 教育職員の免許に関すること。
- オ 職員の福利厚生及び保健に関すること。
- カ 公務災害補償に関すること。
- キ 恩給、退隠料及び退職手当に関すること。
- ク 公立学校共済組合及び財団法人岐阜県教職員互助組合（昭和四十七年二月十六日に財団法人岐阜県教職員互助組合という名称で設立された法人をいう。）に関すること。
- ケ 児童手当に関すること。
- コ 県立学校の管理（組織及び編制に関する事に限る。）に関すること。
- サ 市町村の教育委員会及び市町村立学校の組織及び運営に関する事（市町村立学校及び幼稚園の設置及び廃止を含む。）。
- シ 公立専修学校及び公立各種学校に関する事。
- ス 女性教職員の活躍の推進に関する事。
- * オ、カ、キ、ケは、教職員課内にある福利厚生室の分掌事務である。

(5) 教育研修課

- ア 教育職員の研修に関する事。
- イ 教育の情報化に関する企画立案及び調整に関する事。

- ウ 教育関係機関との連携に関すること。
- エ 情報教育に係る児童及び生徒の実習に関すること。
- オ 教育関係資料の収集に関すること。
- カ 総合教育センターの施設運営に関すること。

(6) 学校安全課

- ア 学校安全に関すること。
- イ 生徒指導に関すること。
- ウ 学校における情報モラルに関すること。
- エ 教育相談に関すること。

(7) 学校支援課

- ア 県立学校の管理（教育課程上の教育活動の指導に関するものに限る。）に関すること。
- イ 県立学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- ウ 市町村立学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。
- エ 学校教育の調査研究に関すること。
- オ 学校教育の教科等の指導に関すること。
- カ 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- キ 教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること。
- ク 県立学校の生徒及び児童の入学、就学及び退学に関すること。
- ケ 県立高等学校の入学者選抜の実施に関すること。
- コ 幼稚園教育に関すること。
- サ へき地教育の指導に関すること。
- シ 産業教育の振興及び指導に関すること。
- ス 人権教育に関すること。
- セ P T Aに関すること。

(8) 特別支援教育課

- ア 県立特別支援学校の設置、管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）及び廃止に関すること。
- イ 県立特別支援学校の課程、学部及び学科の設置に関すること。
- ウ 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導の支援に関すること。
- エ 県立特別支援学校の児童及び生徒の入学、就学及び退学に関すること。

- オ 県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員並びに入学者選抜及び入学者選考に関すること。
- カ 県立特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- キ 県立特別支援学校の人権同和教育に関すること。
- ク 公立学校の特別支援教育の推進に関すること。
- ケ 公立学校の特別支援教育の調査研究に関すること。
- コ 特別支援教育の就学奨励に関すること。
- サ 特別支援教育に関する教育研究団体の指導及び助言に関すること。
- シ 特別支援教育の関係資料の収集に関すること。
- ス 障害のある児童及び生徒に関する教育相談に関すること。
- セ 県立特別支援学校の施設の整備に関すること。

(9) 体育健康課

- ア 学校保健に関すること。
- イ 学校給食及び学校における食育に関すること。
- ウ 学校体育に関すること。
- エ 運動部活動に関すること。

4 教育事務所の分掌事務

(1) 教育事務所の組織体制

教育委員会及び教育長の権限に属する事務を分掌させるため、教育事務所6カ所（岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨）を設置している。教育事務所の分課、分掌事務は次のとおりである。

ア 学校職員課

管理調整係	所内庶務、物品の出納保管・会計経理、給与、福利厚生、教育調査・統計、連絡調整、他課に属さない事務
学校人事係	人事、研修、表彰、学校改革、市町村教育委員会・市町村立学校の組織運営の指導助言、免許（含検定）

イ 教育支援課

学校教育係	教育課程・学習指導・職業指導・教科書その他の教材等の取り扱い指導助言、産業教育の振興、学校保健、学校安全、学校給食、食育
学校地域連携係	生徒指導、地域教育の振興、不登校対策、教育相談

(2) 教育事務所の役割

各教育事務所の「教育支援課、学校地域連携係」の分掌事務（生徒指導等）が、

本監査テーマである県立高等学校及び県立特別支援学校に関連する。

具体的には、各教育事務所に配置された岐阜県地域担当生徒指導主事が、各学校と教育委員会との間を繋ぐ役割を果たしている。第5章の「第7　学校安全課」で報告する。

第2章 県立高等学校、県立特別支援学校における事務手続

第1 本章の概要

第1章において、「岐阜県の県立高等学校及び県立特別支援学校」の現状について報告した。

県立高等学校及び県立特別支援学校において、日常的に、様々な事務執行がなされており、本監査では、事務手続が適時・適切に行われているかを調査するものである。

「第2」において、県立高等学校及び県立特別支援学校における主な事務手続やその根拠となる規範を報告する。また、本監査における監査項目及び監査資料を報告する。これらは、第3章及び第4章で報告する個別の各県立高等学校及び県立特別支援学校の検証に当たり、共通する監査項目となる。また、第5章で報告する教育委員会事務局等の検証においても、共通する監査項目となる。

「第3」において、教育委員会各課及び行政管理課と包括外部監査の対象について議論する機会があったことから、監査人の考え方を示した。

第2 事務手続の概要と監査項目

1 学校運営

(1) 学校評価等

【事務手続の概要】

高等学校及び特別支援学校は、学校評価、学校運営協議会や学校評議員会の議事について、ホームページなどで公開している。

【規範】

高等学校及び特別支援学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする、とされている（学校教育法第62条、第82条、第42条、同法施行規則第104条第1項、第135条、第66条）。

【監査項目及び監査資料】

事務手続の概要によるとおり、学校評価、学校運営協議会や学校評議員会の議事について、ホームページにおいて公表しているか確認した。予備調査や往査の前に、各学校のホームページを閲覧して、確認した。

2 情報管理（セキュリティ）

(1) 情報セキュリティチェックシート

【事務手続の概要】

岐阜県では、2か月に1回、情報セキュリティチェックシートという情報セキ

ュリティについての問題5問を、教員及び事務職員に回答させている。教員は、県立学校グループウェアのアンケート機能で回答するか、書面で回答している。事務職員は、RENTA I（岐阜県行政情報ネットワーク。県庁等県の機関を結ぶネットワークであり、財務会計システム等の各種業務系システムや電子メール、インターネット等が利用でき、組織及び県職員間の情報共有等に利用されている。）により、行政事務用ネットワークを利用して、e-learningシステムにて回答している。80パーセント以上（5問中4問以上）の正解率でなければ合格とはならず、合格するまで、再回答することとなる。取扱管理者は、セキュリティチェックシートの回答状況について確認し、セキュリティ責任者に報告する。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策（5）情報セキュリティに関する研修 ①情報セキュリティ研修」において、「ア 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティを確保するため、職員等に対して情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策についての必要な研修を行わなければならない」、「エ 研修は、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものにしなければならない」と規定されている。

【監査項目と監査資料】

非常勤講師についても、パソコン等を操作する者も存在する。また、答案の持ち帰りなど個人情報を取り扱う者もいる。しかし、予備調査におけるヒアリングにおいて、非常勤講師は、時間の制約があり、情報管理について注意喚起等が行われる職員会議に出席せず、セキュリティチェックシートも、回答させていないとする学校が多くかった。

そこで、非常勤講師にも情報セキュリティチェックシートの回答を提出させているのかを確認した。あわせて、職員会議に出席しない非常勤講師に対する情報管理の研修がどのように行われているかについても、確認した。

監査資料は、非常勤講師に配布した職員会議の資料、セキュリティチェックシートなどである。

（2）USBメモリ等の外部記録媒体の管理

【事務手続の概要】

USBメモリなどの外部記録媒体については、使用の都度、「使用期間」を事前に明記し、使用の許可と返却の確認を、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」（様式2）を用いて、取扱管理者から受けることとしている。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事

項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、ＵＳＢメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票においては、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無いか（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と外部記録媒体に関する項目の記載がある。

【監査項目】

「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」に基づく管理がなされているか確認した。また、「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」において、使用の許可と返却の確認がなされているのか、適切な「使用期間」が設定されているのかを確認した。

監査資料は、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領に基づく「ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」である。

（3）答案用紙等の持出

【事務手続の概要】

答案の持出前に予め、管理職が、持ち出し簿の申請許可欄に押印し、返却時に返却確認欄に確認印を押印することとなっている。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成20年3月31日制定）」の「第5適正管理（条例第9条）」の「（6）外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【監査項目及び監査資料】

答案の管理責任者は、持ち出す答案用紙等の種類、使用目的、持出期間を考慮し、持出の可否を判断し、確認印を押しているのか、答案の返却を確認のうえ、確認印を押しているのかを確認した。

監査資料は、答案用紙等の外部持ち出し簿等である。

(4) パソコン等の持出／持込・使用

【事務手続の概要】

パソコンの持出・持込前に予め、管理職が、パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿に押印し、返却時に返却確認欄に確認印を押印することとなっている。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ③パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【監査項目及び監査資料】

「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」に基づく管理がなされているか確認した。また、パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿において、使用の許可と返却の確認がなされているのか、適切な「使用期間」が設定されているのかを確認した。

監査資料は、「パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿」等である。

(5) 防犯カメラの情報

【事務手続の概要】

防犯カメラを設置している学校があるが、盗難事件等により、警察等に外部提供する事例があった。また、防犯カメラに記録された動画等の画像データについて、個人情報の取得や管理が問題となり得る。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条において、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」とし、第3条において、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」とされている。

【監査項目及び監査資料】

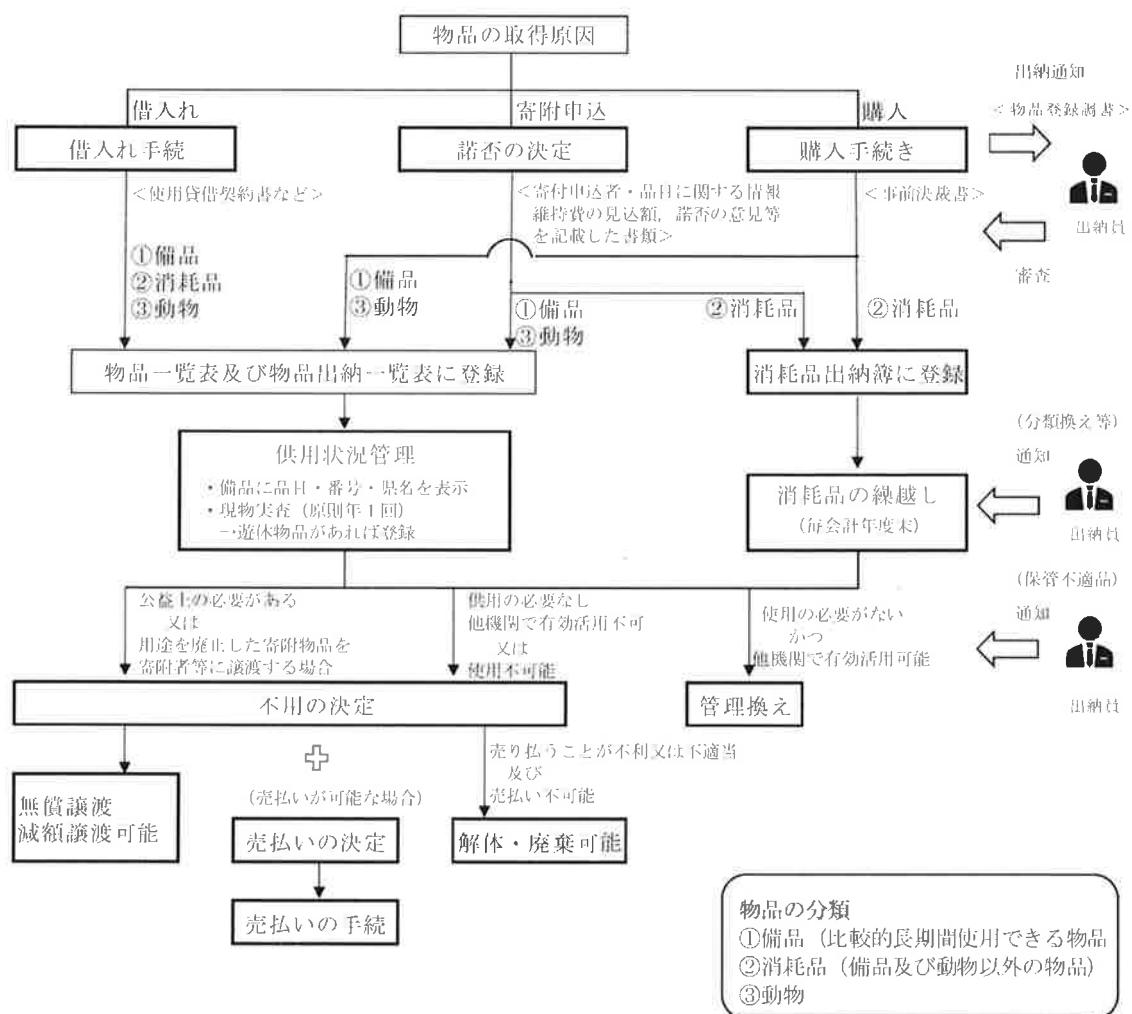
防犯カメラの表示装置に表示され、又は記録装置によって記録された情報には、個人情報が多分に含まれている。よって、適切かつ慎重に情報を取り扱うため、

防犯カメラ設置の目的、管理責任者及びその責務、画像の管理のルールを定めた規程等が存在するのかを確認した。

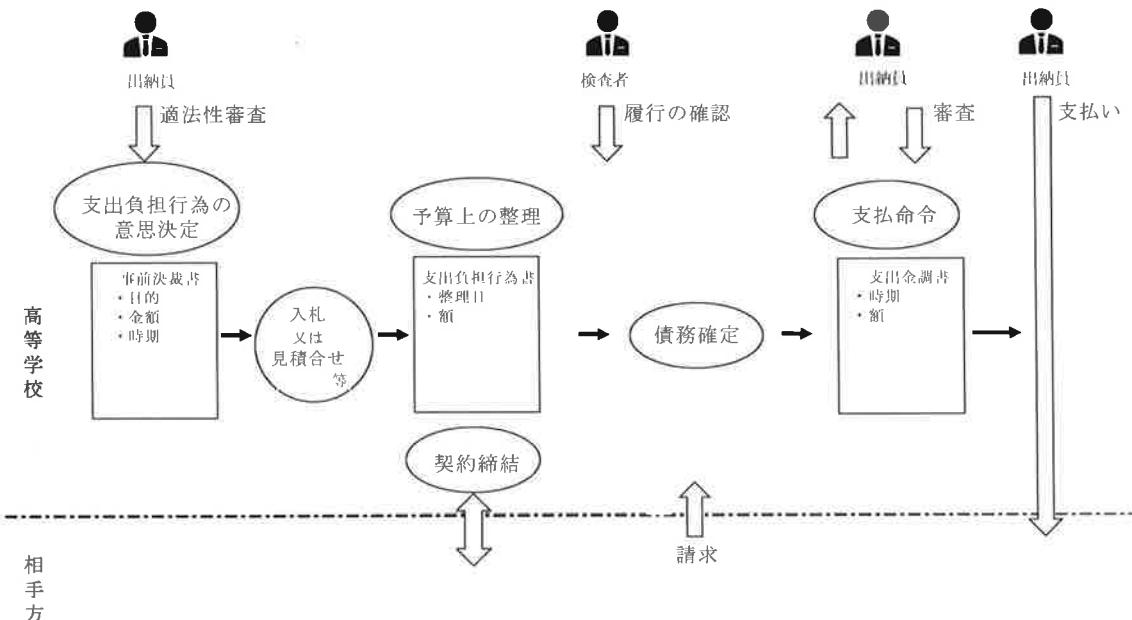
また、規程等が存在しない学校においても、岐阜県個人情報保護条例に基づいて、情報取得や情報提供をしているのかを確認した。

監査資料は、各学校における防犯カメラの情報の規程等と、外部提供時における決裁書面である。また、現場で、防犯カメラの設置場所を確認し、現場ヒアリング等で、防犯カメラの設置目的や設置の必要性を確認した。

3 物品（備品、消耗品及び動物）



(1) 事前決裁書等



【事務手続の概要】

学校において、授業等で使用する消耗品や備品を購入するほか、機械等について、修繕工事や保守点検を委託している。

学校において、支出負担行為をしようとするときには、目的、予定金額、時期等明らかにした書類でその意思を決定する（岐阜県会計規則第9条）とされ、事前決裁書の作成が必要とされている。

次に、事前決裁書の内容については、出納員（事務局長や事務部長）により記載されている事項が法令等に違反していないかの審査が行われ（同規則第11条）、その後、事前決裁書に基づいて、契約その他の行為を行うとともに、支出負担行為の時期及び額を明確にし、予算上の整理を支出負担行為書により行う（同規則第10条）。

そして、実際に契約に基づいた行為が行われると、その履行の確認は、検査者が行い、その後、契約の相手方からの請求書の提出を受けた後、債務を確定し、出納員に支出金調書により支出命令がなされる（同規則第38条）。

出納員は、支出命令についての審査を行い（同規則第12条）、内容に問題がないと判断すれば支払を行う（同規則第42～44条の5）。

【監査の項目及び監査資料】

発注書や納品書の受領後に、事前決裁書等を作成していないかを確認した。具

体的には、アンケートのほか、ヒアリング、事前決裁書と見積書、発注書、納品書の日付が同一のものがないかを確認した。

（2）借入物品

【事務手続の概要】

物品の借入れをする場合は、使用貸借契約書や借受書などにより、借入れをした物品の内容を明らかにする。物品は、備品、消耗品、動物に分類（5万円以下の物品及び破損しやすい物品は消耗品に分類される）され、購入物品については、備品及び動物を物品一覧表に登録し、消耗品は登録しない。これに対し、借入物品については、消耗品を含む全ての物品を物品一覧表に登録し、使用状況等を管理することとなっている。

つまり、借入物品は、消耗品であっても、現物実査の対象となる。

P T Aや部活動後援会、同窓会などから、パソコン等の備品を借りている場合のほか、市町村や民間団体から、楽器を借りている例がある。

【規範】

岐阜県会計規則 86 条の 2 「収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れする物品の内容を明らかにした書類により借入れ手続きを執らなければならない。」

また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第 87 条第 1 項）、物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第 88 条の 2 第 1 項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第 90 条第 1 項）としている。

上記のとおり、その管理する物品について現物実査をしなければならない（同規則第 92 条の 3）とし、「物品の現物実査実施要領」において、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとしている（同要領第 6）。

【監査の項目及び監査資料】

P T Aなどから借入をする際に、使用貸借契約書や借受書などがあるかどうかを確認した。また、物品一覧表に掲載されているのか、現物実査の対象となっているのかを、P T A等の備品台帳等や物品一覧表等に基づき、ヒアリング等で、確認した。

（3）図書

ア 図書の寄附

【事務手続の概要】

図書について、P T Aで予算が決定され、当該予算の範囲内で、図書選定委員会において、購入する図書を決定している。図書については、図書システムにより、取得の原因が、県費による購入か、P T A予算による購入か、寄贈なのかを分類して、登録している。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【監査の項目及び監査資料】

PTA 予算により購入した図書を廃棄する際に、PTA の承諾をとっていない学校がほとんどであることから、PTA による図書の購入は、寄附であると考えられる。PTA などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、③維持費の見込額も明らかにした上で、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとる必要がある。寄附採納の決裁書類により、寄附採納手續がとられているかどうかを確認した。

イ 図書の廃棄

【事務手続の概要】

不用となった図書について、除籍決定がなされる。除籍決定された図書は、古紙回収業者へ売却するか、業者に有料ないし無料で引き取ってもらう。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品（略）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならぬ。」とし、同条第 2 項は、「収支命令者等は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」としている。同条 3 項は、「岐阜県財産条例（昭和 39 年岐阜県条例第 3 号）第 6 条の規定により物品を無償譲渡しようとするときは、不用の決定をするものとする。」と規定している。

岐阜県財産条例第 6 条には、物品の無償譲渡又は減額譲渡に関する規定があり、「物品は、次の各号の一に該当するときは、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。一 公益上の必要に基づき、物品を譲渡するとき。二 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品または工作物の用途を廃止した場合において、当該物品又は工作物の解体若しくは撤去により物品となるものを寄付者又はその相続人その他の包括承継者に譲渡するとき。」とある。

【監査の項目及び監査資料】

アンケート及び定期監査資料により、図書の廃棄において、不用決定をしてい

るか、売り払いや廃棄の手続が適正に行われているか確認をした。

（4）現物実査の方法

【事務手続の概要】

1年に1回、物品一覧表と、現物が整合しているかを確認するために、現物実査が行われる。時間がかかるため、夏休みなどまとまった時間に行われることが多い。ただし、現物実査の対象となる物品は、消耗品を除く備品及び動物である。

【規範】

岐阜県会計規則第92条の3は、管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならないとしている。また、「物品の現物実査実施要領」において、①現物と物品帳簿の整合性の確認（物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること）、②利用状況の確認、③維持管理状況の確認をすることとされている。

【監査の項目及び監査資料】

平成30年に実施された物品総点検の報告書のほか、校舎内を回る際に、物品一覧表と現物の整合性を確認した。また、現物実査の時に、実査担当者が記録した書類を閲覧し、現物実査における確認状況を検討した。

（5）薬品の管理

【事務手続の概要①】

毒物及び劇物（アンモニアや過酸化水素水など）については、鍵のかかる保管庫に保管し、保管庫に「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をする。

【規範】

毒物及び劇物取締法第12条第3項において、「毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、『医薬用外』の文字及び毒物については『毒物』、劇物については『劇物』の文字を表示しなければならない。」と定められている。

【監査の項目及び監査資料】

化学準備室において、保管庫やアンモニアや過酸化水素水など薬品を保存する冷蔵庫に、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示があるかを確認した。

【事務手続の概要②】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。

これを受け、各学校において、薬品管理規程が定められており、管理記録簿の整備が義務づけられている。管理記録簿には、「品名」ごとに、「取得年月・使用日・使用料・使用目的・使用者及び残量」などを記載することが求められてい

る。

【監査の項目及び監査資料】

各学校における薬品管理規程と管理記録簿を確認し、所定の記載事項が漏れなく記載されているかを確認した。

(6) 遊休物品

【事務手続の概要】

学校長は、現物実査の結果、遊休物品が存在すると判明したときは、遊休物品が他の物品と容易に区別できるよう、物品一覧表中の当該物品の「遊休物品」欄に記録する。

学校長は、遊休物品について、今後使用見込みがあるかないかを判断し、使用見込みがない場合は、次の手順で処理する（岐阜県会計管理規則第99条）。

(1) 使用見込みがないものは、管理換えにより有効活用を図る。

(2) 管理換えを行う場合は、RENTA I掲示板の「(165) 遊休物品の有効活用」の階層を活用する。

(3) 管理換えによる有効活用を図ることができない場合は、不用決定後、処分（売払い、廃棄）する。

【監査の項目及び監査資料】

使用されていない物品があるかどうか、使用されていない物品について、「遊休物品」登録されているかどうか、管理換えを検討されているか、不用決定がなされているなどを確認した。アンケートのほか、学校現場の視察において確認した使用されていない物品の現認のほか、物品一覧表を確認した。「遊休物品」の登録により、物品の使用状態を把握し、管理換えを検討し、不用決定後は、売却や廃棄処分を検討することになる。

4 施設関係

(1) 鍵の管理

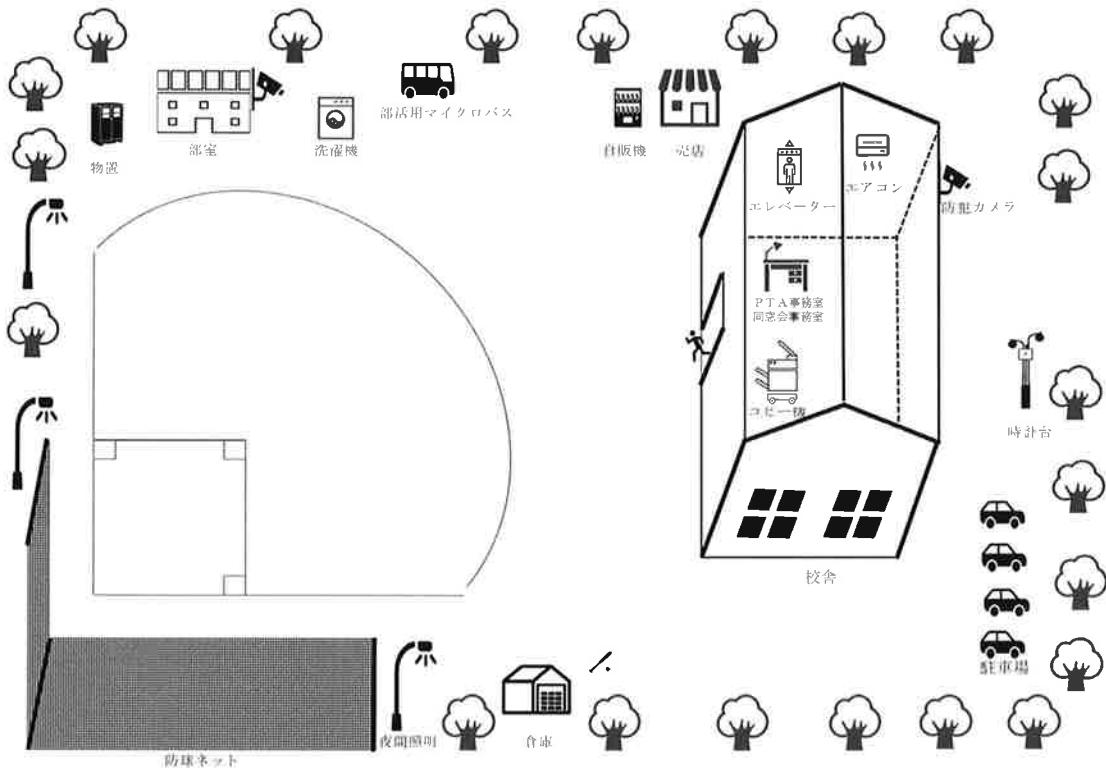
【事務手続の概要】

貸し出し鍵管理簿には、「貸出日」、「貸出時刻」、「使用場所」、「借用者」、「返却時間」を記入する欄が設けられており、鍵を使用する者は、記入欄に必要事項を記載して、鍵を借りる。鍵を返却する際には、返却時間を記載する。

【監査の項目及び監査資料】

貸し出し鍵管理簿のほか、事務局における鍵の管理状況を確認した。

(2) 物置等、コンテナ、雨天練習場、夜間照明、防球ネット、洗濯機



【事務手続の概要】

ア　学校その他の教育機関の用に供する財産（教育財産）は、地方公共団体の長の統括の下に教育委員会が管理するものとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第2号、第28条第1項）。教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任することができ（同法第25条第1項）、教育長は、教育委員会から委任された事務その他その権限に属する事務の一部を学校の職員に委任することができるものとされている（同法第25条第4項）。

県は、教育委員会が教育長に委任する権限から除外する事項として「教育財産の管理（使用許可及び使用許可の取消しに関することを除く。）」に関することを定め（教育長に対する権限の委任等に関する規則第1条第1項第20号）、教育長が学校の校長に権限を委任する事項として、「教育財産の使用許可（重要なものを除く。）又は使用許可の取消しに関すること」を定めている（教育長の権限の委任に関する規程第2条第13号）。

これにより、教育財産の使用許可（重要なものを除く。）は、校長が行うこととなる。なお、教育機関の管理運営の基本的事項について必要な教育委員会規則を定めることとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項）のを受け、県は、岐阜県立高等学校管理規則を定め、校長は学校の施設

及び設備（備品を含む）の管理を統括する（同規則第30条第1項）。

イ 各学校において、学校用地内に、学校要覧や定期監査資料に記載のない物置等、コンテナ、雨天練習場、防球ネット、夜間照明、洗濯機などが複数設置されていた。育友会や野球部等の部活動の保護者会が設置したものもあったが、学校によっては、誰が所有者か確認できないものもあった。これらの物品等について、使用貸借契約を交わしていないし、物置等の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【監査の項目及び監査資料】

物置等についての所有者を把握しているかどうかについて確認した。

また、所有者が学校（岐阜県）ではなく、学校が借りていない場合は、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可しているかどうかの確認をした。現場往査において、グラウンド等を視察し、物置等の設置物を現認し、定期監査資料等から、行政財産の目的外使用許可がとられているかについて、確認した。

なお、各学校のグラウンドに設置されている物置等については、敷地に固定されていない物がほとんどであった。

【物置や洗濯機等に関する議論】

ア 物置や洗濯機等については、各部活動の保護者会が設置したものが多く、それぞれ、特定の部活動が使用している。部活動で使用される物置等の設置について、どのような手続が妥当なのかが論点となった。

岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領の第2の「3 許可の扱いとしないもの（許可の対象外）」として、「⑧学校教育法第50条及び第72条に規定する目的に関連し、学校教育活動のために使用する場合」とある。

部活動の位置づけについては、平成29年の学習指導要領においても、教育課程外であり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動」としながらも、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされている。

上記の記載からは、部活動のために学校用地等を使用することが、「⑧学校教

育法第 50 条及び第 72 条に規定する目的に関連し、学校教育活動のために使用する場合」に該当するのかが、不明確であった。

そこで、監査人は、岐阜県内の大学において、部活動の研究している方から、部活動に関する理論的な説明を聞きたいと考え、説明していただいた。しかし、現時点では、理論的にも、学校における部活動の位置付けはあいまいであることが分かり、部活動で使用することが学校教育活動のために使用する場合に該当するのかは分からなかった。そのため、物置や洗濯機等について取るべき手続についても、明確とはならなかった。

イ 次に、監査人は、現場の実態に即した処理にするために、各学校の認識を確認することとした。この点に関連して、各学校に対するヒアリングでは、学校が物置等を借りているのではなく、部活動に置かせているという認識を述べている学校が多かった。

他方、物置や洗濯機等を置かせているが、それは部活動のためであり、学校教育活動のために使用する場合であるから、目的外使用許可は不要であるという認識を述べる学校や、学校が物置や洗濯機等を借りているという認識を述べる学校も存在した。

ほとんどの学校では、物置等について使用貸借契約を締結せず、物置等の設置場所について行政財産の目的外使用許可手続もとらない状態であった。このように使用貸借契約も目的外使用許可もない状態である場合、どのような理由で、特定の部活動のために使用する物置等を後から学校に設置することができるのか、その法的根拠が不明確となる。また、学校においても、管理の対象から、物置等が外れてしまうことになってしまう。現実に、各学校を訪問した時に、すでに、所有者が不明となっている物置等があり、撤去等の手続が困難となっている事例も散見された。

何らかの手続をとって、管理をする必要があることは明らかである。

ウ 次に問題となるのは、どのような手続が妥当かという点である。手続としては、学校が保護者会との間で物置等の使用貸借契約を締結するか、保護者会等が行政財産の目的外使用許可をとることが考えられる。学校が贈与を受けたという法的構成も考えられないではないが、寄附採納や無償譲渡の手続もなく、現物実査等もしていない状況では、贈与を受けたという法的構成は難しいと考えた。

使用貸借契約と行政財産の目的外使用許可手続についてどちらが妥当であるかについて、現時点では、監査人は、次のように考えている。現実に、学校教育活動のためであるという理由で、無制限に学校施設の利用が認められているわけではない。そもそも、部活動後援会や P T A は、学校教育活動のために存在する団体であると評価できるが、その事務局の学校内設置については、行政財産の目的外使用許可を必要としている。また、土曜講座等についても、生徒のために

実施されており、教育目的のためといえるものであるが、文部科学省は、行政財産の目的外使用許可手続をとることとしている。

部活動のために設置・使用される夜間照明や防球ネットについても、行政財産の目的外使用許可がとられていた。実際には、部活動のためであるという理由だけで、物品や工作物の設置が、無制限に、行政財産の使用目的の範囲内となるわけではない。また、部活動と体育の授業で使用する物品（例えば、サッカーボールやバスケットボールなど）についても、部活動用の物と体育の授業用の物は、厳密に区別されている。このような実態からも、部活動に関連するので学校教育活動目的であるという抽象的な理由だけでは、行政財産の目的の範囲内と結論づけることは、難しいのではないかと考えた。

エ そこで、監査人は、部活動のためという点だけでなく、本来の学校用地の使用方法として、また、学校建物等における通常の標準設備として、物置や洗濯機等、その物品等を設置等することが本来想定されているかという観点から検討すべきではないかと考えた。すなわち、部活動目的や学校教育活動目的という抽象的な概念による検討だけではなく、物品等の性質や使用実態という具体的な事実関係を踏まえた観点からも、検討する必要があると考えた。

この点、物置や洗濯機等が、全ての学校において、全ての部活動のために、設置されているわけではない。県費により、全ての部活に全ての学校で、設置される部室と、物置や洗濯機等は、性質が異なると思われる。そこで、本来の学校用地の使用方法として、また、学校建物等における通常の標準設備として、その物品等が設置等することが想定されていないとして、行政財産の目的外使用許可が妥当であると考えた。

本監査において、往査していく中で、郡上高等学校や高山工業高等学校のように、野球部保護者会等が物置等の設置場所を使っているという認識で、行政財産の目的外使用許可の手続をとっている学校が存在した。現時点においては、現場の感覚としても、行政財産の目的外使用許可の方が、使用貸借契約よりも、合致しているのではないかと思われる（ただし、エアコンにおいて、以前は、目的外使用許可とされていたものが、平成31年度から、使用貸借契約や寄附採納手續がとられるようになったように、時代によって、考え方が変わる可能性もある。）。

各学校の報告においては、本来の学校用地の使用方法として、また、学校建物等における通常の標準設備として、その物品等が設置等することが想定されていない物置や洗濯機等の設置については、学校用地等を「本来の教育目的以外の目的で使用する場合」に該当する場合として、行政財産の目的外使用許可を必要という論証をしている。

オ なお、行政財産の目的外使用許可については、郡上高等学校や高山工業高等学校の事例にならって、野球部保護者会等が、権利能力なき社団として、所有者

及び申請者となり得る団体であることを前提として検討した。そのため、野球部保護者会等が、権利能力なき社団と認められるための要件（①団体としての組織を備え、②多数決の原理が行われ、③構成員の変更にも関わらず団体そのものが存続し、④その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること。最高裁判所昭和39年10月15日判決参照）を満たしていない場合は、行政財産の目的外使用許可の申請者等など結論部分が変わる可能性がある。

カ また、大垣工業高等学校のように、物置等が設置されている学校用地が借地の場合や、郡上特別支援学校のように校舎を借りている場合は、行政財産の目的外使用許可ではなく、貸主の承諾を得た転貸が必要である。この場合も、岐阜県公有財産規則第27条の2には「借受財産の取扱については、公有財産の取扱の例による」とあるため、行政財産の目的外使用許可に準じた手続をなすことになる。

（3）マイクロバス

【事務手続の概要】

部活動で利用されているマイクロバスが、学校用地内に複数駐車されている。同バスは、部活動の遠征等で使用される。同バスの運転は、部活動の顧問や保護者会の一員が運転することが多い。

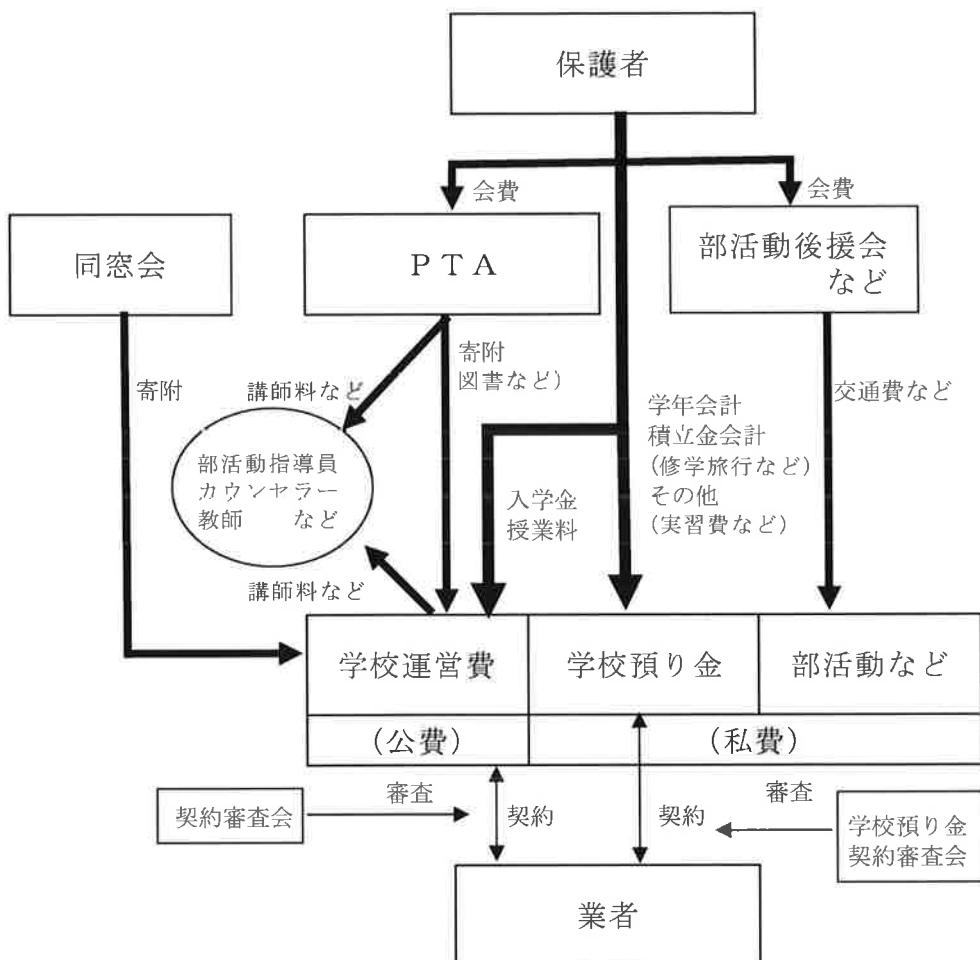
【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来想定されている使用目的の範囲外となる場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【監査の項目及び監査資料】

学校が駐車及び使用を認めているマイクロバスなどで部活動の遠征に出た途中で、事故が起きた場合、損害賠償請求を受けるおそれがある。各学校において、マイクロバスの車検証のほか、運転免許証や任意保険証などを確認しているのか、駐車位置について決まっているのかを、ヒアリング等で、確認した。また、行政財産の目的外使用許可手続をとっているかについても、確認をした。

5 私費会計



(1) 公費・私費ガイドラインに則った支出（設備費用等）

【事務手続の概要】

職務専念義務免除申請により、事務局長や事務部長等は、PTAや部活動後援会の会計等も担当していることが多い。PTA総会で、予算が承認されると、予算の範囲内で、図書のほか、除雪機を購入したり、グラウンドの整備費用を支出したりするなど予算が執行される。現実には、校長や事務局長等が、PTA会長の承諾を得た上で、会計上の手續を進める。校長は、会計上の負託を受けていることから、現金の出納を行う。

【規範】

学校教育法第5条、地方財政法第27条の3と同条に対する見解において、学校の管理運営に係る経費特に施設整備に係る経費は、設置者負担が原則であり保護者への負担転嫁が禁止されている。

これを受け、私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【監査の項目及び監査資料】

グラウンドの整備費用、除雪車両の購入費用や維持費用など、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当するものについて、PTA等の団体会計から支出されていないか、支出されている場合、県費で負担することを検討したか確認した。具体的には、PTA等の予算及び決算資料のほか、PTA等の備品台帳を確認した。

(2) 公費・私費ガイドラインに則った支出（部活動指導員等）

【事務手続の概要】

部活動指導員やスクールカウンセラーなどの人件費についても、PTA等の総会において承認を得て、PTA等団体会計からの支出がなされている。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則がうたわれているところ、「公費・私費負担区分等ガイドライン」によれば、県立学校共通の水準を維持するために必要な教育活動費は原則として公費負担とされている。

また、「公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集」には、保護者負担の軽減や会計事務に携わる職員の事務量を削減して本来の校務時間を確保することなどを目的として、「公費負担するべきものを主務課との協議等（情報提供や意見交換等）なく支援を受けることは避けるべきである」(60)とされている。

【監査の項目及び監査資料】

部活動指導員やスクールカウンセラー費用について、団体会計から支出されているか、支出されている場合の理由や経緯について、PTA等の予算及び決算資料をもとに、ヒアリングなどで確認した。

(3) 学校預り金運営委員会の開催

【事務手続の概要】

各学校に「学校預り金事務取扱要領」等が規定されている。学校預り金運営委員会において、予算の承認、監事監査終了後の決算（案）の承認を得た後、保護者に報告することとされている。

【監査の項目及び監査資料】

学校預り金運営委員会の開催を確認するため、運営委員会の議事録や式次第を確認して、予算及び決算の承認、監事監査が行われているかを確認した。

（4）ホームページへの掲載

【事務手続の概要】

ホームページ担当の教職員が、学校預り金の決算等、PTA等の決算等、部活動後援会の決算等について、学校のホームページに掲載する。ホームページへの掲載に当たっては、校長等管理職の決裁を経ている。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの「第1章 総則」「2 私費（学校諸費）を経理する学校の責務」「（3）説明責任と情報開示」に、「学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその用途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯（議事録等）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある。」とある。

【監査の項目及び監査資料】

各学校のホームページを確認し、学校預り金の決算等や、PTA等の決算等、部活動後援会の決算等について、掲載されているかを確認した。

6 契約関係

（1）一者随意契約

【事務手続の概要（規範）】

地方自治法施行令167条の2第1項（随意契約）では、「地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定する。また、同項第5号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定する。同項第6号は、「競争入札に付することが不利と認められるとき」と規定し、同項第7号は、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」と規定する。

岐阜県会計規則第141条第1項は、「収支命令者等は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書（第四十号様式の五）を提出させなければならない」としている。

岐阜県会計規則取扱要領第141条関係の第1項「契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合」について規定があり、「（二）不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工

又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」と規定する。また、同第1項において、「(五) 緊急の必要により二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けることができないとき。」とされ、同第3項において、「第一項(五)に該当する場合としては、例えば、罹災者の救助を委託する場合であって、二人以上の者から希望する契約金額の提示を受けていたのでは救助の時機を失するときがある。」と規定する。さらに、同第1項において、「(六) 競争入札に付することが不利と認められるとき。」、「(七) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とされ、同4項において、「第一項(六)又は(七)に該当する場合としては、「(五) 分解しなければ見積り難い機器の修繕を発注するとき」と規定する。

随意契約事務処理要領では、「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書の作成」の項目で、説明書を作成しなければならない契約として、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に該当する契約」としている。また、「特定の者以外の者が供給することができないことの説明」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」及び「特定の者を選定した理由」(同項第5号)、「不利」又は「著しく有利な価格(同項第6号又は第7号)について、説明書に記載すること」としている。

そして、随意契約事務処理要領では、「説明書は、県内部の説明資料にとどまらず、契約情報のインターネット公開における公開資料も兼ねることとなるため、県民の誤解や疑惑を招くことのないよう契約の概要を含めて随意契約の理由をわかりやすく表現すること」としている。

【監査の項目及び監査資料】

当該随意契約の契約書のほか、随意契約をすることができる場合に該当することの説明書を確認した。具体的には、「契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明」、「選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明」を確認し、その説明が妥当かどうか、具体的な記載となっているかどうかを確認した。緊急随意契約や特定随意契約に重点を置いて、確認した。

(2) 学校用地の賃貸借契約及び使用貸借契約

【事務手続の概要】

一部の学校では、学校用地について、賃貸借契約及び使用貸借契約が締結されている。「岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則」第2条において、校長は、「地方教育機関に係る事務で地方機関の長に令達された範囲内での歳出予算の執行及びこれに関連する行為に関すること」として、賃貸借契約の締結権限等を有する。他方、使用貸借については、歳出予算の執行及び関連する行為に該当しない。

したがって、賃貸借契約については、学校長名義で契約を締結し、使用貸借契約については、知事名義で契約を締結する。

【規範】

岐阜県会計規則第 109 条「終始当命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない」

【監査項目及び監査資料】

賃貸借契約書ないし使用貸借契約書を徵求し、契約書の存在及び、明渡の猶予期間など契約内容の妥当性について、確認した。

7 債権管理

(1) 授業料等

【事務手続の概要】

授業料を「公の施設に関する使用料」（地方自治法第 225 条）として、入学金を「特定のもののためにする手数料」（同法第 227 条）として、公債権と捉える。そのため、5 年の消滅時効期間が経過すると、時効の援用無く、消滅する（地方自治法第 236 条）。各学校において、事務局から、納期限までに支払がない場合、督促状を発送し、催告書を送付する。また、電話による催告のほか、教職員による家庭訪問等が行われる。

【規範】

授業料等徴収事務等の取扱要綱第 3 では、「校長は、第 2 に規定する督促状に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対して、催告書により完納すべき旨催告すること」を規定する。第 4 は、「校長は、催告書に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対しては、保護者の来校を求め、10 日以内に納入するよう面接指導を行うこと。この場合、第 3 に規定する催告書を再度交付するものとする」と規定する。第 5 は、「校長は、第 4 に規定する面接指導に応じない場合、又は面接による納入指導にもかかわらず、授業料等を納入しない場合には、生徒に対して、再催告書により完納すべき旨催告すること。」と規定する。第 6 は、「校長は、第 2 から第 5 までの納入指導を行うほか、電話並びに家庭訪問による納入指導を行うものとする。」と規定する。

また、第 1 の④では、「校長は、授業料等の納入状況を常に把握し、必要がある場合は、第 2 以下の手続を行うとともに、校内に別表 1 に定める授業料等未納対策検討委員会を設置し、授業料等の徴収促進、滞納解消を図らなければならない。」と規定する。

【監査項目及び監査資料】

督促状や催告書、分納誓約書、経過記録を確認して、授業料等徴収事務等の取扱要綱に従った手続が、なされているかを確認した。

(2) 徴収停止、訴訟提起

【事務手続の概要（規範）】

地方自治法施行令第171条の2では、「普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないとときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りではない。（中略）3 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。」と規定している。そして、「相当の期間」とは、「債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して普通地方公共団体の長が決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮すべきである。一般的にはおおむね一年を限度とすべきであろう」と解釈されている（「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著 1036頁）。

また、地方自治法施行令第171条の5では、「普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。（中略）2 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。3 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」と規定されている。

【監査項目及び監査資料】

時効中断の効力のない催告を繰り返しているだけでは、消滅時効期間を経過させると、財産の管理を違法に怠ったと評価される危険性がある。また、法的に効力のない催告を繰り返すことは、事務負担を増大させることにもなる。

そのため、督促状や催告書、分納誓約書、経過記録を確認して、地方自治法施行令に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止を行っているのかを確認した。

8 生産物の価格設定

(1) 高等学校

ア 市場価格、原価などの資料

【事務手続の概要】

市場価格や原価を考慮して、価格決定を行う。価格決定の決裁は、「価格決定調書」に基づいて行われる。

【監査項目及び監査資料】

地方自治法第237条2項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」と規定する。したがって、生産物の価格設定が、「適切な価格」であることを示す史料があるかを確認する必要がある。

市場価値や原価の資料について、添付するなどして、価格決定の根拠を明確にしているか、「価格決定調書」及びその添付資料を確認した。

(2) 特別支援学校

ア 学校評議員会、学校運営協議会の意見

【事務手続の概要】

「特別支援学校高等部職業教育実習事業実施要項」(4(2))において、「作業製品の販売価格等については、過去3年間の実績及び市場価格を元に学校評議員会等にて審議し、校長が額を定める。」とされている。

すなわち、特別支援学校の生産物については、評議員会や学校運営協議会の意見を聞いて、価格設定をする。

【監査項目及び監査資料】

ホームページなどで、議事録を閲覧し、学校評議員会や学校運営協議会において、作業製品の販売価格等について意見を聞いているかを確認した。

イ 市場価格、原価などの資料

【事務手続の概要】

市場価格や原価を考慮して、価格決定を行う。価格決定の決裁は、「価格決定調書」に基づいて行われる。

【監査項目及び監査資料】

地方自治法第237条2項は、「普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」と規定する。したがって、生産物の価格設定が、「適切な価格」であることを示す資料があるかを確認する必要がある。

市場価値や原価の資料について、添付するなどして、価格決定の根拠を明確にしているか、「価格決定調書」及びその添付資料を確認した。

9 合理的配慮

【監査項目及び監査資料】

障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）の第2項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢

及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定されている。限られた教育予算の中、どのような工夫しているか、アンケートやヒアリングにより、確認をした。

10 職員の管理

(1) 時間外勤務命令簿

【事務手続の概要（規範）】

①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう）に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務については、教育職員に対し時間外勤務を命ずる（岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例第6条第2項）。①～④に該当する場合、時間外勤務命令簿に記載して、申請することとなっている。

【監査項目及び監査資料】

時間外勤務命令簿を確認して、ヒアリングを実施し、時間外勤務命令及び時間外勤務命令簿の記載が適切になされているかを確認した。

(2) 安全衛生委員会

【事務手続の概要（規範）】

岐阜県教育委員会安全衛生管理規程第11条と労働者安全衛生規則第23条第1項により、事業者（全学校）は安全衛生委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は安全衛生委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【監査項目及び監査資料】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、開催毎に議事録を作成しているか、安全衛生委員会の議事録により、確認した。

(3) 衛生管理者

【事務手続の概要（規範）】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡回し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

また、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡回チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡回の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡回の結果についても、医

師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

岐阜県教育委員会では、常勤職員が 50 人未満であっても、50 人以上の学校と同様に、衛生管理者として、毎週 1 回の学校巡視をするよう、各学校に指導している。

【監査項目及び監査資料】

衛生管理者（教頭等）が、毎週 1 回、学校を巡視しているか、記録を作成しているかについて、職場巡視チェックリストやアンケートの回答をもとに、ヒアリング等で、確認した。

（4）産業医

【事務手続の概要（規範）】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月 1 回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも 2 月に 1 回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第 11 条第 1 項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定する。

岐阜県教育委員会では、教職第 497 号平成 29 年 9 月 8 日付副教育長通知などにより、常勤職員が 50 人未満であっても、50 人以上の学校と同様に、産業医の学校巡視を実施するよう、各学校に指導している。

【監査項目及び監査資料】

産業医が、1 か月に 1 回以上、校内巡視をしているか、巡視記録により、確認した。

11 いじめ対策

【事務手続の概要（規範）】

いじめの事案がうかがわれる場合、学校において、事実関係の調査を行い、教育委員会事務局学校安全課へ報告する。いじめにより、30 日以上欠席となったり、自傷行為があつたりした場合などには、「重大事態」として、岐阜県教育委員会の附属機関である「岐阜県いじめ防止等対策審議会」で、対応を議論する。また、各学校に設置されている「いじめ防止等対策委員会」においても、対応を議論する。

【規範】

いじめ防止対策推進法第 28 条（学校の設置者又はその設置する学校による対

処)において、「重大事態」に対処するため、「速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」とされている。また、重大事態については、「1いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「2いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。転出・退学事案については、「退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。」とされている(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省) 3~4頁)。また、相当の期間とは、30日間を目安とするとされている(「いじめの防止等のための基本的な方針」31~32頁(平成29年3月14日最終改定文部科学大臣決定)、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年8月22日改定 岐阜県) 16頁)。

調査の主体については、学校が主体となるか、学校の設置者(教育委員会等)が主体となるかの判断を学校の設置者として行うこと。また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするなど、調査組織の構成についても適切に判断することとされている(「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」6頁)。また、重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識することとされている(同2頁)。

【監査項目及び監査資料】

いじめ防止対策委員会の議事録、「重大事態」の調査報告書、いじめ事案についての調査メモなどを確認し、ヒアリングを実施した。監査項目としては、①「重大事態」に該当するが、被害者生徒や保護者の意向から、「重大事態」として取り扱わなかったも事案があるかどうか、②転学事案や長期欠席事案など、「重大事態」がうかがわれる事案について、学校として事実関係を調査し、記録を整理できているかの2点である。いじめの対応を誤った場合、学校(岐阜県)に対する損害賠償リスクが高まることや、いじめ防止対策委員会など予算を伴ういじめ防止やいじめ対策の措置について、有効に機能しているかどうかを確認するため、財務監査として、調査をした。

第3 包括外部監査の対象範囲

1 財務監査

(1) はじめに

アンケートの作成において、包括外部監査の対象範囲について、包括外部監査を担当する行政管理課と、被監査部局である教育委員会事務局と、協議する機会があったので、包括外部監査の範囲について検討した。

（2）包括外部監査の対象範囲としての財務監査

ア 「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著

包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である（地方自治法第252条の37第1項）。いわゆる「行政監査」は含まない。これは、包括外部監査の導入に際し、包括外部監査人が地方公共団体の外部から契約に基づいて監査を行うことを踏まえ、客観的な判断が基本とされる財務監査にまずは限定することが適当であると判断されたものである。財務監査であっても、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である（1489頁）。

なお、行政監査は、一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手続、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である（706頁）とされている。

イ 「新基本法コンメンタル地方自治法」村上順ら3名編 490頁

行政監査が排除されたのは、財務監査は客観的な基準に基づいて行われるが、行政監査は個々の地方公共団体の個別事項の事情を十分に把握する必要があるので、外部監査には必ずしもなじまないという考え方によるとものとされている。しかし、財務監査と行政監査の区別が明確ではないこと、また、外部監査人の資格として「その他行政運営」についても識見を有することが前提となって、組織や行政運営の合理化を念頭に置いて監査が行われることから、財務監査といつてみても、数字を前提にしさえすればその範囲が相当広範なものであると考えられる。外部監査経験者から、財務監査の結果として必然的に必要となる行政制度上の問題等の行政監査には報告として触れるべきという意見もある。

（3）「財務に関する事務の執行」についての検討

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法及びこれに関連する法の規定に基づく経済行為であり、予算、決算、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含する（「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著 706頁参照）。そのため、お金と財産に関する事項が、全て監査の対象となる。

行政において予算の伴わない事務はないと考えられるため、お金と財産の面から見れば、行政の全てが監査の対象となると考えられる。

非財務的な行政事務を含め、行政のほとんどの事務事業は予算の執行により実現されるものであるから、事務事業の当否を予算執行の当否の視点から監査することは可能であると考える。

2 監査の着眼点

(1) 適法性監査

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない。したがって、法律・条例に違反した行政作用、法律・条例上の根拠なく住民の権利を制約する作用をしてはならない。このことは、財務執行にも、当てはまる。

そのため、包括外部監査人による監査の基本は、財務執行の合規性・適法性についての適法性監査であると考えられる。

この点、「適法性について重点をおいて」監査するといった規定そのものはないが、「監査」という性質上、法規範に適合しているかどうかを確認することは当然の前提であると考えられる。

地方公共団体が何らかの財政的負担を伴う行為を行うときは、その費用負担行為を行う法令上の根拠が必ず必要である。安易な前例踏襲となっていないか、明確な根拠があるのかが、重要なチェックポイントとなる。

適法性監査をする場合、基準となるのは、法令、条例、予算及び規則そのほかの規程並びに訓令や要綱及び個別の職務命令、条理などの法規範である。

(2) 3 E 監査

地方自治法第252条の37第2項は、「監査をするに当たっては、・・・法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされたかどうかに、特に、意を用いなければならない。」としている。そして、第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、第15項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とされている。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」とも規定している。

これらの規定の存在からも、経済性・効率性・有効性の観点からの監査、いわゆる3E監査も必要となる。

3 結論

以上述べた考え方のほか、平成27年度千葉県や平成29年度札幌市など各自治体において実施された公立学校に関する包括外部監査の監査状況などを踏ま

え、監査人は、①適法性の観点を踏まえ、損害賠償リスクが高いと考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

そのため、物品管理、施設管理、債権管理、契約関係だけではなく、情報管理、私費会計、労務管理のほか、いじめ問題や障害者差別解消法の問題など弁護士が取り扱うことが多い問題に関する事務事業についても、①②の観点から、客観的な判断が可能と考えられる問題は、幅広く取り上げている。

他方、学校現場や教育委員会の事務事業に対する監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかも検討する必要があることから、できる限り、学校や教育委員会事務局等の意見を聞いて、協議した。

第3章 県立高等学校

第3章の1 岐阜地区

第1 岐阜高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市大繩場3丁目1番地

(2) 生徒数(平成31年4月8日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
普通科	644	448	※1,092	1,080

※帰国生徒、原級留置数を含む。

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	養護助教諭	1	業務専門職
教頭	2	2	講師	4	非常勤講師
教諭	62	61		学校医等	7
養護教諭	2	1			
実習助手	2	2			
事務職員	5	5			
計	74	72	計	5	計
				13	1

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成29年度	401	0	401
平成30年度	353	0	353

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・陸上部
- ・軟式野球部：第65回東海高等学校総合体育大会出場
- ・自然科学部生物班：全国高校総合文化祭 文化連盟賞、第20回日本ストックホルム青少年水大賞 優秀賞 全国2位、国際学生科学技術フェア 動物化学部門 世界2位、第4回高校生国際シンポジウム 生物分野 最優秀賞、ボスター発表生物分野 最優秀賞、東海地区理科研究発表会 最優秀賞

- ・自然科学部化学（東海地区高校化学研究発表交流会 優秀賞、討論賞）
- ・書道部：全国高等学校書道パフォーマンス選手権大会書道パフォーマンス甲子園出場
- ・文芸部：全国高校文芸コンクール 小説部門 優秀賞
- ・吹奏楽部：東海吹奏楽コンクール 銀賞
- ・クイズ研究部：全国高校生金融経済クイズ選手権県大会 優勝
- ・図書部：県大会 優勝、全国高校ビブリオバトル全国大会参加
- ・自然科学部サイエンス班：科学の甲子園 実技競技 優勝、総合4位
- ・海外研究部：全日本高校模擬国連大会 審査員特別賞、世界大会参加等

（6）特色

昭和23年8月18日、岐阜県岐阜第一高等学校と岐阜県岐阜女子高等学校とが統合され、岐阜県立岐阜高等学校となった。前者は、明治6年認可された「岐阜町小学義校及び付設仮中学」に起源を持ち、後者は、明治33年に認可された「岐阜市立高等女学校」に起源を持つ。全日制普通科であり、平成30年4月入学生から単位制へと移行した。

百折不撓・自彊不息を校訓とし、世界で活躍する人材を育成するため、「グローバルリーダー育成事業」を行っている。

また、県から、理数科教育フラッグシップハイスクールに指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜高等学校は、高等学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施するとともに、林間学舎を所有する一般財団法人岐高会についても、その定款などの関係資料の確認をするなどして監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年5月16日及び同年10月3日、岐阜高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、答案持出簿等提出資料の書類監査を行った。同年11月19日に、（一財）岐高会が所有する林間学舎について現地視察し、同月27日、（一財）岐高会について、関係人調査により、ヒアリングや書類監査を実施した。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）答案持出簿

【事実関係】

答案持出簿に持出し及び返却の確認欄が設けられておらず、答案を持ち出す場合は、申請を受け、校長が許可をしているが（教頭が処理し、事後決裁）、返却の確認はしていない。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成 29 年 2 月改訂版）」2 頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成 20 年 3 月 31 日制定）」の「第 5 適正管理（条例第 9 条）」の「（6）外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 岐阜高等学校】

情報の管理としては、校外に持ち出したものが校内に戻されたことを確認しなければ不十分である。校外に持ち出したものと校内に戻したもののが一致することを点検する手続とし、その旨確認できる書式とすべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

P T A 会計で、防犯カメラが設置されており、録画データは、一定期間保管した後、自動的に消去される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜高校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）美術品の寄附手続

【事実関係】

平成 30 年 6 月 28 日、卒業生の親族から、絵画 3 点の寄附申込みがあり、校長は、寄附を承諾している。

その際、美術教諭からの意見を聴取したが、その記録は残されておらず、評価

額、維持費用等の検討をしたか否かが不明である。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜高等学校】

経緯も含めた意思決定に至る過程を合理的に跡付け、これを検証することができるよう、評価額の資料を添付し、維持費の見込額を記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

（2）図書

平成 30 年度教育振興費決算書によると、図書費として、190 万 4860 円の支出がある。寄贈図書及び P T A が購入した図書につき、寄附採納手続をとっていない。後者は、P T A 所有のまま管理しているとのことである。

また、平成 31 年 1 月 18 日付決裁の図書館書籍の除籍・廃棄についての決裁書によれば、平成 30 年度、P T A 費購入資料 1226 冊、寄贈資料 30 冊が除籍処分となつたが、決裁欄には P T A 会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜高等学校】

使用及び処分権が岐阜高等学校に移転しており、実質的には寄附である。図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

5 施設

（1）鍵の管理

【事実関係】

校舎内各室の鍵の使用簿には、「貸出日」、「貸出時刻」、「使用場所」、「借用者」、「返却時間」を記入する欄が設けられているところ、返却時間が記載されていない箇所が散見された。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項「校長は、学校の施設及び設備の管理を統括する。」

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 岐阜高等学校】

学校の施設及び設備を適切に管理するため、返却の記録がなされていない鍵の存否を確認するとともに、鍵の返却時には、使用簿への記載が正確になされているかを確認すべきである。

（2）硬式野球部で使用する整備用自動車

【事実関係】

グラウンド整備用として、職員（硬式野球部顧問）所有の車両が、岐阜高等学校内に駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜高等学校】

当該車両の使用場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は10回開催されている。しかし、議事録は、平成31年2月21日分しかない。

【規範】

労働安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければないと規定する。

【指摘 岐阜高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成保存すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、毎日、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県では、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜高等学校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視の結果を記録すべきである。

7 一般財団法人岐高会

(1) 概要

設立年月日	昭和42年2月23日
主たる事務所	岐阜市大繩場三丁目1番地岐阜県立岐阜高校校内
目的等	林間学舎及びその他施設の整備拡充を図り、これら諸設備を提供することで、岐阜県内外の生徒の野外教育及び環境教育を推進するとともに福利厚生を増進し、もって教育の振興、発展に寄与すること
設立の経緯	生徒と教師が都塵を離れた広大な自然の中で起居を共にし、以って健全な心身を養い、円満な情操を培う人間形成を実現するための環境、期間、経費等の制約の少ない校外施設を所有し、かつこれを効率的に運用するため、任意団体であるPTAが主体となり、本法人を設立することとなった。
評議員会	PTA会長（経験者）2名、校長経験者1名

(3名)		
理事会(14名)	理事長(1名)	PTA会長経験者
	常務理事(2名)	校長、PTA会長経験者
	理事(10名)	PTA役員(経験者)
監事(2名)	PTA会計監査委員	
庶務(3名)	教頭2名、高校教諭1名	
会計(2名)	高校事務部長1名、事務長補佐1名	

(2) 林間学舎「友學館」

PTAからの寄附を財源として、昭和43年7月13日、林間学舎が建設された。

(「友學館」の名称は、平成18年度岐高会理事会において、応募の中から決定した。)。

(土地)

所在地 岐阜県高山市奥飛騨温泉郷中尾 293

地 積 4,749.68 m²

(建物)

宿舎棟 鉄筋コンクリート造4階建 624.52 m²

玄関ホール 鉄筋コンクリート造平屋建 37.80 m²

食堂棟 鉄筋コンクリート造一部地階 268.58 m²

在学生の学舎活動で利用する他、①県内の公共機関、教育機関、各種公益団体、②岐阜高等学校の職員、在学生、卒業生、学校職員OBなどが利用者の中にいる団体も利用可能となっている。

利用料は、小学4年生以上 一人1泊 500円、日帰り使用一人1日 200円である。



林間学舎「友學館」

【事実関係】

林間学舎につき、固定資産税が課税されており、これを納めているが、不動産登記がなされていない。

【規範】

不動産登記法によれば、新築した建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならず（第47条）、その義務がある者がその申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処する（第164条）、とされている（新法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の適用前に生じた事項にも適用するとされている（附則第2条）。

【意見 岐阜高等学校】

表題登記の申請が義務付けられている趣旨は、権利の客体である不動産の現況を適正かつ迅速に公示することにより、取引の安全と円滑を図り、ひいては登記制度に対する国民の信頼維持することにある。

また、登記により、権利関係を明らかにすることは、権利関係に関する紛争を未然に防ぐことに資する。

岐高会は、岐阜高等学校とは別法人ではあるが、役員の多くは同校のPTA役員及び役員経験者であり、同校は、岐高会の主たる事務所の所在地となっているほか、庶務や会計として人員を提供するなど、密接な関係を有している。

岐阜高等学校は、岐高会の常務理事である校長を通じて、所有権保存登記をするよう求めるのが望ましい。

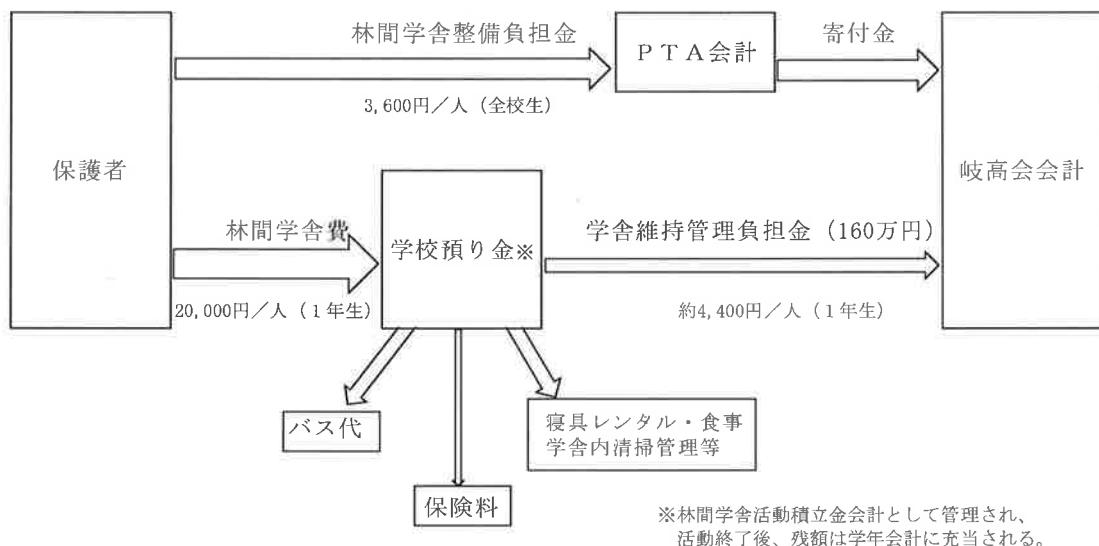
(3) 林間学舎「友學館」の利用状況

【事実関係】

岐阜高等学校では、毎年、7月下旬から8月初旬にかけて、1年生の宿泊研修に、林間学舎「友學館」を利用している。

費用は、林間学舎費（学校預り金）として保護者から徴収し、岐高会に対する施設を利用するための負担金としての学舎維持管理負担金（160万円）、バス代、保険料、寝具レンタル・食事代に充当し、残額は、学年諸費に充当管理し、卒業時、清算している。このほか、PTA費として、全学年の生徒から、林間学舎整備負担金（3,600円／年）を徴収し、岐高会に、同額を寄附している。

岐高会の正味財産増減計算書では、学舎維持管理負担金の科目は、「PTA負担金」となっている。



【事実関係】

岐阜高等学校は、学校預り金契約審査会の審査を経て、高山市内の有限会社Aとの間で、委託費 135万5000円で、一者随意契約として、平成30年度林間学舎活動管理委託契約を締結した。

【規範】

岐阜高校学校預り金事務取扱要領によれば、随意契約を締結しようとする場合は、公費の取扱いに準じ、原則として二人以上の者から見積書を徴するものとする、とされている（第8条第1項）。

【意見 岐阜高等学校】

一者随意契約とした理由は、近隣に、約360名が利用する施設の清掃・食事を提供する業者がいないから、とのことである。

しかしながら、林間学舎「友學館」と有限会社Aとは、50km以上の距離があ

り、自動車で移動したとしても、1時間程度を要することからも、「近隣」といえるかは疑問である。

学校預り金の適正な執行を確保するため、他者の見積りも取り、比較検討することが望ましい。

【事実関係】

岐阜高等学校と岐高会との間には、林間学舎の利用について、何ら契約を締結していない。

【意見 岐阜高等学校】

前述のように、預り金会計から、岐高会に対して、学舎維持管理負担金として、継続的に、年額 160 万円が支払われているが、林間学舎利用料との関係が明らかとはなっていない。また、林間学舎活動は学校行事であるが、建物内の事故が発生した際、その責任負担の取決めがなされていない。万一、事故が起こってしまった場合、預り金から保険料を支出した旅行保険で対処することであるが、保険で填補できない損害が発生する事態も想定され、紛争となる恐れがある。

継続的に学舎維持管理負担金を支払う根拠、事故が発生してしまった際の責任などを明確にすることも含め、岐高会との契約を締結することが望ましい。

第2 岐阜北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市則武清水 1841-11

(2) 生徒数(平成 31 年 4 月 8 日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	519	559	1,078	1,080

(3) 組織及び構成(令和元年 5 月 1 日現在) (人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	常勤講師	6	学校医
教頭	2	2			薬剤師
教諭等		63		非常勤講師	8
養護教諭	2	2		業務専門職	2
実習助手	2	1			
事務職員	4	4			
司書	1	1			

学校用務員	0	0					
計		72	計	6	計	17	1

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	354	0	354
平成 30 年度	358	0	358

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・自然科学部：缶サット甲子園 2018 全国大会（ベストプレゼンテーション賞）
- ・陸上競技部：東海高等学校総合体育大会 男子 1500m・5000m、女子走り高跳び、4×400mリレー出場
- ・水泳部：東海高等学校総合体育大会（男子 100m・200m平泳ぎ-400mメドレーリレー出場-女子 100m・200mバタフライ-200m個人リレー-400m・800m自由形-400m・800mフリーリレー-400mメドレーリレー出場）
- ・吹奏楽部：全日本アンサンブルコンテスト東海大会 サクソフォン六重奏 銅賞、打楽器五重奏 銀賞等

(6) 特色

昭和 16 年 5 月 12 日開校した岐阜市立中学校を起源とする岐阜市立高等学校が、昭和 23 年 9 月 1 日、岐阜市立女子高等学校及び岐阜市立農業高等学校と統合した。昭和 26 年 4 月 1 日、農業科は岐阜県立岐阜農業高等学校に移った後、昭和 31 年 4 月 1 日、岐阜県立岐阜北高等学校となった。

「変わらぬ色の三つ柏 若き生命 高き志操 ペンの象る英知をもちてー」を校訓とする全日制普通科の高等学校である。

また、県から、地域共創フラッグシップハイスクールに指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

P T A から、空調設備一式の寄附を受けことから、決裁書など寄付採納手続に関する書類を確認するとともに、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 6 月 10 日及び 10 月 15 日、岐阜北高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、随意契約理由書などの提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

同窓会費で、防犯カメラが設置されており、データはハードディスクに保存され、一定期間保管後、上書きにより消去される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜北高等高校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 椅子の寄附手続

【事実関係】

平成27年4月7日、同窓会から、椅子の寄附申込みがあり、校長は、寄附を承諾している。

その際、維持費用の検討をしたうえでの寄附の承諾をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜北高等学校】

維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

(2) 薬品

【事実関係①】

理科薬品の管理記録簿として、「薬品（毒・劇物）受払簿」、「薬品使用簿」が作成されており、年2回、「薬品（毒・劇物）管理簿」のチェックが行われている。

【規範】

理科薬品の保管管理規程（内規）では、「薬品記録簿」「薬品管理簿 無機」「薬

品管理簿「有機」「毒・劇物薬品台帳」の記録簿を置くことになっており、「薬品記録簿」には、薬品全体の一覧と在庫数量記載すること、各薬品管理簿には、薬品名、数量、購入年月日、使用年月日、使用目的、現存量を適切に記入すること、年2回、薬品の在庫点検を行い、「毒・劇物薬品管理簿」を校長等に提示することとなっていた。また、管理責任者である理科主任（平成31年4月1日からは化学主任）は、規程に基づき管理の適正に務める、とされている。

【指摘 岐阜北高等学校（改善報告）】

規程と管理記録簿の名称が不一致であると、混乱を招く虞があるため、規程に沿った管理記録簿を整備すべきである

なお、上記指摘を受け、規程の「毒・劇物薬品台帳」については、「毒・劇物薬品管理簿」に訂正したので、改善報告とする。

【事実関係②】

「薬品使用簿」には、日付、使用者、薬品名、残量（g : ml）、使用目的、備考欄が設けられているが、実験準備の担当者が1人に固定されていることから、使用者欄への記載がない。

【規範】

上記規程では、管理責任者である理科主任（平成31年4月1日からは化学主任）は、規程に基づき管理の適正に務める、とされている。

【指摘 岐阜北高等学校（改善報告）】

責任の所在を明らかにし、管理責任者が適正に薬品の管理を行うため、使用者を明記すべきである。

上記指摘を受け、使用者を明記する運用に変更したので、改善報告とする。

（3）図書

【事実関係】

平成30年度PTA一般会計決算によると、図書費として、48万6463円の支出があるが、寄附採納手続をとっていない。また、平成30年度、PTA費で購入した図書294冊、寄贈図書1冊を除籍処理し、廃棄したが、PTAの同意は取っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜北高等学校】

PTAなどからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、平成30年度以前にPTA費で購入した図書についても、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をすべきである。

5 施設

(1) PTA所有の物置

【事実関係】

PTA所有の物置が設置されており、野球部の道具を入れている。当該物置については、PTAの物品台帳に記載しているが、行政財産の目的外使用許可あるいは使用貸借契約の締結はしていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜北高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

PTAの執行委員会の後、学校預り金運営委員会は開催されているが、議事録は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜北高等学校（改善報告）】

後日、疑義を生じさせないため、議事録を作成し、予算及び決算に関する議事が運営委員会に諮られたことを記録すべきである。

上記指摘を受け、令和元年度第1回学校預り金運営委員会の議事録を作成したので、改善報告とする。

7 債権・契約

(1) 物品購入の一者随意契約

【事実関係】

生徒用机天板修繕及び生徒用椅子購入をすることとし（予定価格 57 万 2400 円）、一者随意契約により、予定価格で業者に発注した。一者随意契約の理由は、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に当たるというものであり、その説明として、「・・・このまま、毎日使用している生徒がケガをしたり、授業等に支障をきたす恐れがあり、春季長期休暇中に早急に修繕及び購入を行う必要がある。」と記載されていた。ヒアリングによれば、机等の買替えの必要性は認識していたが、予算から必要な消耗品から順次購入するため、残額が分からず、年度末となる、とのことであった。

【規範】

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項（随意契約）では、「地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。」とされ、第 5 号は「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」と規定する。

岐阜県会計規則第 141 条（見積書の徴取）は、「収支等命令者は、随意契約を締結しようとするときは、契約の内容その他見積りに必要な事項を示して、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書を提出させなければならない。」と定める。また、「随意契約事務処理要領」によれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく緊急随意契約を行う場合は、随意契約理由書内の「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明」欄には、「見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができない事情を時間的制約を示して説明する」との記載がある。

【指摘 岐阜北高等学校】

緊急性のため、随意契約とする場合であっても（地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号）、二人以上の者から見積書を提出させるべきである。見積合せをしていたのでは時機を失するのであれば、その理由を具体的に記載すべきである。

8 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

ヒアリングによると、安全衛生委員会として会議形式で開催し、議事録を作成しているのは年 1 回であるが、企画委員会や保健厚生に関する職員研修と兼ねるなどしているとのことであった。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条によれば、事業者は、安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようにしなければならないとし、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示するなどして

労働者に周知させなければならない、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないとされている。

【指摘 岐阜北高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、開催毎に議事録を作成すべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医に対して、出退勤の報告を出すなど、頻繁に連絡を取っているほか、産業医は、年に4回、校内巡視を行っている、とのことである。しかし、巡視の記録を作成したのは、2回であった。

【規範①】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定する。

【指摘① 岐阜北高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 岐阜北高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

9 学校内規

【事実関係】

校舎等管理規程の施行細則中、金庫に保管する重要書類を特定する条文を、同規定の第6条とすべきところ、第7条としていた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条2項により、文書は「正確に処理」することが求められている。

【指摘 岐阜北高等学校（改善報告）】

同規定は、3回改正されていることから、改正時に条文の誤記が生じたものと推測される。上記誤記を訂正するとともに、内規を改正する際には、他の規程との整合性を確認すべきである。

上記指摘を受け、規程を改正したため、改善報告とする。

第3 長良高等学校

1 学校の概要

（1）学校所在地

岐阜市長良西後町 1716 番地 1

（2）生徒数（令和元年5月1日現在）

（人）

	男	女	合計	定員
全学年	559	528	1,091	1,080

（3）組織及び構成（令和元年5月1日現在）

（人）

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	講師	7	講師
教頭	2	2			学校医
教諭	55	49			学校歯科医
養護教諭	2	2			学校薬剤師
実習助手	2	1			業務専門職
事務職員	5	5			
計	67	60	計	7	計
					23
					1

（4）進路状況

（人）

	進学	就職	合計
平成29年度	396	3	399
平成30年度	381	3	384

（5）部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・水泳部 全国JOCジュニアオリンピックカップ出場、全国高校総体出場、東海高校総体出場
- ・空手部 全国高校総体出場、東海高校総体出場

- ・陸上競技部 東海高校総体出場
- ・書道部 全国高校総合文化祭参加
- ・演劇部 中部日本高等学校演劇大会 1位
- ・コーラス部 NHK全国学校音楽コンクール東海北陸ブロック大会出場

(6) 特色

始まりは、昭和 23 年に岐阜市立商業高等学校と岐阜市立女子商業高等学校が統合されて岐阜市立商業高等学校である。昭和 24 年に岐阜市立長良高等学校と校名を改め、普通科と商業科の課程を置いた。昭和 28 年 4 月からは普通科だけの高等学校となり、昭和 31 年 4 月に県立に移管した。令和元年度から、地域共創フラッグシップハイスクール指定校となっている。

2 監査の重点及び監査手続

部活動が活発であることから、グラウンド等にある部活動関連設備の権利関係、学校施設の使用に係る手続及び関係書類の確認に重点を置いて監査を実施した。具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、令和元年 10 月 21 日及び令和 2 年 1 月 17 日に、管理職のヒアリング、書類監査、現地確認を行った。

3 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) P T A 購入備品

【事実関係】

学校が保管使用している物品の中には、P T A が購入した備品も存在する。学校は、P T Aとの間で、平成 11 年 4 月 1 日付で、P T A 備品出納簿に記載する物品についての使用貸借契約書を作成し、その後に購入された備品については、異動通知書により契約したものとみなすとしている。

これらの備品について、学校の物品一覧表に記載されておらず、現物実査の対象にもなっていなかった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条の 2 は、「物品の借り入れを必要とするときは、借り入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借り入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第 87 条第 1 項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第 88 条の 2 第 1 項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第 90 条第 1 項）とされている。

【指摘 長良高等学校（改善報告）】

P T A から借り入れて使用する備品についても、出納を行い、物品一覧表及び

物品出納一覧表に記載すべきである。

令和元年 11 月、一覧表が作成されたため、改善報告とする。

(2) P T A 購入図書

【事実関係】

図書室には、P T A が購入した図書がある。

学校は、P T A の所有で学校の所有ではないという認識であり、寄附手続はなされていない。しかし、使用貸借契約書は作成されておらず、その他に返還合意の存在を示すものはない。また、P T A が購入した図書を廃棄する際に P T A の承認を得ていない。承認を得ていない理由は、消耗品だからというのが学校の見解であった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 長良高等学校】

仮に消耗品であっても、所有者の承諾なく廃棄することはできない。使用貸借契約書は作成されていないこと、廃棄の際に承認を得ていないこと、ほとんどの学校に図書を借り入れているという認識がないことから、P T A が購入した図書を受け入れた際において、返還合意がなされていたとは到底いえず、実体としては、学校が寄附を受けたものというべきである。岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) 遊休物品

【事実関係】

視聴覚室に、オーバーヘッドプロジェクター、ビデオデッキなど、故障していないが使用されていない物品が存在するが、不用決定はなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条第 1 項「供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 長良高等学校（改善報告）】

故障はしていないが使用されていない物品は、管理換えによつて有効な活用

を図り、それができないものは、不用決定をすべきである。売り払いができない物品は、廃棄すべきである。

令和元年 12 月に不用決定を行い、令和 2 年 1 月に廃棄したため、改善報告とする。

4 施設

(1) テニスコートの夜間照明

【事実関係】

テニスコートに夜間照明が設置されている。この夜間照明は、部活動後援会会計で設置されたものであり、テニス部のみによって使用されている。

部活動後援会と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンドに設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 長良高等学校】

校長は、部活動後援会に、テニスコートの夜間照明設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 防球ネット等の投光器

【事実関係】

グラウンドに設置されている既存の防球ネット等の支柱に、夜間照明として投光器が取り付けられている。この投光器は、部活動後援会が購入したものあり、グラウンドを使用する部活動のために使用されている。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 長良高等学校】

校長は、部活動後援会に、投光器が取り付けられている防球ネット等の支柱について、行政財産使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) グラウンドの物置

【事実関係】

グラウンド上に野球部が使用する物置が設置されている。この物置は、部活動後援会が購入したものであり、野球部のために使用されている。

部活動後援会と学校との間で使用貸借契約書は作成されていない。グラウンド上に設置することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 長良高等学校】

校長は、部活動後援会に、グラウンド上の物置の設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(4)マイクロバスの駐車

【事実関係】

学校の敷地内に3台のマイクロバスが駐車されている。野球部保護者会がリースしているもの、男子バレー部保護者会がリースしているもの、女子バレー部顧問の親戚所有のものである。このバスは、野球部、男子バレー部、女子バレー部の移動のために使用されているものである。

バスの所有者又は使用者と学校との間でバスの使用貸借契約書は作成されていない。敷地内に駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 長良高等学校】

校長は、それぞれの部の保護者会又は所有者に、敷地内のバス駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

5 私費会計

(1)学校預り金会計の決算

【事実関係】

学校預り金運営委員会は開催しておらず、決算承認がなされていない。

【規範】

学校は、学校預り金事務取扱要領を設け、校長は、監査終了後すみやかに決算を運営委員会に諮り、承認を得なければならないと定めている（第14条）。

【指摘 長良高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、決算承認手続をすべきである。

6 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

アンケート回答等によると、安全衛生委員会を開催したのは年に2回であった。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければないと規定する。

【指摘 長良高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成保存すべきである。

（2）衛生管理者

【事実関係】

アンケートによれば、衛生管理者による学校巡視の頻度は「毎日」とのことであるが、その結果を記録した書類は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 長良高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなどして、その結果を記録すべきである。

第4 岐山高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市長良小山田 2587 番地 1

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
普通科	469	367	836	840
理数科	162	78	240	240
計	631	445	1,076	1,080

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	常勤講師	5	業務専門職 2
教頭	2	2			非常勤講師 8
教諭	58	54		学校医 4	
養護教諭	2	2		学校歯科医 2	
実習助手	3	3		学校薬剤師 1	
事務職員	4	4			
司書	1	1			
計	71	67	計	5	計 17 0

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成29年度	356	0	356
平成30年度	357	2	359

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・生徒会：ボランティア活動 長良川清掃活動 災害義援金の募金活動等
- ・陸上競技部：岐阜県高等学校総合体育大会 男子800m 4位 女子100mハーフル6位 女子4×400mリレー6位／東海高等学校総合体育大会出場
- ・体操部：岐阜県高等学校総合体育大会 男子団体優勝、女子団体2位／東海高等学校総合体育大会 男子団体7位 女子8位／全国高等学校総合体育大会 男子団体 女子個人 出場
- ・生物部：日本生物学オリンピック 2018 予選 優良賞／高校生バイオサミット in 鶴岡 審査員特別賞
- ・科学部：岐阜県児童生徒科学作品展 優秀賞

- ・地学・物理部：岐阜県自然科学系部活動研究発表交流会 優秀賞
- ・写真部：岐阜県青少年美術展 優秀賞／岐阜県高等学校写真コンテスト 優秀賞
- ・郷土研究部：岐阜県高等学校総合文化祭 ポスターセッション 優秀賞
- ・放送部：全国高等学校放送コンテスト アナウンス部門 出場
- ・水泳：岐阜県高等学校総合体育大会 男子 200m 平泳ぎ 6位 男子 100m 平泳ぎ 6位 女子 50m 自由形 7位 女子 100m 背泳ぎ 4位／東海高等学校総合体育大会 上記 4名出場
- ・ラグビー：岐阜県高等学校総合体育大会 合同 B チーム 3位等

（6）特色

昭和 33 年、理工系を重視する高等学校として開校され、昭和 44 年には、岐阜県初の理数科を設置した。文部科学省から、平成 15 年（3 年間）及び平成 18 年（5 年間）に、スーパーサイエンスハイスクールの指定を、県からは、理数教育フラッグシップハイスクールの指定を受けている。全日制で、普通科と理数科がある。

「躍進岐山」を合言葉に掲げ、生徒が思考力・判断力・表現力を伸ばし、問題発見力、課題解決力を養うための「探究の時間」を設けている。

2 監査の重点及び監査手続

「探究の時間」を設けるなど、独自の工夫をしていることから、時間外勤務命令簿など、労務管理に関する書類を確認するとともに、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 8 日、岐山高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の管理

【事実関係】

U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の使用簿には、【記入、決裁方法】として、「「使用区分」について、庁舎外への持ち出し時は「庁外持出」、外部の機関等からの持込み時は「外部持込」を選択」と記載があるが、区分の選択をしていないケースが見られた。また、取扱管理者により、申請時には許可欄に、解除日には確認欄に押印することになっているが、印漏れが散見された。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、U S B メモ

り及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、U S B メモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式 2. 以下「使用記録簿」という。）により、U S B メモリの利用状況等を適切に管理する。」（第 6 条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 岐山高等学校】

使用区分が、「府内使用」、「府外持出」又は「外部持込」であるかは、「使用場所」及び「管理番号」の記載により推認し得る。しかしながら、「使用区分」欄は、情報の管理に必要だから設けたと考えられる。取扱管理者は、使用全件につき、必要事項が記入されているかを十分に確認したうえで、確認印を押すべきである。

（2）答案持出簿

【事実関係①】

答案の持出簿には、持出期間の欄が設けられているが、実際の返却日を記録する欄は設けられていない。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成 29 年 2 月改訂版）」2 頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（学校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成 20 年 3 月 31 日制定）」の「第 5 適正管理（条例第 9 条）」の「(6) 外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

長期間、答案が持ち出されていないか、など確認し、答案を適正に管理するため、答案の持出簿を県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリストに沿った様式にすべきである。

上記指摘を受け、答案持出簿の様式を変更したので、改善報告とする。

【事実関係②】

答案持出簿の30年度末度の最終頁につき、持ち出しの申請がなされていないのに、その頁の全ての持出許可・返却確認欄にそれぞれ教頭の確認印が押してあった。

【指摘 岐山高等学校】

答案の持出申請前に予め、申請許可欄及び返却確認欄に確認印が押されている場合、たとえ、申請の許可がなかったとしても持ち出すことができるし返却されなかつたとしても、形式上、返却が確認されたことになり、答案の適切な管理ができていないことになる。

答案の管理責任者は、持ち出す答案用紙等の種類、使用目的、持出期間を考慮し、持出の可否を判断し、確認印を押すべきであるし、答案の返却を確認のうえ、確認印をおすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）薬品

【事実関係】

理科薬品の管理記録簿として、「毒・劇物 薬品簿(個表)」が作成されており、これを確認したところ、使用後の質量は記入されていたが、使用前質量、使用量が記入されていない箇所が散見された。

【規範】

岐山高等学校の「理科薬品の保管管理規定」には、「5. 管理記録簿の整備」として、（1）「薬品受払簿」「薬品保管簿」「薬品保管簿（毒・劇物）」の記録簿を置く。（2）「薬品受払簿」には受払を記載する。（3）「薬品保管簿」には薬品全体の一覧と在庫数量を記載する。（4）「薬品保管簿」には毒・劇物の薬品名・数量・購入年月日・使用年月日・使用量・使用目的・使用者・及び残量を適切に記入する。

【指摘 岐山高等学校】

適切に管理するため、使用量を計測の上、記録すべきである。

【指摘 岐山高等学校】

規程と管理記録簿の名称が不一致であると、混乱を招く虞があるため、規程に沿った名称の管理記録簿を整備すべきである

（2）図書

【事実関係】

平成30年度PTA特別会計歳入歳出決算書によると、図書費として、87万3484円の支出があるが、寄附採納手続をとっていない。また、平成30年度、PTA費で購入した図書229冊を除籍処理し、廃棄したが、PTAの同意はとっていない。

本年度から、PTA費で購入した図書については、寄附採納手続をとっている

とのことであった。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

P T A などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、平成 30 年度以前に P T A 費で購入した図書についても、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をすべきである。

上記指摘を受け、平成 30 年度以前に P T A 費で購入した図書について、寄附採納手続をしたため、改善報告とする。

5 施設

（1）野球部が使用するピッティングマシーン及び物置 2 棟

【事実関係】

事務室の右手には、野球部が使用しているピッティングマシーンのほか、物置が設置されていた。ヒアリングによると、所有者が不明であり、行政財産の目的外使用許可はとっていない。後日確認したところ、グラウンド西側の物置は野球部保護者が設置したもの、グラウンド南側の物置は P T A 備品、ピッティングマシーンは部活動育成会備品とのことであった。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐山高等学校】

ピッティングマシーン及び物置の設置場所について、それぞれ所有者に対し、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

（1）学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校預り金運営委員会を開催していない。

【規範】

「岐阜県立岐山高等学校学校預り金事務取扱要領」の第6条（予算及び会計年度）の第1項において、「校長は、毎会計年度開始前に、学校徴収金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定する。また、同第14条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定する。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

学校預り金運営委員会を開催し、事業計画（案）及び予算（案）、決算（案）の承認を得るべきである。

上記指摘を受け、令和2年2月12日、学校預り金運営委員会を開催し、事業計画（案）の承認を得たので改善報告とする。

7 職員の管理

（1）時間外勤務

【事実関係】

管理棟玄関及び事務室の鍵・セキュリティキーにつき、土日など緊急時に備え、生徒指導のため、常時、担当の教員が保有するなどし、待機している。

【規範】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第6条によれば、原則として、教育職員については、時間外勤務を命じないものとされており、その例外を規定する「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」で、非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務等に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限り、教育職員に対し時間外勤務を命ずることができるとされている。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

担当の教員は、生徒指導のため、いつでも対応できるよう、常時待機していることになる。一般的に、生徒指導における時間外勤務は、時間外勤務を命ずることはできない。しかしながら、子どもの人命に関わる場合や緊急を要する生徒指導の場合等は、「非常災害等やむを得ない場合に必要な業務」に含まれる。子どもの人命に関わる場合や緊急を要する生徒指導に備えての待機は、時間外勤務命令をすべきである。

上記指摘を受け、生徒指導の緊急対応用に常時保有させていた玄関等の鍵については、非常災害等の緊急時のみに貸し出し、同時に時間外勤務命令をすることとしたので、改善報告とする。

（2）安全衛生委員会

【事実関係】

ヒアリングによると、安全衛生委員会を年 12 回開催しているとのことであるが、議事録は、平成 31 年 2 月 20 日開催のものしか残されていない。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条によれば、事業者は、安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催するようにしなければならないとし、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示するなどして労働者に周知させなければならない、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないとされている。

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

安全衛生委員会開催毎に議事録を作成し、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、職員室の掲示板に掲示するなどして、職員に周知すべきである。

上記指摘を受け、安全衛生委員会開催毎に議事録を作成する運用に改め、令和 2 年 1 月 31 日、委員会開催毎に議事録を作成したので、改善報告とする。

（3）産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に 6 回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐山高等学校（改善報告）】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

上記指摘を受け、産業医による学校巡査の記録を作成する運用に改め、令和 2 年 1 月 31 日、学校巡視の記録を作成したため、改善報告とする。

第 5 加納高等学校

1 学校の概要

（1）学校所在地

岐阜県岐阜市加納南陽町 3 丁目 17 番地

（2）生徒数（令和元年 5 月 1 日現在）

（人）

	男	女	合計	定員

普通科	470	485	955	960
音楽科	15	71	86	120
美術科	14	106	120	120
計	499	662	1161	1200

(3) 組織及び構成（令和元年5月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	2	非常勤講師	47	
教頭	2	2			学校医	4	
教諭	64	65			学校歯科医	2	
養護教諭	2	2			薬剤師	1	
実習教諭・ 実習助手	2	2			学校業務専門職	2	
事務職員	4	5					
司書	1	1					
計	76	78	計	2	計	56	0

(4) 進路状況（令和元年9月1日現在） (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	386	1	387
平成30年度	383	5	388

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・陸上競技部 全国大会出場
- ・水泳部 全国大会出場
- ・空手道部 全国大会出場
- ・バトミントン部 東海大会出場
- ・放送部 全国大会出場
- ・地域研究部 全国大会出場

(6) 特色

全日制であり、普通科320名、音楽科40名、美術科40名の入学定員である。音楽科、美術科を設置する県内唯一の公立高校である。

平成30年度には「進学指導重点校」、平成31年度には「地域共創フラグシップハイスクール（F R H）」の指定を岐阜県教育委員会から受けている。

2 監査の重点及び監査手続

加納高等学校は、普通科、音楽科、美術科を併設する高等学校であり、高等学校一般に論点となりうる課題に加えて、音楽科、美術科に特有の課題（楽器、美術モチーフの調達など）がないかどうかという点に着目し、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年7月11日及び同年10月8日、加納高等学校の管理職（校長、教頭、事務部長、係長）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、PTAの備品台帳等の提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体

【事実関係】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿（平成30年度）」によれば、USBメモリについて、平成30年7月3日から平成31年3月31日に渡り、貸し出したままとなっている例があった。これは、PTA雇員とのデータの受け渡しのためにUSBを毎日使用する必要があり、事務部長が管理し、使用していたとのことである。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票では、外部記録媒体に関する項目において、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無いか（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」と記載されている。

【指摘 加納高等学校】

外部記録媒体を1ヶ月以上も貸し出しているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。外部記録媒体の使用期間については、最長でも1ヶ月の上限を設け、1ヶ月単位で許可すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

校内には、PTAが所有する防犯カメラが設置されている。当該カメラについては、県がPTAから借り受けている。

平成30年度、校内で盗難事件があったことから、警察の依頼により映像を提出したが、その際決裁手続をとっていない。また、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

【規範①】

岐阜県立加納高等学校個人情報保護方針（プライバシーポリシー）では、個人情報の第三者への提供について、法令の定める場合を除き、関係する個人の同意

を得ることなく、事前・事後・事別にかかわらず、個人情報を第三者へ開示・提供することをしない旨定められている。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 加納高等学校】

本件については、捜査関係事項照会書（刑事訴訟法197条2項）に基づいて、岐阜県警に提供しているわけではない。したがって、「法令の定めがある場合」にあたるかは不明である。決裁をしなければ、どうして、上記要件に該当したのか検証することができない。決裁により、岐阜県警に提供すると判断した理由を明確にすべきである。

【規範②】

防犯カメラにより人の顔を撮影録画することは、個人情報の収集にあたる。

個人情報の収集にあたっては、利用目的の明確化、目的達成のための必要な範囲内といった制約があり、収集した個人情報についても、適正な管理、利用や提供の制限などの制約がある（岐阜県個人情報保護条例）。

【意見 加納高等学校（改善報告）】

防犯カメラのデータ等について、目的外利用なし第三者提供することに関する規程も含めて、防犯カメラの運用規程を作成することが望ましい。

なお、この点については、学校において防犯カメラの運用規程を作成し、令和2年1月14日から施行しているため、改善報告とする

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）卒業制作

【事実関係】

卒業生が作成した卒業制作のうち、優秀作品をPTAが買い上げ、学校に展示している。

ヒアリングによれば、PTAから県が借り受けて展示しているという認識とのことだが、県の台帳には、借入物品として当該作品は掲載されておらず、またPTAと県の使用貸借契約書もない。

【規範】

岐阜県会計規則86条の2によれば、収支等命令者は、物品の借入れを必要とするときは、借入れする物品の内容を明らかにした書類により借入れ手続を執らなければならないとされている。

また、同規則88条の2では、収支等命令者は、備品及び動物について物品一覧表及び物品出納一覧表を備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならないとされている。

【指摘 加納高等学校】

P T A から借りているのであれば、借入物品として台帳に掲載するとともに、使用貸借契約書を作成すべきである。

なお、この点については、往査後 P T A 役員と相談し、寄附を受けることになったとのことである。

(2) 使用貸借契約書の保存

【事実関係】

令和元年受験の定期監査資料によれば、平成 14 年度に借り入れた借入物品として、「機械器具 教養機器」があがっている。これは、音楽科で使用する楽器（チェンバロ）を、岐阜県立加納高等学校同窓会から借りているものである。ヒアリングにおいて、当該借り入れの契約書を確認しようとしたところ、既に保存期間を経過したため、廃棄したことであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 42 条では、「完結文書の整理、保管、保存及び廃棄は、岐阜県公文書規程に定める完結文書の整理、保管、保存及び廃棄の例による。」とされ、岐阜県公文書規程第 68 条第 1 項では、公文書の区分ごとの保存期間が定められており、同条第 4 項では「完結文書の保存期間は、第一項第七号に定めるもの及び法務・情報公開課長が別に定めるものを除き、事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算する。（＊以下略）」と定められている。

また、同規程第 68 条第 5 項では、「前項の規定にかかわらず、常用文書（注：例規文書、原簿、台帳等で常用に供するものをいう。岐阜県公文書規程第 35 条第 4 項）の保存期間は、当該文書を常用に供する必要がなくなった日の属する年度の翌年度の初日から起算する。」と定められている。

なお、同規程第 73 条第 1 項では、「主務課長（注：学校においては、それぞれの事務を分掌する責任者）は、保存期間が満了する文書について、その保存期間を延長する必要があるかどうかを調査し、延長が必要であると認めるときは、法務・情報公開課長が定める日までに文書取扱責任者（注：学校においては、教頭及び事務部長又は事務長）に協議しなければならない。」とされ、同条第 2 項では「文書取扱責任者は、前項の協議があつたときは、速やかにこれを調査し、保存期間の延長を適当と認めるときは、当該保存文書の延長の期間その他必要な事項を文書管理システムに登録することにより当該文書の保存期間を延長することができる。（＊以下略）」と定められている。

【指摘 加納高等学校】

使用貸借契約の契約期間中は「事案の処理が完結した」とはいえない。

上記楽器については、現在も使用貸借契約が継続しているのであるから、公文書規程における保存期間は進行していない。よって、使用貸借契約書の保存期間

は経過していない。

契約書類の保存期間については、契約の存続期間が終了した時点から起算されるものとして扱うべきである。

なお、上記楽器については、往査後、同窓会役員と相談し、寄附を受けることになったとのことである。

(3) 図書

【事実関係】

PTAが購入した図書について、寄附採納手続を行っていない。ヒアリングによれば、PTAの所有物を借りていると認識しているとのことであったが、貸借の契約書は存在しない。また、平成30年度の図書除籍（廃棄）に関する決裁書類を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、図書選定委員、主任、図書部、教頭、事務部長、校長の押印欄があるが、PTA会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 加納高等学校】

使用貸借契約書は作成されていないこと、廃棄の際に承認を得ていないこと、ほとんどの学校に図書を借り入れているという認識がないことから、PTAが購入した図書を受け入れた際において、返還合意がなされていたとは到底いえず、実体としては、学校が寄附を受けたものというべきである。岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続きをとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の倉庫

【事実関係】

グラウンド上に、部活動後援会費で購入した野球部の倉庫及びピッティングマシーンが存在するが、これらの設置場所について、目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加納高等学校】

野球部の倉庫及びピッティングマシーンの設置場所について、目的外使用許可の手続をとるべきである。

なお、上記倉庫等は、いずれも往査後に部活動後援会（PTA）から県に寄付された。

（2）野球部が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、「岐阜県立加納高等学校硬式野球部保護者会」と車体に明記された野球部保護者会のマイクロバスが、加納高等学校の敷地内に駐車されている。しかし、マイクロバスについて、使用貸借などの取決めはなく、また、駐車場所について目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加納高等学校】

野球部保護者会の保有するマイクロバスの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

（3）洗濯機

【事実関係】

学校内に洗濯機が6台あり、うち3台はPTAで購入したものであるが、当該PTA所有の洗濯機について、使用貸借契約等の契約は締結されておらず、また、設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 加納高等学校】

PTA所有の洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続をとるべきである。

6 私費会計

（1）学校預り金に関する情報開示

【事実関係】

加納高等学校のホームページにおいては、PTA会計の予算書・決算書が掲載されているが、学校預り金については掲載されていない。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインによれば、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその使途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯（議事録）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要があるとされている。

【指摘 加納高等学校】

学校預り金についても、予算書・決算書を掲載し情報開示すべきである。

7 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、週1回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 加納高等学校（改善報告）】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

なお、この点については往査後の令和2年1月から記録作成を開始しているため、改善報告とする。

8 学校内規

(1) 薬品管理規程

【事実関係】

薬品（毒物・劇物等）管理規程（「学校における毒物及び劇物の保管管理について」）は、職員必携に掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第 30 条第 1 項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第 2 項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第 49 条は、「この規則の施行に關し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 加納高等学校】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「学校における毒物及び劇物の保管管理について」を職員必携に掲載すべきである。

第 6 羽島北高等学校

1 学校の概要

（1）学校所在地

岐阜県岐阜市柳津町北塚 3 丁目 110 番

（2）生徒数（令和元年 9 月 1 日現在）(人)

	男	女	合計	定員
普通科	378	450	828	840

（3）組織及び構成（令和元年 9 月 1 日現在）(人)

	定数	現員	臨時の任用職員等		非常勤専門職等		雇員
校長	1	1	常勤講師	5	非常勤講師	5	
教頭	1	1	再任用パートタイム	1	学校医	6	
教諭	45	41			学校薬剤師	1	
養護教諭	2	2			業務専門職	2	
実習助手	1	1					
事務職員	4	4					
司書	1	1					
計	55	51	計	6	計	14	1

* 雇員：教員業務アシスタント（第 3 種）

（4）進路状況(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	304	7	311

平成 30 年度	308	4	312
----------	-----	---	-----

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・フェンシング部 岐阜県高等学校総合体育大会 女子団体優勝 等
- ・水泳部 第 66 回岐阜県高等学校総合体育大会水泳競技大会 女子 200m 自由形 6 位（東海大会出場）等
- ・吹奏楽部 第 16 回ジュニア打楽器アンサンブルコンクール全国大会 打楽器八重奏 優秀賞 等
- ・放送部 岐阜県高等学校放送コンテスト アナウンス部門 2 位（全国大会出場）等
- ・書道部 県青少年美術展 青年部書道部門 入選 4 名 等
- ・写真部 平成 30 年岐阜県青少年美術展 青年部写真部門 優秀賞、入選 9 名
- ・囲碁将棋部 第 42 回全国高校囲碁選手権岐阜県大会 男子団体 3 位 等

(6) 特色

平成 31 年 4 月 1 日より単位制普通科に学科改編された。

国際交流に力を入れており、隔年でオーストラリア研修を行ったり、国際交流プログラムとして、地元の外国人留学生を学校に招いて交流したり、異文化理解をテーマに授業を行うなどの取り組みを行っている。

2 監査の重点及び監査手続

羽島北高等学校は、普通科の高等学校であり、標準的な高等学校であることから、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。特に、防犯カメラのデータ提供、施設管理、学校預り金運営委員会、職員の管理に注目した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 10 日、羽島北高等学校の管理職（校長、教頭、事務長、教務主任等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、随意契約理由書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

平成 30 年度に校内で盗難事件があり、警察の依頼により、防犯カメラの映像を警察に提供したが、決裁手続をとっていない。

学校によれば、学校の窓ガラスが割れ、校内の物品が盗難にあったため、緊急の措置を要すると判断して岐阜県警に提供したことである。

また、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程

はない。

【規範】

岐阜県立羽島北高等学校個人情報の保護に関する規程第8条では、「本校が保有する個人情報は、それぞれの業務場所でのみ利用することとし、前条の規定により特定された目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。(1) 本人の同意があるとき(2) 生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき(3) 法令の定めるところにより、行政機関等から依頼があったとき(4) 成績処理や大学院等入試統計等、校長が正当な理由があると認めたとき」と規定している。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 羽島北高等学校】

学校によれば、本件については、「生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき」に該当すると判断したため、岐阜県警に提供（目的外利用ないし第三者提供）したことであるが、決裁により、岐阜県警に提供すると判断した理由を明確にすべきである。

【意見 羽島北高等学校（改善報告）】

防犯カメラのデータ等について、目的外利用ないし第三者提供することに関する規程も含めて、防犯カメラの運用規程を作成することが望ましい。

この点につき、学校では、令和2年3月1日を施行日とする「岐阜県立羽島北高等学校防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」を制定したことから、改善報告とする。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 図書

【事実関係】

平成30年度教育振興費会計決算書によると、図書館充実費の費目において、「図書館用書籍」として、59万6596円の支出がある。PTAからの図書購入については、寄付採納手続を行っていなかった。また、平成31年2月28日付「図書の廃棄について」を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、部長、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、PTA会長の押印欄はない。

図書室を視察した際に確認したところ、PTA以外からの寄贈図書についても、寄付採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾

否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 羽島北高等学校（改善報告）】

PTAなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

令和元年5月20日付け決裁書類「学校用図書の寄付申込の受理について（伺い）」によれば、令和元年度においては、PTAからの図書の寄附申込みに対して、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手續がとられていることから、改善報告とする。

5 施設

（1）進路指導振興会

【事実関係】

校長、教頭、教諭及び事務長が職務専念義務の免除を受けて校内で岐阜県立羽島北高等学校進路指導振興会の事務に従事している点について、目的外使用許可をとっていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 羽島北高等学校（改善報告）】

岐阜県立羽島北高等学校進路指導振興会に行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

この点につき、令和元年12月27日付けで目的外使用許可をしたため、改善報告とする。

（2）各部屋の鍵

【事実関係】

鍵貸出簿を設けているが、持出時間または返却時間が未記入であったり、両方が未記入となっている箇所が多数みられた。貸出簿を確認した範囲では、職員氏名欄に特定の職員の氏名が記入されている部分について、全て持出時間及び返却時間の両方が未記入となっていた。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ

るよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 羽島北高等学校】

鍵貸出簿に鍵の持出時間及び返却時間を記入させる目的は、鍵の所在及び使用者を把握することにあると考えられるところ、未記入では目的を達成できない。鍵貸出簿には持出時間及び返却時間を確実に記入させるべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

学校によれば、PTA役員会と併せて開催しているとのことであったため、学校に対してPTA役員会の議事録の提出を求めたところ、学校からは学校預り金運営委員会の開催を説明できる資料は見つからないとの回答がなされた。PTA役員会では、学校預り金の予算・決算資料は配付されていない。

【規範】

岐阜県立羽島北高等学校学校預り金事務取扱要領第6条1項「校長は毎会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」

同要領第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」

【指摘 羽島北高等学校】

PTA役員会では学校預り金の予算・決算資料が配付されておらず、予算・決算に関して預り金運営委員会の承認を得ているとは言いがたい。予算・決算について、預り金運営委員会を開催して承認を得るべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は、平成31年1月24日分しかない。

また、上記1月の開催以外は、職員会議で啓発資料を配布していることをもって、安全衛生委員会ととらえているとのことである。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

また、岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検

証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 羽島北高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、開催毎に議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭、保健厚生部長）は、毎日1回学校巡視を行い、毎月1回各職員の安全点検記録をもとに学校巡視を行っている。しかし、衛生管理者による巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 羽島北高等学校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視を記録すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に1回、校内巡視を行っているとのことである。

産業医による巡視の報告書はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 羽島北高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 羽島北高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第7 岐阜総合学園高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市須賀2丁目7番25号

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
総合学科	274	558	832	840

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時の任用職員	非常勤専門職	雇員
校長	1	1	常勤講師	10	非常勤講師
教頭	2	2	養護助教諭	1	業務専門職
教諭等	61	51		ALT	1
養護教諭	2	1		校医	5
実習助手	5	4		薬剤師	1
事務職員	5	5			
司書	1	1			

学校用務員	1	1					
計	78	66	計	11	計	29	1

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	243	72	315
平成 30 年度	207	71	278

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・男子ホッケー部：全国高校総体 準優勝 等
 - ・女子ホッケー部：東海高校選手権 優勝 等
 - ・弓道部：国民体育大会 少年女子の部 出場 等
 - ・男子バスケットボール部：岐阜地区高等学校総合体育大会 3 位 等
 - ・女子バスケットボール部：岐阜市民バスケットボール大会 優勝 等
 - ・ソフトテニス部：県高校総体 団体 3 位 個人 3 位 等
 - ・美術部：岐阜県総合文化祭 デザイン部門 優秀賞、奨励賞 等
 - ・太鼓部：全国高校総合文化祭 文化連盟賞 等
 - ・吟詠剣詩舞部：全国高等総合文化祭 文化連盟賞 等
 - ・書道部：岐阜県総合文化祭書道展 優秀賞 等
 - ・吹奏楽部：岐阜県吹奏楽コンクール県大会 金賞 等
 - ・箏曲部：岐阜県高等学校総合文化祭 金賞 等
- 等

(6) 特色

平成 9 年 4 月 1 日、岐阜西工業高等学校と岐阜第一女子高等学校が統合され、岐阜総合学園高等学校となった。入学定員は、全日制の総合学科 280 名である。

2 監査の重点及び監査手続

ホッケー部をはじめ、部活動が活発であることから、PTA 備品台帳など、グラウンド等にある部活動関連設備に係る契約関係及び関連書類を確認するとともに、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 28 日、岐阜総合学園高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。さらに、令和 2 年 1 月 14 日、追加ヒアリングを行った。

3 学校運営

(1) 学校評価

【事実関係①】

ホームページ上に、平成 20 年度から平成 28 年度までの自己評価が掲載されていたが、平成 29 年度は掲載されていない。

【規範】

高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとするとされている（学校教育法第 62 条、第 42 条、同施行規則第 104 条第 1 項、第 66 条）。

岐阜県立高等学校管理規則第 7 条の 2 第 3 項は「校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を学校評議員、学校運営協議会委員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。」と定める。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く自己評価を公表することができる方法である。よって、学校評価の結果を、ホームページに掲載すべきである。

【事実関係②】

ホームページ上に、平成 20 年度から平成 28 年度までの学校関係者・学校評議員のアンケートによる評価が掲載されていたが、平成 29 年度以降は掲載されていない。

【規範】

高等学校は、自己評価の結果を踏まえた当該高等学校の生徒の保護者その他の当該高等学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする、とされている（学校教育法第 62 条、第 42 条、同施行規則第 104 条第 1 項、第 67 条）。

【意見 岐阜総合学園高等学校】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く学校評価を公表することができる方法である。よって、学校評価の結果を、ホームページに掲載すべきである。

4 情報管理（セキュリティ）

(1) パソコンの持出簿

【事実関係】

パソコンの持出簿には、申請時には許可欄に、解除日には確認欄に押印することになっているが、印漏れが散見された。その理由を問い合わせたところ、「違う内容のものを誤って持出簿に記載していたため、書損で削除した部分であり、印漏れには当たらない。」とのことであった。しかし、書損で削除した部分にも

取扱管理者確認欄に押印されている箇所がある。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

取扱管理者は、記載内容を確認したうえで、確認印を押すべきである。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 遊休物品

【事実関係】

岐阜西工業高等学校で使用していたプレカット実習装置一式（高さ 160cm、幅 300cm、奥行き 260cm／取得価格 15,000,000 円）が故障したまま、木材工芸実習室に保管されている。

【規範】

岐阜県会計規則第 99 条では、「収支等命令者は、供用の必要がない物品で、管理換えによっても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」、「収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不適当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」と規定されている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校 学校支援課】

使用見込みがないのであれば、不用の決定をし、売却又は廃棄による処分をすべきである。

(2) 図書

平成 30 年度 P T A 会計収支決算書によると、図書整備費として、94 万 6003 円の支出があり、私費で購入した図書 1020 冊が廃棄された。図書購入については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品に

については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をすべきである。

（3）PTA物品使用貸借契約書

【事実関係】

PTAとの間で、「PTA等備品購入一覧表」に記載する備品を対象とするPTA物品使用貸借契約を締結しており、備品の維持管理に要する経費は協議して定めることになっているが、協議されたことはなく、維持管理費はPTAが負担している。また、年度毎にまとめられた「PTA備品台帳」は作成されているが、「PTA等備品購入一覧表」は作成されていない。

「PTA備品台帳」には、芝刈り機や洗濯機などの備品が記載されている。芝刈り機は物品一覧に記載しているが、洗濯機は、専ら部活用であるとして、物品一覧に記載していないとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2では、「物品の借入れを必要とするときは、借入れをする物品に係る内容を明らかにした書類により借入れの手続を執らなければならない」と規定されている。また、物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならず（同規則第87条第1項）、物品の出納を行ったときは、備品については物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し（同規則第88条の2第1項）、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない（同規則第90条第1項）とされている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

「PTA備品台帳」が「PTA等備品購入一覧表」に該当するのか確認した上で、該当するのであれば、借入備品については、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

6 施設

（1）洗濯機

【事実関係】

学校内に、PTAで購入した洗濯機が2台あるが、当該PTA所有の洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」

により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

P T A 所有の洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手續をとるべきである。

(2) 部活動保護者会が保有するバス

【事実関係】

部活動保護者会の車両 4 台が、岐阜総合学園高等学校内に駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手續はとられていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

当該車両の駐車場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 野球部後援会の倉庫

【事実関係】

グラウンドには、岐阜総合学園高等学校野球部後援会が保有する倉庫が設置されているが、行政財産の目的外使用許可がなされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」では、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

倉庫の設置場所につき、野球部後援会に、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

7 私費会計

(1) 情報開示

【事実関係】

学校諸費会計に関する情報のうち、種類及び各金額は、ホームページに掲載しているが、使途は掲載せず、全保護者に配付する会計報告書に記載している。

【規範】

岐阜県教育委員会「公費・私費負担区分ガイドライン」（平成25年3月）によれば、より開かれた学校運営とする上からも、また保護者等に対する説明責任を果たすためにも、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその用途、各種会計の予算書や決算書、方針決定に至る経緯（議事録等）などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある、とされている。

【意見 岐阜総合学園高等学校】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が学校諸費に関する情報を得ることができる方法である。よって、各学校諸費の用途も、ホームページに掲載することが望ましい。

8 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会は、年1回開催し、議事録を作成しているが、その他は職員会議の場で行っており、議事録を作成していない。また、いずれの場合も、産業医の出席はない。

【規範】

労働安全衛生規則第23条によれば、事業者は、安全衛生委員会を毎月1回以上開催するようにしなければならないとし、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を、常時各作業場の見やすい場所に掲示するなどして労働者に周知させなければならない、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないとされている。

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、開催毎に議事録を作成すべきである。

（2）産業医

【事実関係】

アンケートによれば、産業医の巡視は、年に6回とのことである。産業医の巡視の記録はない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜総合学園高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第8 岐阜城北高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市三田洞 465-1

(2) 生徒数(令和元年5月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
総合学科	195	281	476	480
生活文化科	7	230	237	240
全学年	202	511	713	720

(3) 組織及び構成(令和元年5月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時の任用職員	非常勤専門職	雇員
校長	1	1	常勤講師	8	非常勤講師 14
教頭	2	2	実習助手	1	業務専門職 2
教諭	51	47		学校医 3	
*初任者研修	1	1		学校歯科医 1	
養護教諭	1	0		学校薬剤師 1	
実習助手	4	3			
事務職員	4	4			
司書	1	1			
計	65	59	計	9	計 21 1

・雇員：校務補助員

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成29年度	153	71	224
平成30年度	156	74	230

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・硬式野球部、ゴルフ部
- ・陸上競技部：第61回東海陸上競技選手権大会 女子やり投げ 1名出場等
- ・美術部、吹奏楽部、情報処理部等
- ・書道部：平成30年度全日本高等学校書道教育研究会賞 優秀賞等
- ・簿記部：第40回東海地区高等学校商業実務総合競技大会
簿記の部 団体 12位等

(6) 特色

平成 16 年 4 月 1 日、岐阜藍川高等学校と岐阜三田高等学校が統合され、岐阜城北高等学校となった。全日制であり、総合学科 160 名、ファッション学科 120 名の入学定員であった。

平成 21 年 10 月 21 日に、学科改編が決定され、総合学科と生活文化科となり、現在に至る。総合学科には、ビジネス系列、会計系列、情報系列、人文科学系列、芸術文化系列と 5 つの系列がある。生活文化科には、子ども生活コース、ファッションコース、食生活コースがある。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜城北高等学校は、岐阜市北部において、芸術文化系列を持つ唯一の高等学校であり、平成 16 年に統合してできた高等学校である。高等学校の統廃合に伴う施設の管理状況や学校預り金のほか、寄附手続に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 25 日、岐阜城北高等学校の管理職（校長、教頭 2 名）、事務長、教務主任等のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、旧藍川高等学校校舎のグラウンドについての覚書や寄附採納に関する書類など提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）パソコンの管理

【事実関係】

パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿によると、以下の 3 つの長期持出・持込事案があった。①平成 29 年 4 月 17 日～平成 30 年 3 月 31 日にかけて、「岐阜県高野連の事務処理」のため、高野連のパソコン 1 台が持出されていた。②平成 30 年 5 月 11 日～平成 31 年 3 月 29 日（申請期間は、平成 31 年 3 月 31 日まで）にかけて、「岐阜県高野連の事務処理」のため、高野連のパソコン 1 台が持込されていた。③平成 30 年 8 月 8 日～平成 31 年 3 月 26 日（申請期間は、平成 31 年 3 月 26 日まで）にかけて、「生徒会活動で使用する」ため、パソコン 1 台が持込・使用されていると記録されていた。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策（1）職員等の遵守事項 ③パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

①②については、ほぼ1年、パソコンの持出と持込を認めている。また、③については、毎日返却をしていることであるが、記録上は、半年以上、パソコンの持込・使用を認めている。①②③については、実質的には、情報セキュリティ責任者（教頭）の管理を離れてしまっていると評価せざるを得ない。高野連や生徒会といった比較的長期間の使用が予想されるとしても、申請期間については、1ヶ月を上限とすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査

【参考報告 岐阜城北高等学校】

現物実査の際に確認を行った物品には、毎年度異なる色のシールを備品整理票又はその付近に貼り、一目で確認済みかどうかを判別できるようにしている。

（2）エアコンの寄附手続

【事実関係】

平成31年4月1日に、岐阜城北高等学校PTAからなされた、物理室（物理実習室）、音楽室、視聴覚室にあるエアコン（評価額8,358,000円）の寄贈について、「岐阜城北高等学校で学ぶ生徒の安全で快適な教育環境のため」として、岐阜城北高等学校長は、寄附を承諾している。

しかし、平成31年1月29日に、教育財務課から示された様式に、維持費用等の記載をする欄がなかったためか、維持費用等の検討をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

維持費の見込額を検討した決裁書面により、寄附採納の決裁をすべきである。

（3）図書

【事実関係】

平成30年度PTA会計収支決算書によると、図書充実費として、図書室新聞、教育図書の購入費用として、89万3940円分の支出がある。PTAからの図書寄贈については、寄附採納手続をとっていない。また、（公財）日本教育公務員弘済会からの図書の寄附についても、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

P T A、（公財）日本教育公務員弘済会などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

（1）グラウンド上の物置及びブルペン

【事実関係】

グラウンド北東部には、野球部が使用しているブルペンのほか、物置が設置されていた。ヒアリングによると、野球部保護者会が設置したとのことであるが、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合には、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている

【指摘 岐阜城北高等学校】

野球部保護者会の所有するブルペンの設置場所及び物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

（2）グラウンの夜間照明

【事実関係】

ヒアリングによると、グラウンドの夜間照明を設置したのは、野球部保護者会と思われるが、明確には分からぬことである。また、夜間照明の設置について許可したもの、寄附採納手続もとっていないし、行政財産の目的外使用許可もとっていないことであった。平成 30 年度部活動後援会会計予算（案）及び平成 30 年度部活動後援会会計収支決算書によると、部活動後援会から、「光熱水費」として、グラウンドの夜間照明料が 11 万 7582 円が支出されていたことから、夜間照明は、部活動のために設置されて使用されていると認められる。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【指摘① 岐阜城北高等学校】

グラウンド夜間照明の所有者を把握すべきである。

【規範 岐阜城北高等学校】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘② 岐阜城北高等学校】

グラウンドの夜間照明の所有者に対して、夜間照明の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(3) 旧藍川高等学校校舎のグラウンド

【事実関係】

平成28年3月22日に、岐阜県教育委員会特別支援課と岐阜県立岐阜城北高等学校との間で、開校予定の岐阜清流高等特別支援学校グラウンドの使用について、覚書が締結された。同日付の「岐阜清流高等特別支援学校グラウンドの使用について」と題する決裁書において、「覚書の内容については、開校後も、岐阜城北高野球部がグラウンド使用するという約束の基本方針を明文化したものであり、細部については、開校前に改めて取り決める予定です。」と記載されていたが、取決めはなされていない。

また、グラウンドには、岐阜城北高等学校野球部保護者会が所有する倉庫が設置されている。覚書の第3条(4)には、「倉庫等の整理整頓及び清掃」という項目はあるものの、倉庫等をグラウンドに設置する根拠となる取決めもなく、行政財産の目的外使用許可もなされていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜城北高等学校】

野球部保護者会が、岐阜清流高等特別支援学校のグラウンドに倉庫を設置する根拠がない状態である。当初の予定通り、倉庫等をグラウンドに設置する根拠

も明記した覚書の細部を明文化した取決めを、岐阜清流高等特別支援学校との間において締結し、野球部保護者会に、岐阜清流高等特別支援学校に対する行政財産の目的外使用許可の申請をさせるべきである。

（4）生活産業教育部会

【事実関係】

岐阜県産業教育振興会の生活産業教育部会に関して、校長が副部会長として、教頭が書記として、事務長が会計として、職務専念義務の免除がなされている。ヒアリングによると、部会の総会を校内で行っているほか、毎年、事務局を担当しているとのことである。しかし、行政財産の目的外使用許可はなされていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜城北高等学校】

岐阜県産業教育振興会の生活産業教育部会から、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、許可について判断をすべきである。

（5）野球部保護者会が所有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、「岐阜県立岐阜城北高等学校野球部」と車体に明記されたマイクロバスなど、少なくとも3台の野球部保護者会の車両が、岐阜城北高等学校内に駐車されている。

しかし、使用貸借契約の目的物として引用されているPTAの物品台帳及び同窓会の物品台帳には、マイクロバスの記載はないことから、岐阜城北高等学校との間で使用貸借している物品となっていない。また、マイクロバスなどの駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、本来想定されている使用目的の範囲を超える場合、すなわち、本来の教育目的以外の目的で使用する場合は、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜城北高等学校】

野球部保護者会の保有するマイクロバスなどの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきであ

る。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

次年度新入生向け卒業アルバムのほか修学旅行について、学校預り金契約審査会の開催はなされている。しかし、各種預り金について、予算承認や監事監査後の決算承認のための学校預り金運営委員会が開催されていない。

【規範】

「岐阜県立岐阜城北高等学校学校預り金事務取扱要領」の第6条（予算及び会計年度）の第1項において、「校長は、毎会計年度開始前に、学校徴収金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」と規定されている。また、同第14条において、「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

学校預り金運営委員会を開催し、予算及び決算の承認を得るべきである。

7 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成30年度の安全衛生委員会は12回開催されている。しかし、議事録は、平成30年2月20日分しかなく、「第2回学校保健安全委員会」と記載されている。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 岐阜城北高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年52回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する

ことができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜城北高等学校】

「職場巡視チェックリスト」を用いて、衛生管理者による学校巡視の記録を作成すべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に2回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定する。

【指摘① 岐阜城北高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘② 岐阜城北高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

第9 岐阜商業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市則武新屋敷 1816 番地 6

(2) 生徒数（平成 31 年 4 月 8 日現在）

全日制課程 (人)

	男	女	合計	定員
情報処理科	208	150	358	360
国際コミュニケーション科	25	97	122	120
流通ビジネス科	177	262	439	440
会計システム科	110	128	238	240

定時制課程 (人)

	男	女	合計	定員
商業科	40	32	72	160

(3) 組織及び構成（令和元年 5 月 1 日現在）

全日制課程 (人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師 17
教頭	1	1	実習助手	1	養護講師
教諭等	69	66	栄養士	—	看護講師
養護教諭	2	2	看護講師	—	業務専門職 1
事務職員	4	5			介護専門職
実習助手	4	3			炊事員
栄養教諭	—	—			校医等 7
介護員	—	—			校務補助員
学校司書	1	1			作業補助員
学校用務員	1	1			A L T 1
充指導主事	2	2			
計	85	82	計	7	計 26 0

定時制課程 (人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員

校長	—	—	常勤講師	1	非常勤講師	4	
副校長	1	1	実習助手	—	養護講師	—	
教諭等	10	9	栄養講師	1	看護講師	—	
養護教諭	1	0	看護講師	—	業務専門職	—	
事務職員	1	1	養護助教諭	1	介護専門職	—	
実習助手	—	—			給食指導員	—	3
栄養教諭	—	—			校医等	—	
介護員	—	—			校務補助員	—	
					作業補助員	—	
計	13	11	計	3	計	4	3

(4) 進路状況

全日制課程		(人)	
		進学	就職
平成 29 年度		298	96
平成 30 年度		292	105

定時制課程		(人)	
	進学	就職	合計
平成 29 年度	1	22	23
平成 30 年度	6	15	21

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

全日制

- ・男女テニス部：全国高等学校総合体育大会東海ブロック、全国高等学校選抜大会 等
- ・男女陸上競技部：国民体育大会 等
- ・男子バレーボール部：全日本バレーボール高等学校選手権大会 国民体育大会 等
- ・男女バドミントン部：全国高等学校総合体育大会東海ブロック、ジュニアオリンピックカップ全日本バドミントン選手権大会等
- ・女子バスケットボール部：全国高等学校バスケットボール選手権大会
- ・男女水泳部：国民体育大会、全国高等学校総合体育大会東海ブロック
- ・男女空手部：全国高等学校総合体育大会東海ブロック、国民体育大会等
- ・女子ハンドボール部：全国高等学校選抜大会
- ・女子スキーモーグル：国民体育大会冬季大会 少年女子 2 位
- ・吹奏楽部：マーチングバンド全国大会中編成の部 金賞 3 位

- ・速記部：全国高等学校速記競技大会 団体優勝 個人優勝・準優勝・3位、全国高等学校選抜速記競技大会 団体準優勝 個人3位 等
- ・ワープロ部：全国高等学校ワープロ競技大会
- ・E D P 部：全国高等学校情報処理競技大会 団体優勝 個人準優勝・3位
- ・珠算部：全国高等学校珠算・電卓競技大会
- ・簿記部：全国高等学校簿記コンクール全国大会 団体優勝 個人優秀賞2名、優良賞1名、全国高等学校I T ・簿記選手権大会簿記部門等
- ・書道部：国際高校生選抜書展 個人準大賞
- ・英会話部：高等学校英語スピーチコンテスト
- ・茶華道部：Ikenobo 花の甲子園 2018 全国大会 団体優秀校等
定時制
- ・男子バスケットボール：岐阜県高等学校定通制総合体育大会 3位

（6）特色

全日制と定時制があり、全日制は、昭和23年8月18日、岐阜市立岐阜商業高等学校と岐阜市立女子商業高等学校とが統合され、岐阜市立岐阜商業高等学校となった。前者は、明治36年に認可された「岐阜市立岐阜商業学校」に起源を持ち、後者は、昭和10年に認可された「岐阜市立女子商業学校」に起源を持つ。昭和24年、岐阜市立岐阜商業高等学校は、学区制実施により消滅し、生徒は、長良高等学校、岐阜高等学校、加納高等学校の商業課程に配置されたが、同26年、岐阜県立岐阜商業高等学校が設立され、上記各高等学校商業課程生徒を編入生として迎え入れた。不撓不屈を校訓とする。

定時制は、昭和15年に設置された「岐阜市立商業学校の第二本科(夜間課程)」に起源を持ち、昭和23年、市立岐阜商業高等学校第二部、昭和24年、長良高等学校定時制を経て、昭和33年、岐阜県立岐阜商業高等学校に移管した。

全日制は「流通ビジネス科」、「会計システム科」、「情報処理科」、「国際コミュニケーション科」に分かれている。平成28年、株式会社G I F U S H Oを設立した。定時制は、三年修業制を導入している。

また、県から、スーパーグローバルハイスクールに指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施するとともに、株式会社G I F U S H Oに着目して、株主名簿など株式会社G I F U S H Oに関する資料を確認し、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年6月26日及び同年10月21日、岐阜商業高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。令和元年12月3日、関係人調査として、株式会社G I F U S H Oの株主であるP T Aの代表者であるP T A会長から、ヒアリ

ングをした。

3 学校運営

(1) 学校評価

【事実関係】

自己評価の結果及び関係者評価の結果を、ホームページに掲載していない（全日制は、平成 21 年度分から同 26 年度分を掲載している。）。

【規範】

高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとするとされている（学校教育法第 62 条、第 42 条、同施行規則第 104 条第 1 項、第 66 条）。

岐阜県立高等学校管理規則第 7 条の 2 第 3 項は「校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を学校評議員、学校運営協議会委員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。」と定める。

【指摘 岐阜商業高等学校（改善報告）】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が自己評価の結果を知ることができる方法である。よって、学校評価（自己評価及び関係者評価）結果を、ホームページに掲載すべきである。

上記指摘を受け、遅くとも、令和 2 年 1 月 31 日までに、ホームページ上に自己評価及び関係者評価を掲載したため、改善報告とする。

4 情報管理（セキュリティ）

(1) USB メモリ及びその他の外部記録媒体の管理

【事実関係】

定時制の USB メモリ及びその他の外部記録媒体の使用簿には、【記入、決裁方法】として、「「使用区分」について、庁舎外への持ち出し時は「庁外持出」、外部の機関等からの持込み時は「外部持込」を選択」との記載があるが、区分の選択をしていないケースが多数見られた。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策（1）職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 岐阜商業高等学校】

使用区分が、「府内使用」、「府外持出」又は「外部持込」であるかは、「使用場所」及び「管理番号」の記載により推認し得る。しかしながら、「使用区分」欄は、情報の管理に必要だから設けたと考えられる。取扱管理者は、必要事項が記入されているかを十分に確認したうえで、確認印を押すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

県費で、防犯カメラが設置されており、データは上書きにより、自動的に削除される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規程は無い。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜商業高等学校（改善報告）】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

上記意見を受け、防犯カメラシステム管理運用規程を作成し、令和2年2月1日から施行している。

（3）レンタルサーバー

【事実関係】

定時制は、県のサーバーを使用しているが、全日制は、独自のドメインを取得するため、部活動後援会が、株式会社Hとの間で、レンタルサーバーサービス契約を締結している。契約関係を示す資料は請求書のみで、契約書は見当たらない（作成したかも不明）、とのことである。請求書には、「レンタルサーバーサービス」の内容として、マスタードメイン、契約更新日、延長期間（1年）、プラン「スタンダード」、料金額が記載されている。

部活動後援会会計から料金を支払ったあと、全日制のホームページの一部を、株式会社G I F U S H Oが使用しているという理由で、同社から、料金の半額が、部活動後援会に支払われている。

【規範】

岐阜県会計規則第109条「収支等命令者は、契約を締結しようとするときは、次条に定める場合を除き、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しな

ければならない。」

【指摘 岐阜商業高等学校】

学校（岐阜県）は、物品の借入ではないが、部活動後援会が権利を有するレンタルサービスを利用するのであるから、学校（岐阜県）と部活動後援会との間で、利用条件、利用期間などを定めた契約書を作成すべきである。

【指摘 岐阜商業高等学校】

学校（岐阜県）と部活動後援会との上記契約書には、株式会社G I F U S H Oとの関係も明確に規定しておくべきである。

5 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）寄附採納手続

【事実関係】

平成30年4月5日、企業から、「G I F U S H O活動に活用いただける品」を寄贈したいとして、パソコン及び周辺機器の寄付申込みがあり、学校長は、寄附を承諾している。

しかし、維持費用等の検討をしたうえで、寄付の承諾をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜商業高等学校】

維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

（2）図書

平成30年度PTA会計決算書によると、図書費として、118万2383円の支出がある。PTAからの図書の寄附については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜商業高等学校】

PTAからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜

県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

(3) P T A 購入備品

【事実関係】

学校が保管使用している物品の中には、プロジェクター、書庫、バレーボール支柱等、P T Aが購入した備品も多数存在する。これらの備品について、学校は、明示的に借入れの手続をしていないが、寄附手續はしていないことから、黙示的に借入れをしているものといえる。これらの備品については、年度毎に、P T A備品台帳として記録している。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条第1項「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」

「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第92条の3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第6）。

【指摘 岐阜商業高等学校】

借入備品については、借入手続の書類を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

6 施設

(1) 部活動後援会が所有するマイクロバス等

【事実関係】

岐阜商業高等学校の敷地内の駐車場に、各部の部活動後援会所有のマイクロバス5台、大型バス1台が駐車されている。駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜商業高等学校】

当該車両の使用場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 野球部の設置した物置

【事実関係】

テニスコートの北側に、物置が設置されていた。ヒアリングによると、野球部が設置したとのことであるが、行政財産の目的外使用許可はとっていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜商業高等学校】

物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

7 私費会計

(1) 情報開示

【事実関係】

学校諸費会計に関する情報は、PTA総会で報告し、欠席の場合、生徒に資料を配布しているが、ホームページに掲載していない。

【規範】

岐阜県教育委員会「公費・私費負担区分ガイドライン」(平成25年3月)によれば、より開かれた学校運営とする上からも、また保護者等に対する説明責任を果たすためにも、学校諸費にかかる徴収金や会費等の種類と徴収額及びその用途、各種会計の予算書や決算書、方針等決定に至る経緯(議事録等)などを当該校のホームページに掲載するなど、その説明責任と情報開示の義務を積極的に果たす必要がある、とされている。

【指摘 岐阜商業高等学校】

ネットによる情報収集が普及している現代において、ホームページへの掲載は、広く一般の保護者等が学校諸費に関する情報を得ることができる方法である。よって、学校諸費会計など、これに関する情報を、ホームページに掲載すべきである。

8 株式会社GIFUSHO

(1) 概要

設立年月日	平成28年2月2日
本店所在地	岐阜市正木中1丁目2番1号
目的	1. 飲料水、酒類及び食料品、の製造、加工、販売 2. 食料品(健康食品やサプリメントを含む)、衣料品、衣料雑貨品、日用雑貨品、化粧品、アクセサリー、スポーツ用品、情

	報機器、玩具・文具等の販売及び輸出入 3. 飲料水、食料品（健康食品やサプリメントを含む）、衣料品、衣料雑貨品、日用雑貨品、化粧品、アクセサリー、スポーツ用品、情報機器、玩具・文具等を販売するネットショップの運営、管理 4. 靴等履物の企画、デザイン、製造、販売及び輸出入 5. 資格取得に関する書籍、教育出版物の企画、制作、出版及び販売 6. パソコン教室、スポーツ教室、簿記教室棟の体験・学習教室の企画、運営 7. イベント等の各種チケットの売買に関する業務及びそれらに関するコンサルティング 8. アプリ等デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売 9. 広告宣伝物、印刷物等の企画、デザイン、制作、配信、販売 10. インターネットを利用した各種情報提供サービス 11. 前各号に附帯する一切の業務
発行可能株式総数	1500 株
発行済株式数	1250 株（うち P T A が 1197 株所有、自己株式 53 株）
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当会社が承認したものとみなす。
役員	取締役（5名／同窓会OBまたは元P T A会長） 代表取締役（1名） 監査役（1名）

（2）運営

【事実関係】

学年諸費として、1年生の人数に応じた「出資金」を徴収し(2000円×人数)、学年会計からP T A出資金特別会計へ振替している。P T Aは、株式会社G I F U S H Oから、同社が有する自己株式を、1年生の人数に応じて、譲渡を受ける。

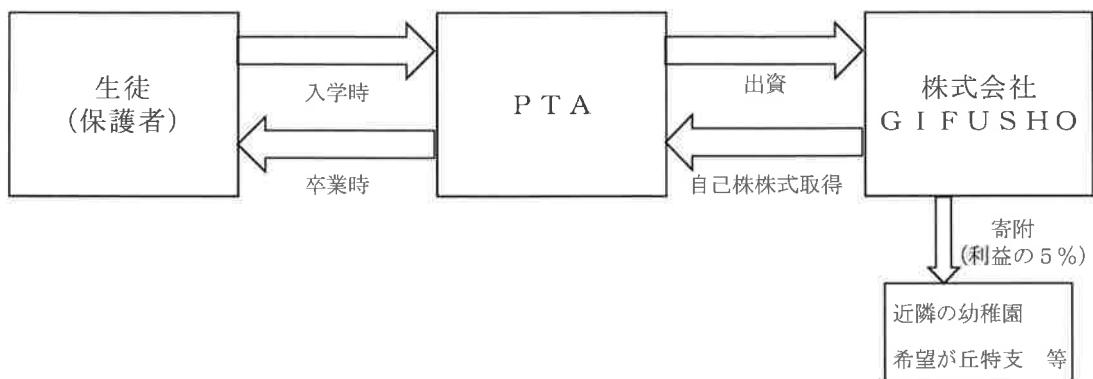
株主であるP T Aは、その意思決定を生徒に委託しており、生徒は、事実上、「株主総会」を開催し、意思決定を行っている。クラス毎に、そのクラスで決定した物の仕入れ・販売など営業活動を行い、全体として利益を上げており、卒業生である税理士に依頼し、納税も行っている。生徒の決定内容を、株式会社G I F U S H Oの株主総会、取締役会で、それぞれ決議している。利益は、「株主総

会」の意思決定により、株式会社G I F U S H Oは、利益の5%で近隣の幼稚園や岐阜希望が丘特別支援学校等に本を寄附した。

卒業など、生徒が岐阜商業高等学校を去る際には、「出資金」はPTAから生徒に返金される。また、学校を去った生徒の人数に応じて、株式会社G I F U S H Oは、自己株式として、PTAから、株式を取得している。

以上の「出資金」と株式の取得を表すと、下記の図くお金の流れ>のようになる。PTAの保有する株式数は、在学する生徒の人数に応じて、変動する。

くお金の流れ>



株式会社G I F U S H Oの活動の際、損害が発生した場合、県費で加入しているインターナンシップ保険により填補される。

岐阜商業高等学校と株式会社G I F U S H Oの間には、契約は締結されていない。

【意見 岐阜商業高等学校】

事業の運営を実践的に体験学習することができる有意義な企画であり、今後、継続されると考えられる。生徒に何かあったときの労働基準法上の問題、労災上の問題、取引先との問題等のトラブルを未然に防ぎ、また発生した場合、適切に対処するためにも、岐阜商業高校と株主総会G I F U S H Oとの間で、協力義務の存在及びその内容の確認などについて、取決めを行うことが望ましい。

第10 岐南工業高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜市本荘 3456-19

(2) 生徒数(令和元年6月1日現在)

(人)

学科	男	女	合計	定員
機械	231	4	235	280
自動車	117	3	120	120
電気	110	7	117	120
電子	114	4	118	120
建築	95	23	118	120
土木	108	11	119	120
全学年	775	52	827	880

(3) 組織及び構成(令和元年6月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	実習助手	5 講師	14
教頭	1	1		業務専門職	2
教諭	60	54		実習補助専門職	1
講師	0	3		学校医等	6
養護教諭	2	2			
実習助手	16	11			
事務職員	5	5			
計	85	77	計	5 計	23 1

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	99	198	297
平成30年度	67	201	268

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

- ・レスリング部：JOCジュニアオリンピック・カデット部 個人優勝等
- ・自転車競技部：全国高等学校総合体育大会 団体優勝 個人4位等
- ・陸上競技部：全国高等学校総合体育大会 ハンマー投げ出場
- ・自動車研究部：若年者ものづくり協議会全国大会 東海地区代表
- ・建築研究会：全国高校生建築製図コンクール 銀賞(実質1位)
- ・工業部等

(6) 特色

始まりは、昭和18年2月に設立された岐阜市立工業学校である。その後、昭和31年4月、県立移管により、岐阜県立岐南工業高等学校に改称された。機械科、自動車科、電気科、電子科、建築科、土木科があり、ものづくり産業を支え

る技術者を輩出している。建築単独の学科は岐阜県内唯一である。「専門高校活性化に向けた総合戦略事業」の対象校となっている。部活動が盛んで、日本一となる部活動もある。

2 監査の重点及び監査手続

工業高等学校であり、物品の発注及び管理業務が多いことから、物品管理について、監査を実施した。また、部活動が盛んであることから、部活動に関する備品等についても、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。また、令和元年9月25日、岐南工業高等学校の管理職等（校長、教頭2名、事務長、教務主任）のヒアリングを行った。令和2年1月8日、岐南工業高等学校の管理職等（校長、事務長）の追加ヒアリングを行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体の持出し

【事実関係①】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」において、許可欄に押印がないものがあった。

【規範】

外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第6条、第7条、第8条「情報セキュリティ責任者は、USBメモリ及びその他の外部記録媒体の貸与記録簿により、USBメモリの利用状況等を適切に管理するものとする。」「職員等は、USBメモリを利用しようとする場合は、使用記録簿に必要事項を記載し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受けなければならない。」「職員等は、USBメモリを庁舎外へ持ち出す場合は、使用記録簿に必要事項を記入し、情報セキュリティ取扱管理者の許可を受けなければならない。」

【指摘 岐南工業高等学校】

許可欄に押印がないと情報セキュリティ取扱管理者の許可を得たのかどうかが分からぬ。USBを庁舎外へ持ち出したり、利用したりする際には、情報セキュリティ取扱管理者の許可を得て、それを示す押印をすべきである。

【事実関係②】

「USBメモリ及びその他の外部記録媒体 使用記録簿」において、目的を「学校案内、学校説明会の為」、使用期間を「H31.4.18～H31（R2の誤記）.3.31」として、1年間の使用期間で申請しているものがあった。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票において、外部記録媒体に関する「適切な使用期間の設定」との監査項目として、「外部記録媒体の使用の際、

「使用記録簿」（様式2）の「使用期間」に関し、1ヶ月を超える期間設定が無いか（長期使用の場合、1ヶ月単位で許可しているか。）。また、許可された使用期間を超えて利用させていないか。」とされている。

【指摘 岐南工業高等学校】

外部記録媒体を1か月以上も使用しているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。使用期間については、最長でも1か月の上限を設け、1か月単位で許可すべきである。

（2）生徒情報の校外持出し

【事実関係】

自宅で採点するために答案用紙を校外に持ち出すことがある。その際には、「生徒情報校外持出伺」に記入することにしている。持出伺に対して許可をするという書式及び手続となっているが、答案用紙を校内に戻した時に点検する書式となっていないため、点検していない。

【規範】

「県立学校における個人情報管理に関するマニュアル及びチェックリスト（平成29年2月改訂版）」2頁において、「個人情報をやむを得ず校外に持ち出す場合には、必ず職員がその都度、文書管理諸帳簿（固有）に記入し、個人情報管理者（校長）の許可を得て、目的地まで常に携行し、直行するよう指導を徹底すること。」と定められている。

また、「岐阜県個人情報取扱マニュアル（平成20年3月31日制定）」の「第5 適正管理（条例第9条）」の「(6) 外部持ち出し」では、「事務上やむを得ず、個人情報を外部へ持ち出す場合は、管理者の指示に従う。持ち出した個人情報の管理には細心の注意を払う。」とされ、【外部へ持ち出す際の手続き（例）】とその持ち出しの記録の参考様式が提示され、管理者等の確認欄が設けられている。

【指摘 岐南工業高等学校】

情報の管理としては、校外に持ち出したものが校内に戻されたことを確認しなければ不十分である。

校外に持ち出したものと校内に戻したものが一致することを点検する書式にすべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）PTA購入備品

【事実関係】

PTAが購入し、学校が使用している備品が存在する。例えば、生徒会室にある「デジタルカメラ」や、用務員室にある「草刈り機」や「芝刈り機」、電子科にある「生徒用ロッカー」などである。これらの備品について、学校は、借り入れの手続も、寄附手続もしていない。学校の所有ではないとの認識である。

これらの備品について、学校として記録管理する一覧表は作成されておらず、PTAが作成する備品台帳があるのみであり、現物実査の対象にもなっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条第1項、第109条「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「契約を締結しようとするときは契約書を作成しなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第92条の3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第6）。

【指摘 岐南工業高等学校】

PTAが購入した備品を学校が使用するのであれば、PTAとの間で使用貸借契約書を作成した上で、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。これらの備品についても、現物実査を行うべきである。

（2）パソコンの毀損

【事実関係】

平成31年1月23日、執務室（本館棟2階 生徒指導室）内の事務机上において、教員が、昼食時に味噌汁を飛び散らせ、数10cm離れた位置にあった校務用パソコンのキーボードにかけたことにより、起動しなくなったという事故があった。

事務局から、教育財務課に電話連絡するとともに、納入業者に連絡し、修理費用の見積を依頼した。同年2月6日に、納入業者から見積金額が提示されたが、5万円未満であったことから、教育財務課に、その旨報告し、教育財務課と協議して、事故報告しないこととした。

同年2月22日、修理代3万1407円を修理業者へ支払いをしたが、当該教員への損害賠償請求はしていない。

（3）薬品

【事実関係】

「毒劇物管理簿」については、「使用量」を記載する欄がない。また、「薬品受払簿」については、「使用者」及び「使用量」を記載する欄がない。

【規範】

岐阜県立岐南工業高等学校薬品管理規定の7「薬品室等には、「薬品管理簿」「薬品保管簿（毒物・劇物）」「化学物質安全性データシート（M S D S）」を置

き、「薬品保管簿」には全薬品一覧と在庫数量を記載し、「薬品保管簿（毒物・劇物）」には、毒物、劇物の製品名、数量、使用年月日、使用量、使用目的、使用者及び残量を記入する。」

【指摘 岐南工業高等学校】

「毒劇物管理簿」及び「薬品受払簿」について、毒物、劇物の製品名、数量、使用年月日、使用量、使用目的、使用者及び残量を正確に記載することが可能な書式に改訂して、記録すべきである。

(4) 図書

【事実関係】

図書室には、PTAが購入した図書がある。「平成30年度PTA会計決算報告」の「図書費」では、「図書購入代 94万4457円」の支出がある。これらの図書について、借入れの手続も、寄附手続もなされていない。学校は借りているという認識ではないので、実質的にはPTAが学校に寄附申込みをし、学校がこれを承諾して図書を取得したものといえる。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐南工業高等学校（改善報告）】

PTAが購入した図書を受け入れる際には、その諾否を決定するといった寄附手続をすべきである。

平成31年度（令和元年度）から、購入の都度、学校への寄附手続をとっている。また、平成30年度以前の図書については、平成31年4月に、一括して、寄附採納手続を行ったので、改善報告とする。

(5) 遊休物品

【参考報告 岐南工業高等学校】

レスリングマット72枚組（GMC）について、使用しない見込みとなったことから、平成30年7月29日、中津商業高等学校へ管理換えをした。使用見込みのない物品を他校へ管理換えした例として参考となるので、報告する。

5 施設

(1) 体育館の目的外使用許可

【事実関係①】

岐阜県バスケットボール協会に対し、体育館の目的外使用許可（使用料免除）

をした。平成 30 年 4 月 17 日から平成 31 年 3 月 28 日まで毎週火曜日及び木曜日の 19 時 30 分から 21 時 30 分までの使用であった。

使用目的及び用途は、①国民体育大会に向けた岐阜県成年男子バスケットボール選抜チームの強化練習、②清流アスリート強化事業の強化指定チームであるプロバスケットチーム S の強化練習である。

これは、岐阜県競技力向上対策本部長（県知事）から各県立学校長に対して発せられた「国民体育大会に向けた競技力向上対策事業に係る県立学校体育関係施設の目的外使用について（依頼）」という文書に基づいてなされたものである。この文書では、国民体育大会に向けて、各競技団体が県団体長名をもって申請する競技力向上対策事業については、学校教育に支障がない場合、申請の期間が 1 年を超えない目的外使用について（「岐阜県公有財産規則」第 15 条第 6 号に基づいて）学校長が許可すること、（「行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準等について（通知）」の別表 1 使用料の減免基準表の区分 13（2）に基づいて）使用料の全額を免除することが依頼されている。

上記使用目的及び用途の②については、競技力向上対策事業ではないため、学校が競技スポーツ課に問い合わせたところ、プロバスケットボールチーム S には国体出場の主要メンバーが在籍しており、体育協会との協議で、使用許可申請に記載すると申し合せができているため、目的外使用許可（使用料免除）をしてよいとの回答であった。

【規範】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるが（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項）、行政財産の使用許可は、一定の要件に該当する場合に限り、許可することとされており（岐阜県公有財産規則第 15 条）、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出しなければならず（同規則第 16 条）、行政財産の使用許可をしようとするときは、使用の可否及び使用料の減免の可否を判断しなければならない（岐阜県公有財産事務処理規程第 13 条第 1 項、岐阜県行政財産の目的外使用にかかる使用料徴収条例第 2 条第 3 条）。

行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免基準等について（平成 15 年 3 月 24 日付け管第 380 号経営管理部長通知）の区分 13（2）では、「県の施策に関連し、又は県の要請に基づき使用する場合であって、それにより県の施策の実効性がより高まると認められる場合」に、使用料全額を免除できるとされている。

【意見 岐南工業高等学校】

県の施策の実効性がより高まると認められるのは、あくまでも県の事業の対象となっている国体チームの練習であって、そのチームメンバーの一部が所属するプロバスケットボールチームの練習も同じ扱いにしてよいか疑問である。

使用許可の可否及び使用料全額免除の可否について、慎重に検討した上で、適法性の根拠理由を明らかにしておくことが望ましい。

【事実関係②】

上記の目的外使用の際、体育館の鍵は、使用者が使用後持ち帰り、翌朝に返却されている。鍵の管理簿は作成していない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 岐南工業高等学校】

鍵の管理簿を作成すべきである。

(2) 部活動保護者会のマイクロバス

【事実関係】

学校の敷地内に2台のマイクロバスが駐車されている。野球部保護者会が購入したもの、バレーボール部保護者会が購入したものである。このバスは、野球部、バレーボール部の移動のために使用されているものである。

バスの所有者又は使用者と学校との間でバスの使用貸借契約書は作成されていない。敷地内に駐車することについて、行政財産の貸付け、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるが（地方自治法第238条の4第7項）、行政財産の使用許可は、一定の要件に該当する場合に限り、許可することとされており（岐阜県公有財産規則第15条）、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出しなければならない（同規則第16条）。

【指摘 岐南工業高等学校】

校長は、それぞれの部の保護者会又はバスの所有者に、敷地内のバス駐車場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否を判断すべきである。

(3) P T A 購入の洗濯機

【事実関係】

P T Aで購入した洗濯機2台が、敷地内に設置されている。部活動のために使用されているものである。

【規範】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるが（地方自治法第238条の4第7項）、行政財産の使用許可は、一

定の要件に該当する場合に限り、許可することとされており（岐阜県公有財産規則第15条）、行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書を提出しなければならない（同規則第16条）。

【指摘 岐南工業高等学校】

校長は、PTAに、敷地内の洗濯機設置場所について、行政財産使用許可申請書を提出させ、使用許可の可否を判断すべきである。

6 私費会計

（1）PTAによるプリンターの寄附

【事実関係】

平成22年度にPTAで調達したプリンターが、授業・実習用等文書の印刷用に使用されていたところ、当該プリンターが故障したことから、平成29年11月16日、PTAが、「エプソン プリンター 1台 9万9360円」を購入し、同年11月20日、寄附採納手続をした。平成29年11月20日付寄附物品意見書では、「公費・私費ガイドラインでは、公費にて調達すべきであるが、①現行のプリンターがPTA備品であること、②業務において常時使用する物品であり、ただちに対応すべきものであることから、PTAにおいて調達し、寄附することとしたもの。」とされている。

【規範】

公費・私費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。

【指摘 岐南工業高等学校】

そもそも、平成22年度にPTAで調達した現行のプリンターが授業・実習用等文書の印刷用に使用されていたのであるから、公費で調達すべきものであった。平成29年11月20日寄附採納をした「エプソン プリンター 1台」のように、授業・実習用文書等の印刷に用いるプリンターについては、公費で調達することを検討すべきである。

7 債権・契約

（1）授業料等

【事実関係】

平成21年度授業料の滞納分（平成30年度の調定額3万9600円）がある。平成21年から、督促、催告、面接、納入計画書の提出、一部納付をしてきたが、平成28年1月15日に納入計画書を受領した以降、架電、催告書の送付をしているものの、接触ができていない。徴収停止、履行延期の特約も処分もしていない。

【規範①】

授業料等徴収事務等の取扱要綱第3～第6 「校長は、第2に規定する督促状に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対して、催告書により完納すべき旨催告すること」「校長は、催告書に指定する納期限までに授業料等を納入しない生徒に対しては、保護者の来校を求め、10日以内に納入するよう面接指導を行うこと。この場合、第3に規定する催告書を再度交付するものとする」「校長は、第4に規定する面接指導に応じない場合、又は面接による納入指導にもかかわらず、授業料等を納入しない場合には、生徒に対して、再催告書により完納すべき旨催告すること。」「校長は、第2から第5までの納入指導を行うほか、電話並びに家庭訪問による納入指導を行うものとする。」第1④「校長は、授業料等の納入状況を常に把握し、必要がある場合は、第2以下の手続を行うとともに、校内に別表1に定める授業料等未納対策検討委員会を設置し、授業料等の徴収促進、滞納解消を図らなければならぬ。」

【指摘① 岐南工業高等学校】

家庭訪問して面談したり、納付誓約書を徴求したりするとともに、必要があれば授業料等未納対策検討委員会を設置すべきである。

【規範②】

地方自治法施行令第171条の2では、督促をした後相当の期間（1年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定する。また、地方自治法施行令第171条の5では、徴収の停止を規定する。

【指摘② 岐南工業高等学校】

それでもなお支払がないのであれば、相当期間（1年間）を目処に、訴訟提起等の法的手続を取るか、徴収の停止をすべきである。

（2）損害賠償金

【事実関係】

平成20年に校舎放火事件があり、被告人に対する損害賠償請求権（平成30年度の調定額1715万8750円）がある。平成24年に最初の金銭債務承認書、支払計画書を受領し、2万円×7回の分納はあったものの、その後、催告、所在調査、面談、支払計画書の受領を繰り返すも納付はなく、平成28年3月に面談して支払計画書を受領した以降、所在不明となり、所在調査をしていたところ、平成30年3月、石川県で面談することができ、金銭債務承認書、課税状況等確認の同意書を受領し、催告書を手交した。しかし、支払いはなされていない。

【規範】

地方自治法施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定するが、同条の但し書きでは、徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情があると認めるときは、この限りではないと規定する。

また、同施行令第 171 条の 5 は、徴収停止を規定する。

【意見 岐南工業高等学校】

債務者から金銭債務承認書を取得できており、学校としての対応に問題はない。もっとも、債務者の状況からすると債権回収の可能性はかなり低いと思われ、債権管理の業務の負担やそれに伴う職員の負担と、一方で債権回収の現実的可能性などを総合考慮したうえで、地方自治法施行令第 171 条の 2 但し書きにある事実上の徴収停止や、出所後の状況により、同施行令 171 条の 5 に定める徴収停止などの措置を講じることを検討することが望ましい。

(3) 修繕の一者随意契約

【事実関係】

フライス盤が故障して使用できない状態となったため、修繕を発注することとし（予定価格 95 万 0400 円）、二人以上の者から見積書の徴収をしない随意契約（一者随意契約）により、当該機械の納入業者に発注した（契約金額 88 万 5600 円）。

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書には、「競争入札に付することができないとき又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」に当たるとして、「分解しなければ、見積り難い機器の修繕」とだけ記載されていた。

【規範】

岐阜県会計規則第 141 条第 1 項「随意契約を締結しようとするときは、二人以上（契約の相手方が特定の者に限定されるときその他特別の理由がある場合にあっては一人以上）の者から見積書を提出させなければならない。」同規則第 141 条第 2 項第 4 号「見積書を提出させることが困難又は不適当であると認めるときは、見積書の徴取を省略することができる。」

県は、随意契約事務処理要領を設け、「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」において、「競争入札に付することができないとき又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができると見込まれる」事情を具体的に記載すること、特に、「不利」と認められる事情、「有利」と見込まれる事情の記載にあたっては、金額の積算根拠等を具体的に示しながら記載することとしている。

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 岐南工業高等学校】

「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」において、金額の積算根拠等は全く示されておらず、分解しなければ見積書を作成できない

と分かるだけの事情が具体的に記載されていない。当該機械の納入業者以外に修繕することができる業者が存在するのかしないのかも明らかにされていない。「随意契約をすることができる場合に該当することの説明書」において、「競争入札に付することが不利と認められる」事情を具体的に記載し、「見積書を提出させることが困難又は不適当であると認めるとき」に当たることを合理的に跡付け又は検証できるだけの文書を作成すべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

安全衛生委員会の開催は年1回のみであり、議事録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第23条第1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにならなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 岐南工業高等学校】

安全衛生委員会を毎月1回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）による学校巡視の頻度は、年70回とのことである。しかし、その結果を記載した書面は作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されており、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付されるとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐南工業高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、「職場巡視チェックリスト」を活用するなど

して、その結果を記録すべきである。

第 11 各務原高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県各務原市蘇原新生町 2-63

(2) 生徒数（令和元年9月1日現在）

(人)

	男	女	合計	定員
普通科	393	401	794	800
理数科	25	6	31	40
英語科	10	24	34	40
計	428	431	859	880

(3) 組織及び構成（令和元年9月1日現在）

(人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	講師	8	講師
教諭等	54	46	実習助手		看護講師
養護教諭	2	2	栄養講師		業務専門職
事務職員	4	4	看護講師		介護専門職
実習助手	3	3			給食指導員
栄養教諭					校医等
介護員					校務補助員
校務員	1	1			作業補助員
計	65	57	計	8	計
					15 3

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	285	17	302
平成 30 年度	297	17	314

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・サッカーチーム：東海総体 3 位
- ・ラグビー部：東海選抜大会 B ブロック 第 3 位
- ・ゴルフ 国体東海ブロック大会出場
- ・その他運動部：陸上競技部、硬式野球部、男女バスケットボール部、女子バレ

一部、男女テニス部、女子ハンド部、卓球部、弓道部、剣道部、水泳部が県総体等に出場

- ・美術部：高等学校総合文化祭 入選
- ・書道部：高等学校総合文化祭 優秀賞
- ・吹奏楽部：東海アンサンブルコンテスト 銅賞等
- ・囲碁部：全国選手権大会男子個人 3位
- ・その他文化部：自然科学部、E S S、茶華道部、放送部等

（6）特色

昭和 46 年に設置された、全日制普通科の高等学校である。

昭和 61 年オーストラリア・クイーンズランド州立ケンモア高校と、平成 15 年カナダ・ブリティッシュコロンビア州キャリハイ高校と、同 29 年にアメリカ・カリフォルニア州セリトス市ホイットニー高校と、それぞれ姉妹校提携を結んでいる。

2 監査の重点及び監査手続

プールがあることから、その利用状況に着目し、学校施設使用許可申請書等の資料を確認するとともに、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 8 日、各務原高等学校において、ヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）情報セキュリティチェックシート

【事実関係】

情報セキュリティに関する独自の研修は行っておらず、職員に対しては、職員会議において、情報の取扱いについて注意を促しているとのことである。常勤職員を対象として、隔月でセキュリティチェックシートの提出を求めているが、セキュリティチェックシートを提出しているか否かは確認していない。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 （4）情報セキュリティに関する研修 ①情報セキュリティ研修」において、「ア 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティを確保するため、職員等に対して情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ対策についての必要な研修を行わなければならない」、「エ 研修は、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものにしなければならない」とされている。

【指摘 各務原高等学校】

セキュリティチェックシートが提出されなければ、職員の情報セキュリティに対する理解度を認識することができない。セキュリティチェックシートが提出されているか確認し、提出していない職員に対しては、提出を求めるべきである。

(2) U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の管理

【事実関係】

U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の使用簿には、【記入、決裁方法】として、「「使用区分」について、庁舎外への持ち出し時は「庁外持出」、外部の機関等からの持込み時は「外部持込」を選択」と記載があるが、区分の選択をしていないケースが見られた。また、取扱管理者により、申請時には許可欄に、解除日には確認欄に押印することになっているが、押印漏れが散見された。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、U S B メモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、U S B メモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 各務原高等学校】

使用区分が、「庁内使用」、「外部持込」又は「外部持込」であるかは、「使用場所」及び「管理番号」の記載により推認し得る。しかしながら、「使用区分」欄は、情報の管理に必要だから設けたと考えられる。取扱管理者は、使用全件につき、必要事項が記入されているかを十分に確認したうえで、確認印を押すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 備品購入手続

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによれば、納品後に事前決裁書を作成することがあるとのことであった。備品購入の事前決裁の申請前に見積りをとっておき、申請と同日の見積書を添付するため、形式上、書類は整えていることである。

【規範】

岐阜県会計規則第9条「収支等命令者は、支出負担行為をしようとするときは、

その目的、予定金額、時期その他必要な事項を明らかにした書類（以下「事前決裁書」という。）によりこれを決定しなければならない。」

【指摘 各務原高等学校】

事前の決裁を経た上で、備品の購入をすべきである。

(2) 遊休物品

【事実関係】

第2実験室の棚に、新型の物を購入したため、ほぼ使用していない、型が古い顕微鏡が28台、保管されていた。

【規範】

岐阜県会計規則第99条第1項「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」

【指摘 各務原高等学校】

使用見込みがないのであれば、不用の決定をし、売却又は廃棄による処分をすべきである。

(3) 5万円以下の物品の寄附

【事実関係】

平成27年度、一般財団法人岐阜県高等学校安全振興会から、金属身長計等15点の寄附の申込みがあり、各務原高等学校校長は、そのうち5万円を超える3点についてのみ、寄附採納手続をしている。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 各務原高等学校】

5万円以下の物品についても、寄附採納手続をすべきである。

(4) P T A 物品使用貸借契約書

【事実関係】

「P T A 物品使用借用契約書」では、貸借の対象は、「P T A 備品出納簿に記載する物品」と特定されているが、「P T A 備品出納簿」は作成されておらず、

「PTA購入備品台帳」をもってこれに代えている。

【意見 各務原高等学校】

契約の解釈に疑義をもたせないため、PTAとの間で、文言を訂正の上、契約を交わすことが望ましい。

(5) PTA所有のコピー機

【事実関係】

図書室には、PTA購入備品台帳には掲載されていないPTAの所有するコピー機が設置されており、図書室での執務に使用している。

【規範】

岐阜県会計規則第86条の2、第87条第1項、第88条の2第1項、第90条第1項「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならない。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第92条の3「管理する物品について現物実査をしなければならない。」物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第6）。

【指摘 各務原高等学校】

借入備品については、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載すべきである。

(6) 生徒が制作した絵画

【事実関係】

廊下には、生徒が制作した絵画が多数飾られているとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 各務原高等学校】

権利関係が不明確であると、勝手に処分することができず、また破損した場合に損害賠償責任が発生する虞がある。学校に占有を移転する際、期限などの条件を記した使用貸借契約を締結する、もしくは寄附採納手続をとるなど、権利関係を明確にすべきである。

(7) 薬品

【事実関係】

管理簿では、薬品の種類ごとに、管理されている。

使用の際に記入する薬品払出伝票には、「年月日」、「薬品名」、「使用前及び後の量」、「使用量」、「内容（授業・課研・部活）」、「取扱者」の欄が設けられているが、「使用量」、「内容（授業・課研・部活）」、「取扱者」欄の記入がなかった。

【規範】

内規「学校における毒物及び劇物の保管管理について」では、「管理簿を備え、それに品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量を適切に記入する。」と規定されている。

【指摘 各務原高等学校】

薬品を適切に管理するため、内規に則り、使用量、使用目的、使用者を記入すべきである。

(8) 図書

令和元年度図書館運営委員会議事録によると、平成30年度、PTA会計から、図書費として、19万3737円の支出があり、決裁書類によると、PTA費で購入した図書914冊が廃棄された。図書の寄附については、寄附採納手続をとっていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 各務原高等学校】

PTAなどからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 鍵の管理

【事実関係】

事務室の入り口の壁に、各部屋の鍵が保管されており、使用者が、使用中であることを示すマグネットのネームプレートを貼ることになっている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ

るよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 各務原高等学校】

マグネットのネームプレートを貼る方法では、記録として残らないため、後日、鍵が紛失した際、検証ができない。紙媒体で、使用日、使用者などを記録すべきである。

(2) 部活動後援会会長所有のマイクロバス

【事実関係】

部活動後援会会長所有の車両が、各務原高等学校内に駐車されている。しかし、駐車場に関する目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 各務原高等学校】

当該車両の駐車場所につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) プールの使用許可

【事実関係】

各務原市消防本部から、消防救助訓練を使用目的とする各務原高等学校プールの使用許可の申請があり、校長名において、これを許可している。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」では、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 各務原高等学校】

消防救助訓練を使用目的とする各務原高等学校プールの使用につき、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

平成30年度決算(案)及び平成31年度予算(案)を諮り、承認を得るための預り金運営委員会を、PTA役員会の議事の一部として行ったが、資料の添付のみで、議事録を作成していない。

【規範】

各務原高等学校預り金事務取扱要領第6条によれば、「校長は毎年会計年度開始前に、学校預り金の会計種別ごとに事業計画（案）及びこれを実施するために必要な予算（案）を運営委員会に諮り、承認を得なければならない。」、第14条「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」とされている。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 各務原高等学校】

学校預り金運営委員会の議事録を作成すべきである。

（2）樹木伐採費用

【事実関係】

平成30年同窓会会計決算書によれば、「正門横時計木伐採」の費用が、同会計から支出されていた。伐採を行った理由は、同窓会が所有する正門横の時計の上に設置されているソーラーパネルが木の陰になったからとのことであった。

【規範】

公費・私費ガイドラインによれば、樹木剪定費用は、施設設備管理費として、原則として、公費負担とするものとされている。

【指摘 各務原高等学校】

時計は、同窓会の所有であることであるが、実質的には寄附を受けていたものと思われる。樹木の伐採費用については、公費で負担することを検討すべきである。

7 職員の管理

（1）安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによると、平成30年度における安全衛生委員会の開催回数は14回であるとのことであったが、議事録を作成したのは1回であった。

【規範】

労働者安全衛生規則第23条第1項は、事業者は委員会を毎月1回以上開催しなければならないとし、同第23条4項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければないと規定する。

【指摘 各務原高等学校】

開催ごとに議事録を作成すべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医に対し、衛生管理者の巡視の結果を踏まえ、気づいた点などの情報を提供しているが、産業医の巡視は、年に3回とのことである。産業医の巡視の記録はない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 各務原高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 各務原高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

8 学校内規

【事実関係】

ヒアリングによれば、職員に対し、内規集を配布し、改正があれば、隨時差し替えを行っているとのことである。内規集の目次では、「VII 諸規程」は、「2 気象に関する警報発表時の対応について」、「3 気象に関する警報発表時のマニュアルについて」、「4 非常災害時における組織体制」、「5 図書館規程」「6 保健室の利用について」となっている。しかし、本文は、「2. 大雨・台風等における生徒の投稿指導について」の第3項の次頁に、「3. 図書館規程」、「4.

保健室の利用」が掲載され、次頁は、「3－1」から始まる、生徒の登下校に関する記載があり、その後は目次どおりの規程となっている。VII章は、「防災」である。

その他、頁数の重複や、目次と規程の不一致が散見された。

【指摘 各務原高等学校】

内規集が適切に整理されていないと、どの規程が適用されるか不明確になり、混乱が生ずるおそれがある。

目次を、本文に合うよう訂正するとともに、「3－1」から始まる記載が、「気象に関する警報発表時のマニュアル」であるか、掲載漏れはないか確認し、適宜補正のうえ、災害に関する規程等は「VII 防災」に収めるなど、適切に整理すべきである。

第 12 各務原西高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県各務原市那加東亞町 24-1

(2) 生徒数 (令和元年 5月 1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	360	518	878	880

(3) 組織及び構成 (令和元年 5月 1日現在) (人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	常勤講師	6	非常勤講師 8
教頭	1	1			業務専門職 2
教諭	57	54		学校医 4	
養護教諭	2	1		学校歯科医 2	
実習助手	1	1		学校薬剤師 1	
事務職員	5	5			
計	67	63	計 6	計 17	1

・雇員：校務補助員

(4) 進路状況 (令和元年 5月 1日現在) (人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	314	3	317
平成 30 年度	270	1	271

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・バドミントン部
岐阜県バドミントン選手権大会 男子単2部 3位
岐阜県バドミントン選手権大会 男子複2部 優勝
- ・吹奏楽部
東海吹奏楽コンクール 高校A編成の部 銀賞
中部日本個人・重奏コンテスト本大会 ホルン 金賞
- ・文芸部
岐阜県高等学校文化連盟文芸部会文芸コンクール 評論部門第1位、小説部門第3位

(6) 特色

全日制単位制高校であり、普通科280名の入学定員である。
昭和58年4月に開校し、平成24年度に創立30年目を迎えた。平成8年度の入学生（全県一学区で募集）から、年次進行で岐阜県で初めての全日制課程普通科単位制高校に改編された。

2 監査の重点及び監査手続

各務原西高等学校は、普通科・単位制の高等学校であることから、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。特に、防犯カメラのデータや外部記録媒体などの情報セキュリティ、物品及び施設の管理、職員の管理に注目した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月20日、各務原西高等学校の管理職（校長、教頭、事務長、係長）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、外部記録媒体の使用記録簿や図書の除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。さらに、令和2年1月20日に、追加ヒアリングを行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、校内に数台設置されているところ、映像を外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることに

より、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 各務原西高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

(2) 外部記録媒体

【事実関係】

外部記録媒体の使用記録簿を確認したところ、デジタルカメラ用SDカードについて、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、1か月ごとに、使用期間を1か月間として特定の者から使用申請がなされ、当該使用者が継続して使用している。使用目的は、行事の記録、学校ホームページの作成、情報の授業のためと記載されている。

ヒアリングによれば、4月には入学式や対面式などの各種の行事があり、その都度の使用ではなく、長期に使用する場合があり、また学校のホームページには、毎日更新しているものがあるため、長期の使用を認めていたとのことであった。また、貸し出している間の使用状況までは把握していないとのことであった。

【規範】

外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第6条第1項第2項、第11条第1項によれば、情報セキュリティ管理者は、使用管理簿により、外部記録媒体の利用状況等を適切に管理するとされ、また、職員等が外部記録媒体を利用しない場合は、外部記録媒体を施錠された場所に一括して保管して、管理するとされている。

【意見 各務原西高等学校】

長期間貸し出したままにすると、紛失等の恐れが高まるし、仮に紛失等の問題が生じた場合に、速やかに対応することが困難となる。

貸出の期間は、原則として当日中とすることが望ましいが、使用の目的や曜日等の関係で数日にわたり貸し出さざるを得ない場合にも、必要最小限の期間に限定することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 防犯カメラ

【事実関係】

防犯カメラは、いずれも平成30年度に、PTAの予算で設置したものであるが、寄附採納の手続はとっておらず、PTAとの間で使用貸借契約等の契約も締結していない。

【規範】

平成 28 年 6 月 1 日付教財第 374 号「防犯カメラの設置状況について（照会）」には、「PTA 等が費用を負担して設置を要望される場合は、工作物の設置承認に準じて教育財務課に協議いただいた上で、校長と PTA 会長等間で物品使用貸借契約を締結するとともに、備品台帳に登録していただく取扱いをお願いしております。」とある。

【指摘 各務原西高等学校】

現状、PTA 所有の防犯カメラを学校に設置する法的根拠が不明確な状態であるから、PTA との間で、使用貸借契約の締結や寄附採納等の手続をとり（あわせて、備品登録する。）、設置の根拠を明確化すべきである。

なお、令和 2 年 2 月 4 日に開催された PTA 執行部会で県への寄附について承諾を得ており、同月 25 日時点で寄附の手続中とのことである。

（2）現物実査

【参考報告 各務原西高等学校】

各務原西高等学校では、実査担当者、現場補助者に加えて、供用主任者も現物実査を行っており、物品実査に用いている物品一覧表には、3 名で確認したことが分かるように、物品ごとに、上記 3 名の個人印がそれぞれ押印されている。

なお、利用している物品一覧表の書式自体は他校と同じものであり、押印欄が設けられているわけではないが、学校独自で押印箇所を定め、現物実査依頼文書において記入・押印方法を図示している。

事務の経過を事後的に確認検証できるように工夫しており、参考になるため報告する。

（3）図書

【事実関係】

PTA により購入された図書については、寄附採納手続を行っていない。また、PTA 購入図書を含む図書の除籍に関する決裁書類を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、図書部、図書主任、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、PTA 会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 各務原西高等学校】

PTAからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンドに部活動で使用している物置が存在するが、県有資産であることを見示すシールが貼付されていないものもある。当該シールが貼付されていない物置については、台帳に記載がなく、他の資料からも所有者が分からず状態である。

【規範①】

岐阜県公有財産規則第13条において、「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」とされている。

【指摘① 各務原西高等学校】

所有関係が不明であると、廃棄・修繕の際に処理に困ることになるため、当該物置の所有関係を把握すべきである。

【規範②】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならないとされている。

【指摘② 各務原西高等学校】

当該物置が県有でない場合には、所有者から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

所有者が不明である場合は、無主物先占（民法第239条第1項）により県の所有物として登録することを検討すべきである。

(2) 洗濯機

【事実関係】

学校には洗濯機が3台あり、うち2台は県費で購入したものであるが、残りの1台は、職員が使用していたものを引っ越し時に寄贈したものである。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）

も含まれている。

【指摘 各務原西高等学校】

職員が学校に寄附をしたということであれば、寄附採納手続をとるべきである。

(3) 各部屋の鍵

【事実関係】

鍵について、貸出簿は設けられていない。

ヒアリングによれば、運用としては、使用する者の氏名をメモ用紙に記載して貸し出している。返却後はメモ用紙を破棄しているので、使用の記録は残らない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 各務原西高等学校】

いつ、誰が、どの鍵を持ち出したのかを事後のにも確認できるように、メモ用紙への記載のみならず、鍵貸出簿を設けて記録化すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによると、平成30年度、安全衛生委員会を開催したのは1回だけである。

【規範】

労働安全衛生規則第23条1項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するにしなければならない。」とし、同4項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 各務原西高等学校】

毎月1回以上安全衛生委員会を開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、毎月一回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範①】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 各務原西高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【規範②】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 各務原西高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

7 学校内規

【事実関係】

薬品（毒物・劇物等）管理規程である「理科薬品の保管管理規定」については、職員必携に掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第2項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 各務原西高等学校】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「理科薬品の保管管理規定」を、職員必携に掲載すべきである。

第 13 岐阜各務野高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県各務原市鵜沼各務原町 8-7-2

(2) 生徒数（令和元年 5月 1日現在）

(人)

	男	女	合計	定員
ビジネス科	151	319	470	480
情報科	47	71	118	120
福祉科	11	104	115	120
全学科	209	494	703	720

(3) 組織及び構成（令和元年 5月 1日現在）

(人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	常勤講師	業務専門職	2
教頭	2	2	常勤実習助手	学校医	6
教諭	50	50		学校薬剤師	1
養護教諭	1	1		非常勤講師等	16
実習助手	3	2			
事務職員	3	3			
司書	1	1			
計	61	60	計	7	計
					25 0

(4) 進路状況（令和元年 5月 1日現在）

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	162	108	270
平成 30 年度	155	113	268

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

・ ホッケー部（男子）

国民体育大会東海ブロック大会少年男子の部優勝

第 73 回国民体育大会少年の部 第 5 位（岐阜選抜 1 名）

・ フェンシング部（男女）

東海高等学校総合体育大会 男子学校対抗の部 出場

女子個人サーブルの部 優勝・第 2 位

男子個人フルーレ・エペの部 第 2 位

アジアカデ サーキット台北大会 出場
全日本フェンシング選手権大会男子団体出場
・珠算・電卓部
　全国高等学校珠算・電卓競技大会岐阜県予選会
　　電卓の部 種目別競技 伝票算 3等
・簿記部
　全国高等学校簿記コンクール（全国大会）個人出場
　全国高等学校 I T ・簿記選手権大会（簿記部門）
　　（全国大会）団体出場

（6）特色

平成 17 年 4 月 1 日、岐阜県立各務原東高等学校と岐阜県立岐阜女子商業高等学校が統合され、岐阜各務野高等学校となった。全日制であり、ビジネス科 160 名、情報科 40 名、福祉科 40 名の入学定員である。

部活動が盛んであり、全国大会や東海大会等で優秀な成績をあげる部活動もある。現在、体育系 9 部、文化系 16 部が活動している。

2 監査の重点及び監査手続

情報管理、物品管理、施設管理、職員管理に着目して監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年 9 月 20 日、岐阜各務野高等学校の管理職（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿や図書の除籍に関する決裁書類などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）校務用パソコンの持ち出し

【事実関係】

岐阜各務野高等学校では、校務用パソコンを学校外に持ち出す際には、「校務用パソコンの持ち出しに関する申請・許可記録簿」に、持ち出し日、使用者名、機種名、ホスト名（端末番号）、理由を記入し、校長の許可を得ることとされている。

現地往査の際、上記記録簿を確認したところ、家庭クラブ用パソコンの持ち出しについて、「持ち出し日」の日付と、「持ち帰り日」欄の日付の間に、2か月半以上もの間隔があるものがあった。持ち出しの理由欄には、「発表用データ作成の為」と記載されている。

学校担当者に確認したところ、生徒が学校内でコンクールのデータを作成したもので、貸し出し中は顧問が学校内の鍵のかかる場所に保管していたという

回答であった。

【規範】

岐阜県情報セキュリティ対策基準「5 人的セキュリティ対策 (1) 職員等の遵守事項 ①パソコン等の持出及び持込の制限」において、「ア 職員等は、パソコン、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「パソコン等」という。）を庁舎外に持ち出してはならない。やむを得ない理由により、これらを持ち出す場合には情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない」、「オ 情報セキュリティ責任者は、職員等によるパソコン等の持ち出し及び持ち込みについて、記録を作成、保管しなければならない」とされている。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

校務用パソコンを2か月以上も持ち出ししているのでは、利用状況を適切に管理しているとはいえない。持出期間については、最長でも1ヶ月の上限を設け、1ヶ月単位で許可すべきである。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 図書

【事実関係①】

平成30年度PTA会計決算書によると、図書費の費目において、「図書館閲覧用図書」として、53万6007円の支出がある。PTAからの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。また、「図書の除籍について」を確認したところ、除籍に関する決裁欄には、係、部長、事務長補佐、事務長、教頭2名、校長の押印欄があるが、PTA会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

PTAなどからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続をとるべきである。

5 施設

(1) 部活動後援会所有の物置

【事実関係】

校内に部活動後援会所有の物置が存在するが、当該物置に関して、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約などの手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

当該物置の設置場所について、部活動後援会から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(2) 部活動後援会が所有する車両

【事実関係】

ヒアリング及び現場観察から、車体に「県立岐阜各務野高校ホッケー部」と記載されたマイクロバス及び「県立岐阜各務野高校野球部」と記載されたトラックが、学校の敷地内に駐車されている。これらの車両は部活動後援会の所有するものであるが、使用貸借などの取決めはなく、また、駐車場所の目的外使用許可の手続もとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

マイクロバス、トラックなど部活動後援会所有の車両について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 洗濯機

【事実関係】

学校には洗濯機が8台あり、うち4台は専ら部活動で使用するために保護者から寄贈を受けたものである。当該洗濯機については部活動後援会が寄贈を受けたものとみるべきであるが、同洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

部活動後援会所有の洗濯機の設置場所について、行政財産の目的外使用許可

申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成 30 年度の安全衛生委員会は 1 回開催されているだけである。

【規範】

労働安全衛生規則第 23 条 1 項において、「事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月 1 回以上開催するにしなければならない。」とし、同 4 項において、「4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならない。」とされている。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケートによると、衛生管理者（教頭）は、年 1 回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘 岐阜各務野高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週 1 回巡視を行うべきである。

(3) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に 2 回、校内巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第 15 条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

1 第 11 条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であつて、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

7 学校内規

【事実関係】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、学校諸規程集に掲載されていない。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第2項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第49条は、「この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 岐阜各務野高等学校】

「学校における毒物及び劇物の保管管理について」については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「学校における毒物及び劇物の保管管理について」を学校諸規程集に掲載すべきである。

第14 本巣松陽高等学校

1 学校の概要

（1）学校所在地

岐阜本巣市仏生寺859番地の1

（2）生徒数（令和元年9月1日現在） (人)

	男	女	合計
全学年	310	405	715

（3）組織及び構成（令和元年9月1日現在） (人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
--	----	----	----------	---------	----

校長	1	1	常勤講師	5	非常勤講師	9	
教頭	1	1			業務専門職	2	
教諭	48	44			学校医師	5	
養護教諭	1	1			薬剤師	1	
実習助手	2	0					
事務職員	3	3					
司書	1	1					
技能職員	0	0					
計	56	51	計	5	計	17	0

(4) 進路状況（令和元年9月1日現在） (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	234	5	239
平成30年度	227	8	235

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・ソフトボール部：県高校総合体育大会兼全国・東海高校総合体育大会兼予選大会 ベスト8等
- ・陸上競技部：岐阜地区選手権大会 女子走り幅跳び優勝（個人）等
- ・書道部：県高校総合文化祭書道展 個人 優秀賞等

(6) 特色

平成16年4月1日、本巣高等学校と岐陽高等学校が統合され、本巣松陽高等学校となった。全日制であり、普通科240名の入学定員である。岐阜県教育委員会から進学指導重点校に指定されている。

2 監査の重点及び監査手続

本巣松陽高等学校は、普通科・単位制の高等学校であり、標準的な高等学校であることから、高等学校において論点となり得る課題については、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年9月13日、本巣松陽高等学校の管理職（校長、教頭、事務長、教務部長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、寄附採納決裁書類や使用貸借契約書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や第2グラウンド、事務室などの現場確認を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）防犯カメラ

【事実関係①】

単位制高校であり、各生徒がロッカーに、スマートフォンなど貴重品を入れている。防犯カメラは、数台、ロッカールームなどに設置されている。

盜難事故があったことから、警察の依頼により、映像を提出したが、決裁手続をとっていない。また、映像について外部提供する場合など、防犯カメラの運用についての規程はない。

【規範】

岐阜県立本巣松陽高等学校個人情報の保護に関する規程第8条では、「本校が保有する個人情報は、それぞれの業務場所でのみ利用することとし、その目的以外のために利用または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。（1）本人の同意があるとき（2）個人の生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき（3）法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき」と規定している。

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 本巣松陽高等学校】

本件については、捜査関係事項照会書（刑事訴訟法197条2項）に基づいて、岐阜県警に提供しているわけではない。したがって、「法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき」とはいえるかは不明である。「法令に基づき官公庁等から依頼等があったとき」または、「個人の生命、身体または財産の保護のために緊急の措置を要するとき」に該当しなければ、岐阜県警に提供（目的外利用なし第三者提供）することは、許されない。決裁をしなければ、どうして、上記要件に該当したのか検証することができない。決裁により、岐阜県警に提供すると判断した理由を明確にすべきである。

【意見 本巣松陽高等学校（改善報告）】

防犯カメラのデータ等について、目的外利用なし第三者提供することに関する規程も含めて、防犯カメラの運用規程を作成することが望ましい。

なお、令和2年1月9日、企画会議により、岐阜県立本巣松陽高等学校防犯カメラ管理運用規程が制定され、メールや文書回覧により、周知された。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）物品の購入計画

【事実関係】

令和元年9月13日でのヒアリングやアンケート結果によると、物品の購入について年間計画を定めていない。都度必要なものもあるため、定めていないとのことである。

【規範】

平成25年度に実施された行政監査において物品購入にかかる会計事務に不適正な事案が認められたことを踏まえ、教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成などにより計画的な購入を意識づけるため、学校の実情に沿った調達にかかるルール作りが必要であると教育財務課長から各県立学校長に対して通知されている（平成26年4月11日付け教財第72号教育財務課長通知「物品の調達及び管理の適正化の徹底について」）

【指摘 本巣松陽高等学校】

教員から事務部への調達依頼の方法等について、締め切りの設定や年間計画表の作成など、学校の実情に沿った調達にかかるルールを作成すべきである。

（2）寄附手続

【事実関係】

平成28年4月28日、本巣松陽高等学校は、（公財）日本教育公務員弘済会岐阜支部から、「キーボード式タブレットPC1台、プロジェクター1台、ケーブル1本」について、教育図書等の助成申請書を提出している。

しかし、維持費用等の検討をしたうえで、寄附の承諾をしていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 本巣松陽高等学校】

維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

（3）薬品

【事実関係】

「平成31年度 薬品簿」では、11月18日～同月20日、12月6日の使用日において、「使用量」の記載がない。また、11月19日の後に、10月17日の記載がある。また、11月19日の「使用前」の欄については、「505.0」を抹消して、「506.3」と記載し、11月18日の「使用後」の欄にある「506.3」と数値を合わせていた。

「薬品受払簿」（水酸化ナトリウム）では、平成31年2月14日、同月15日、

6月5日、10月17日、11月18日、同月10日、12月6日と、「使用量」の記載がなかった。

【規範】

「薬品（毒物・劇物等）管理規程」の第4条（管理記録）では、「(1) 管理簿を備え、品名（使用試薬・受入・廃棄）、使用（取得）年月日・使用日時・用途・使用者名・使用量を記入し、試薬等の使用者は残量を適切に記入する。」とされている

【指摘 本巣松陽高等学校】

薬品簿については、11月19日の記載の後に、10月17日の記載があることや使用前の記載を訂正していることなどから、後日、まとめて、記載していることが分かる。また、薬品簿も薬品受払簿も、使用量の記載がなく、使用量や残量の記載の正確性に疑問がある。

使用のたびに、使用簿や薬品受払簿について、使用量や残量を、正確に記載すべきである。

【事実関係②】

化学準備室には、過酸化水素水及びアンモニアを保管している冷蔵庫が配置されていた。しかし、冷蔵庫には、「医薬用外劇物」の表示がなかった。

【規範】

毒物及び劇物取締法第12条第3項において、「毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、『医薬用外』の文字及び毒物については『毒物』、劇物については『劇物』の文字を表示しなければならない。」と定められている。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

過酸化水素水及びアンモニアを保管している冷蔵庫については、「医薬用外劇物」の表示をすべきである。

なお、令和元年12月24日までに、「医薬用外劇物」の表示がなされた。

（4）図書

【事実関係】

平成30年度PTA会計決算書によると、図書費の費目において、「図書館閲覧用図書」として、49万9522円の支出がある。PTAからの図書購入については、寄附採納手続を行っていない。また、「平成30年度 第1回廃棄図書について」を確認したところ、廃棄に関する決裁欄には、図書部、事務長、教頭、校長の押印欄があるが、PTA会長の押印欄はない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品に

については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

P T A などからの図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納手続をとるべきである。

令和 2 年 2 月 28 日、寄附採納手続を行ったため、改善報告とする。

（5）洗濯機

【事実関係】

洗濯機が 8 台あり、4 台は県費で設置している。残りの 3 台（現在は 4 台）のうち 2 台については教諭の物であり、2 台については同窓会の物である。洗濯機は、家庭科実習やモップ洗い、作業着洗濯、体育ビブス洗濯のため、学校が使用している。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諸否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

洗濯機の所有者を確認した上で、同窓会等が学校に寄附をしたということであれば、寄附採納手続をとるべきである。

なお、令和元年 12 月 16 日に、教職員から、洗濯機 2 台、寄附採納手続を執った。令和 2 年 1 月 8 日に、同窓会から、洗濯機 2 台、寄附採納手続を執った。

5 施設

（1）購買部と自動販売機

【事実関係】

平成 30 年 2 月 23 日付で、個人事業主は、「生徒及び職員が利用するパン（調理パンを含む）等の販売」を目的として、行政財産使用許可更新申請書を提出している。しかし、個人事業主には、パンの販売に必要な営業許可書がない。同日、覚書により、個人事業主は、法人事業者に対して、販売に関する業務を委託することとしている。法人事業の代表者と個人事業主は、夫婦である。個人事業主は入札名簿登録をしているが、法人事業者は入札名簿登録していない。他方、パンの販売に必要な営業許可書について、個人事業主は保有していない。本巣松陽高等学校では、パンの販売と自販機の販売と一緒に受託することを条件としている。

【規範】

行政財産の目的外使用許可証において、転貸は禁止されている。

【指摘 本巣松陽高等学校】

個人事業主には、パンの販売に必要な営業許可書がないにも関わらず、「生徒及び職員が利用するパン（調理パンを含む）等の販売」を目的として、行政財産の目的外使用許可を申請しており、最初から、法人事業者に、パン等の販売を委託することを予定している。転貸と評価される状態である。

パンの販売に必要な営業許可書がある本件の法人事業者などに、行政財産の目的外使用許可の申請をさせるべきである。

(2) グラウンド上のソフトボール部保護者会の物置

【事実関係】

第2運動場北東部には、ソフトボール部が使用している物置が設置されていた。ヒアリングによると、ソフトボール部保護者会が設置したとのことであるが、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約など物置に関する手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 本巣松陽高等学校】

ソフトボール部保護者会の保有する物置の設置場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

(3) 野球部が保有するマイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現場視察から、「岐阜県立本巣松陽高等学校野球部」と車体に明記された野球部保護者会の車両が、本巣松陽高等学校の運動場に駐車されている。しかし、マイクロバスについて、使用貸借などの取決めはなく、また、目的外使用許可の手続はとられていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 本巣松陽高等学校】

野球部保護者会の保有するマイクロバスなどの駐車場所について、行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきであ

る。

(4) 各部屋の鍵

【事実関係】

「校舎鍵貸出・返却簿」が設けられている。しかし、事務室において、鍵の使用者が、校舎鍵管理表（ホワイトボード）に、使用している校務分掌名（進路指導部など）を記載するものの、「校舎鍵貸出・返却簿」には、記載していない。提出された頁においても、「No 26～No 43」として、「貸出月日」が（平成 29 年）10月 21 日、11月 2 日、（平成 30 年）4月 29 日、5月 19 日、6月 1 日、10 月 5 日、（平成 31 年）2月 1 日、3月 6 日、（令和元年）5月 17 日、6月 7 日、6月 7 日、6月 28 日、10月 5 日、10月 25 日、11月 1 日、11月 8 日と順番に記載されている。しかし、往査した 9 月 13 日の記載がない。往査した日は、ホワイトボードに、5 番（小会議室）の鍵の貸出が記載されていた。

【規範】

校舎鍵管理表（ホワイトボード）の上部に、「校舎、鍵を使用・返却するときは、事務机上の「校舎鍵貸出・返却簿」先生用に記入して下さい。」と記載されている。

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

いつ、誰が、どの鍵を持ち出したのか分かるように、ホワイトボードへの記載のみならず、「校舎鍵貸出・返却簿」への記載を徹底すべきである。

なお、令和 2 年 1 月 9 日、企画会議により、「校舎鍵貸出・返却簿」への記載を徹底するよう、メール及び文書回覧で指導した。

6 私費会計

(1) 学校預り金運営委員会

【事実関係】

各種預り金について、予算承認や監事監査後の決算承認のための学校預り金運営委員会が開催されているが、議事録を作成していない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

学校預り金運営委員会の議事録を作成すべきである。

令和 2 年 2 月 14 日に、学校預り金運営委員会を開催し、議事録を作成した。

7 債権・契約

(1) 授業料等

【事実関係】

平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月分の高等学校授業料について、9 万 9000 円を滞納している生徒がいる。平成 29 年 7 月 10 日より、督促状を発付し、催告を繰り返ししている。また、何度か自宅に電話をしているが通じず、現在に至っている。

【規範】

地方自治法施行令第 171 条の 2 は、督促をした後相当の期間（1 年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第 171 条の 5 は、徴収の停止を規定する。

【指摘 本巣松陽高等学校】

最後の高等学校授業料についての督促状を発付してから 1 年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令 171 条の 2 に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきである。

8 職員の管理

(1) 安全衛生委員会

【事実関係】

アンケートによれば、平成 30 年度の安全衛生委員会は、平成 31 年 2 月 19 日に、年 1 回開催されている。

【規範】

労働者安全衛生規則第 23 条第 1 項は、事業者は委員会を毎月 1 回以上開催しなければならないとし、同第 23 条 4 項は、事業者は委員会の議事で重要なものに係る記録を作成して、これを 3 年間保存しなければならないと規定する。

【指摘 本巣松陽高等学校】

安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催し、議事録を作成すべきである。

(2) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者（教頭）は、年 7 回、学校巡視を行っているとのことである。しかし、巡視の記録がない。

【規範】

労働安全衛生規則第 11 条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働

者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

【指摘① 本巣松陽高等学校】

衛生管理者は、少なくとも、毎週一回巡視すべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘② 本巣松陽高等学校】

衛生管理者による巡視についても、職場巡視チェックリストを活用して、職場巡視を記録すべきである。

（3）産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年に12回、校内巡視を行っているとのことである。しかし、「平成30年度 産業医 業務実績記録簿」によると、平成30年4月13日、5月15日、6月15日、7月17日、8月13日、9月19日、10月16日の7回についてのみ、職場巡視をしていると記載されている。11月～3月は、職場巡視がなされていない。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

- 1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 本巣松陽高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 本巣松陽高等学校】

産業医による学校巡視の記録を作成すべきである。

9 学校内規

【事実関係】

薬品（毒物・劇物等）管理規程については、職員必携に掲載されていない。また、図書に関する規定については、職員必携に掲載されている「図書館規程」と、監査資料として提出された「学校図書館規定」とで、内容が異なっていた。

【規範】

岐阜県立高等学校管理規則第30条第1項は、「校長は、学校の施設及び設備（備品を含む。）の管理を統括する。」と規定し、同条第2項は、「職員は、校長の定めるところにより、学校の施設及び設備の管理を分担しなければならない。」と規定している。岐阜県立高等学校管理規則第49条は、「この規則の施行に關し必要な事項は、校長が定める」と規定している。

【指摘 本巣松陽高等学校（改善報告）】

「薬品（毒物・劇物等）管理規程」及び「図書館規程」については、学校の施設及び設備の管理のために必要な学校内規であり、各教職員が知っておくべきことである。したがって、「薬品（毒物・劇物等）管理規程」とともに、現在、適用されている「図書館規程」を学校内規に掲載すべきである。

なお、令和2年1月8日の企画委員会において、職員必携に、「薬品管理規程」と最新の「図書館規程」を入れることとした。

第15 岐阜農林高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

本巣郡北方町北方 150 番地

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
流通科学	38	81	119	120
園芸科学	26	93	119	120
動物化学	25	93	118	120
森林科学	88	31	119	120
環境科学	99	21	120	120
食品科学	33	87	120	120
生物工学	81	36	117	120
合計	390	442	832	840

(3) 組織及び構成(令和元年10月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	2	1	講師	非常勤講師	11 7
教頭	2	2	実習助手	業務専門職	2
教諭等	56	52	養護助教諭	実習補助専門職	2
養護教諭	2	1	事務職員	A L T	1
実習助手	19	18		特別教育支援員	1
事務職員	4	4		障がい者支援専門職	1
司書	1	1		農場管理支援員	7
実習補助員	1	1		学校医等	7
計	86	80	計	計	32 7

(4) 進路状況 (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	185	95	280
平成30年度	189	88	277

(5) 部活動等の状況等(主に平成30年度)

運動系

- ・相撲部：県高校優勝大会団体優勝、東海選抜高校相撲大会優勝等
- ・男子バスケットボール部：県総体5位、東海総体出場等
- ・女子バスケットボール部：県高校新人大会3位等
- ・水球部：県高校総体2位、東海総体7位
- ・馬術部、ソフトボール部 等

文科系

- ・演劇部：県高校演劇大会 2 位等
- ・写真部、書道部、放送部 等

（6）特色

令和 2 年に創立 120 周年を迎える歴史ある高校であり、流通科学科をはじめとする 7 学科を有する日本最大規模の農林高校である。平成 24 年度に、文部科学省より、スーパー サイエンス ハイスクールの指定を受けた。さらに、平成 30 年度には、スーパー プロフェショナル ハイスクールの指定も受け、地域の食・農・環境の持続的な発展に貢献する人材育成の研究を行っている。また、県教育委員会より、理数教育 フラッグシップ ハイスクールの指定も受け、国際性の高い科学技術系人材の育成等を目指している。相撲部や演劇部などの部活動も盛んである。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜農林高等学校は、農林高等学校であることから、高等学校において論点となりうる課題について広く着目して監査を実施するとともに、農林高校であることを踏まえ、現場確認を中心とした監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 31 日、岐阜農林高等学校の管理職等（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、同年 11 月 29 日に、中津川市にある蘭畠を視察し、同年 12 月 4 日に演習林を視察し、また、同月 10 日に、農場視察を中心に、追加でヒアリングを行った。さらに、アンケートによる照会のほか、提出資料について書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

（1）外部記録媒体等の取扱い

【事実関係】

「U S B メモリ及びその他の外部記録媒体使用記録」によると、デジタルカメラや S D カード等について、同一の教員が複数のカメラを同時に目的欄に「授業・実習・特別活動の映像記録、教材作成」、使用期間欄に「平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日」と記載して使用している事例（平成 30 年 4 月から平成 30 年 6 月にかけて 42 事例）が認められた。特定の部署において、全ての教員が上記と同様の取扱いをしていた。

【規範】

情報セキュリティ監査（所属監査・書面）調査票では、外部記録媒体に関する項目において、「適切な使用期間の設定」（外部記録媒体）として、「外部記録媒体の使用の際、「使用記録簿」（様式 2）の「使用期間」に関し、1 ヶ月を超える期間設定が無いか（長期使用の場合、1 ヶ月単位で許可しているか。）。また、許

可された使用期間を超えて利用させていないか。」と記載されている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

外部記録媒体使用記録簿の性質からして、本来であれば、使用の都度、記録簿を作成すべきである。上記事実関係に照らすと、事実上、使用者が管理をしていると評価せざるを得ず、既に管理者の管理を離れていると評価せざるを得ない。

情報セキュリティ取扱管理者は、使用目的を踏まえた使用期間となっているかを確認した上で使用を認めるべきである。

(2) 防犯カメラの規程

【事実関係】

平成 28 年 10 月 17 日に育友会が購入した防犯カメラ一式について、使用貸借契約を締結して設置しているが、防犯カメラの運用に関する規定はない。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第 1 条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第 3 条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 岐阜農林高等高校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規定を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

(1) 物品の管理

【事実関係】

平成 29 年度の物品の現物実査の際に、物品台帳に登録されているカッター 1 台について、供用主任者から写真の提出がなされなかつたため、状況を確認したところ、現物を捜索中とのことであった。平成 30 年度に捜索したが、発見できず、その後の職員へのヒアリングにおいて、時期は不明であるものの故障して修理不能となったカッター 1 台を処分したことがある旨報告がなされた。職員によると、故障した当該物品については、備品整理票が貼付されていなかつたため、備品でない（消耗品である）と判断して廃棄処分したことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 96 条「出納員は、保管中の備品には、形状又は性質に応じて備品整理票その他適宜の方法により品目、番号及び県名を表示しなければならない。」

岐阜県会計規則第 92 条の 3（物品の照合）「収支等命令者は、原則として毎年度 1 回以上その管理する物品（消耗品を除く。）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。」

【指摘 岐阜農林高等学校（改善報告）】

備品整理票が貼付されていなかったのであれば適切に貼付して管理すべきであり、付した備品整理票が剥がれたのであれば、明らかに安価と思われる物品を除き、備品整理票が剥がれた可能性がないか、備品台帳で確認すべきである。なお、平成 31 年 1 月 31 日の時点で、以下の再発防止策等を講じている。

現物実査時においては、写真付き台帳と確認の上、確実な実査を実施し、備品整理票の貼付の有無のみならず文字の擦れなども確認し、必要に応じて再作成の上、常に判読可能な備品整理票の貼付に努めること、物品処分時においては、必ず事務の物品管理担当者に事前連絡の上、処分手続を行うことを徹底するとともに、備品整理票の貼付がない物品であっても、明らかに安価と思われる物品以外は剥がれている可能性がないか写真付き台帳を確認する。

（2）寄附手続

【事実関係】

アンケート結果によると、平成 25 年度から平成 30 年度において、1 件（全自动製氷機）寄附採納した旨回答がなされたため、寄附採納の決裁の提出を依頼し確認したところ、価格として「370,440 円」の記載はあるが裏付け資料はなく、また、維持費の見込額として「電気、水道料金 年間約 20,000 円程度」と記載があるが算定根拠となる資料は添付されていなかった。ヒアリングにおいて、評価額については、育友会会計資料により確認できるため問題ない旨回答を得た。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

評価額に関する裏付け資料について、育友会会計の資料から明らかであり問題ない旨回答がなされたが、学校と育友会とは別組織であるから、評価額に関する裏付け資料がないことが正当化されるわけではない。寄附採納に際して、評価額に関する裏付け資料を添付すべきである。

また、維持費の見込額についても算定根拠となる資料がなければ、維持費の見込額が正しく記載されているかが決裁書類からは明らかとならない。維持費の見込額についても、算定根拠となる資料を添付すべきである。

(3) 薬品

【事実関係】

防爆用鍵付き冷蔵庫に過酸化水素水を保管しているが、冷蔵庫は化学準備室にある薬品庫に保管されていない。

【規範】

岐阜農林高等学校の理科薬品の保管管理規程では「1. 保管庫の設置（1）薬品は全て、化学準備室にある薬品庫に保管する。」とされている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

アンモニアや過酸化水素水が保管されている冷蔵庫が化学準備室内にあるが、薬品庫におかれていません。理科薬品の保管管理規程が現場の実情に合致していないのであれば改定すべきである。また、同規程が合理的なものであれば、薬品が保管されている冷蔵庫は規程に基づき化学準備室にある薬品庫で保管すべきである。

(4) 農薬

【事実関係①】

農薬の管理状況を確認するため、作物部門において劇物・毒物の有無をヒアリングしたところ、管理責任者及び事務局の認識としては劇物・毒物は保管していないとのことであったが、劇物・毒物を示すシールが保管庫に貼付されていたため、担当者に確認したところ、劇物・毒物があると回答があり、現に劇物・毒物を保管していた。

【規範】

毒物及び劇物取締法は、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない（同法第11条第1項）としている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

毒物や劇物の盗難や紛失防止のためには、毒物や劇物の所在の把握が前提として必要になるところ、担当者を除き管理責任者等が毒物や劇物の所在を把握していないという現状は問題がある。毒物や劇物の所在を把握すべきである。

【事実関係②】

作物部門及び草花部門において、管理責任者等の点検状況を確認したところ、草花部門においては年1回の点検が行われている旨回答がなされ、校長の押印がある回覧の書類が作成されていた。他方、作物部門においては学期ごとに点検が行われている旨回答がなされたが、点検結果の記録は存在しなかった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至

る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

岐阜農林高等学校の校内規程集に掲載されている「農場の安全教育」「管理責任者・部門責任者は学期に1回、薬品庫、農薬庫及び薬品・農薬の点検と受け払い簿の点検をする。」

【指摘 岐阜農林高等学校】

作物部門においては、点検結果の記録を作成すべきである。

また、草花部門においては、「農場の安全教育」に基づき、管理責任者及び部門責任者は、学期ごとに点検を行うべきである。

(5) 図書

【事実関係①】

平成30年度、育友会会計での図書購入が403冊(315,720円)なされており、平成31年4月26日付けで図書一覧を添付したうえで寄附採納手続を行っているが、それ以前に寄贈された図書については、寄附採納手続を行っていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第83条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

平成30年度以前における寄贈図書の寄附申込みに対して、図書も、「物品」であることから、岐阜県会計規則第86条に定める寄附採納手続を行うべきである。

【参考報告 岐阜農林高等学校】

岐阜農林高等学校は、育友会会計で購入した図書（平成30年度）について適切に寄附採納手続が行われている数少ない学校であり、参考となる。

(6) 洗濯機

【事実関係】

相撲部部室横に相撲部が使用している洗濯機が1台あり、顧問に確認したところ、保護者から相撲部への寄贈品である旨回答がなされた。この洗濯機は、学校用地内に設置されているが、寄附採納の決裁はなされていない。

【規範】

岐阜県会計規則第86条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規

則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

洗濯機について、保護者からの寄贈品ということであれば寄附採納の決裁をすべきである。

5 施設

（1）育友会

【事実関係】

育友会は、平成 30 年 4 月 1 日、事務室の一部 (5.0 m^2) を団体事務執行目的で目的外使用許可を受けているところ、育友会には 1 名専従職員があり、また、学校職員 6 名が職務専念義務を免除され育友会の事務に従事しているとのことであった。

【規範】

岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する手続き」 1 「申請の手続」 イ②「各種団体等が事務室の一部を使用（共用）する場合で、使用部分を明確に区画することができない場合にあっては、許可希望数量を 1 人当たり 5 平方メートルとすること。県職員が職務専念義務免除により使用する場合も同様とする。」

【指摘 岐阜農林高等学校】

目的外使用許可を受ける面積は 35 m^2 ($5 \text{ m}^2 \times 7 \text{ 人}$) となるはずである。目的外使用許可事務処理要領に基づき正確な面積で申請させ、目的外使用許可の判断をすべきである。

（2）マイクロバス

【事実関係】

ヒアリング及び現地視察によると、バス部（2 台）及び野球部（1 台）が管理し部活動で使用しているマイクロバスが学校用地内に駐車してあるが、行政財産の目的外使用許可はとっておらず、また、学校と育友会等との間でマイクロバスの使用貸借契約の締結もされていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項及び岐阜県公有財産規則第 16 条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第 2 「許可に関する事務」の 1 「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 岐阜農林高等学校】

マイクロバスの所有者に対して、行政財産の目的外使用許可の申請をさせ、目的外使用許可の判断をすべきである。

(3) 鍵の管理

【事実関係】

岐阜農林高等学校においては、鍵の使用簿により鍵の利用状況を管理しているが、往査の際に確認したところ、生徒指導室の鍵が使用中であったが、使用簿に記載がされておらず、理由を尋ねたところ、常時使用する鍵については使用簿への記載をしないことがあるとのことであった。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第3条の2「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」

【指摘 岐阜農林高等学校】

鍵の使用簿に使用者等を記入させる目的は、鍵の所在及び使用者を把握することにあると考えられるところ、未記入では目的を達成できない。鍵の使用簿には鍵の所在及び使用者が把握できるよう記載すべきである。

(4) 演習林（揖斐川町藤橋村）

【事実関係】

演習林については、平成30年度は7月23日24日の二日間、森林科学科の授業で利用されている。演習林の管理や利用について、学校として、ルールを定めていない。また、復命書等出張に関する資料はあるが演習林を利用する際の記録は残っていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条「公有財産を所管する部局長は、その所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」

【意見 岐阜農林高等学校】

林政部で作成されている「岐阜県県営林事業実施要領」などを参考に、演習林の管理や利用についてのルールを定めることが望ましい。また、飛騨高山高等学校を参考に、「演習林管理簿」を設けることが望ましい。

6 私費会計

(1) アスファルト舗装工事

【事実関係①】

平成30年度、育友会の会計において、財産管理費として校内道路舗装工事費が支出され、校内通路のアスファルトの舗装工事が行われた。

【規範】

学校運営にかかる経費は、学校教育法第5条により設置者負担の原則が謳われているところ、平成25年3月「公費私費ガイドライン」によれば、公費負担を原則とするものは、学校運営にかかる経費であって、県立高校共通の水準の維持に必要な経費とされている。また、設置者である県が実施するべき水準や年次計画を超えるもの等は、関係団体からの総意のもと主体性に基づく寄附や支援については、岐阜県会計規則に定められる寄附の手続に従い、教育委員会主務課の承認を得て許否の判断を行うものであるが、まずはこれが公費により実施すべきものか否かについて十分精査し、無用な保護者等の負担とならないよう努めなければならないとされている。

そして、私費・公費負担区分等ガイドラインの第2章「公費と私費」の1「公費と私費との負担区分基準」において、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」については、「公費負担を原則とする経費」とされている。具体例として、「グラウンドの整備にかかる経費や維持修繕経費」とある。

【指摘 岐阜農林高等学校】

校内通路のアスファルトの舗装工事費は、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当することから、「学校の設備や備品の整備、保守管理や修繕に必要な経費」に該当する。校内通路のアスファルトの舗装工事費については、公費で負担することを検討すべきである。

また、育友会の総意のもと主体性に基づく支援であれば、教育委員会の承認を受けるべきである。

(2) グラウンドの照明

【事実関係】

ヒアリング及び提出資料（平成27年7月15日付岐阜農林高等学校グランド照明の改修承認申請書）によると、グラウンドの照明を設置したのは、育友会であり、その後、学校に対して工作物の無償譲渡が行われ、野球部、ソフトボール部や陸上部などの部活動のために利用されているとのことである。

【規範】

岐阜県においては、「公費・私費負担区分等ガイドライン」及び「公費・私費負担区分等ガイドライン質疑応答集」が策定されている。

同質疑応答集には、照明に係る電気代の負担について記載があり、「部活動にかかる電気代の負担については以下によられたい。
①学校設置者である県が当初から整備した施設の照明機器活用に係る電気代・・・公費
②部活動後援会などが目的外使用許可を受けて設置した照明機器の電気代・・私費（当該設置者負担）
③過去に私費整備され寄附を受けているものの部活動のみで使用している照明機器の電気代・・・分離配線工事を公費負担し分離後電気代を私費負担（該当あれば事前に教育財務課へ協議）
④過去から学校がPTA等から貸与を受けている照明機器で部活動でのみ使用している照明機器の電気代・・貸与解消（返却）

し私費負担」とされている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

照明を部活動でしか利用していないのであれば、質疑応答集③に基づき、分離配線工事を公費負担し分離後、電気代を育友会に負担させるべきである。

7 債権・契約

(1) 授業料等

【事実関係】

平成 20 年度に調定した高等学校授業料 4300 円について、平成 30 年度に時効完成を理由に不納欠損の整理を行った。当該債権管理の状況を確認したところ、平成 24 年度に一部の支払がなされたのち支払はなく、その間、数多くの架電（平成 25 年度には少なくとも 29 回、平成 26 年度には 6 回、平成 27 年度には 12 回、平成 29 年度には 9 回）をしているが応答はなく、また、納入催促の文書を 7 回作成送付し、自宅訪問を 5 度している。

また、平成 24 年度の最後の支払以前には、保護者と面談する等の目的から、兄弟が通学する県立高等学校の職員から、兄弟の滞納状況や保護者懇談の時間を聞くなどしている。

【規範①】

地方自治法施行令第 171 条の 2 は、督促をした後相当の期間（1 年程度）を経過してもなお履行されないときは、訴訟手続により履行を請求することを規定し、地方自治法施行令第 171 条の 5 は、徴収の停止を規定する。

【指摘① 岐阜農林高等学校】

最後の支払以降、1 年以上経過しており、「相当の期間」が経過している。地方自治法施行令 171 条の 2 に基づき、訴訟提起をするか、徴収の停止をすべきであった。

【規範②】

岐阜県個人情報保護条例第 6 条は個人情報の収集制限について規定しており、同条第 3 項において、「実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
1 本人の同意があるとき。
2 法令及び条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
3 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
4 出版、報道等により公にされているとき。
5 次条第一項第一号から第五号までの規定のいずれかに該当して、他の実施機関から提供を受けるとき。
6 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
7 前各号に掲げる場合のほか、岐阜県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又は本

人以外から収集することに公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。」とされている。

【指摘② 岐阜農林高等学校】

平成 24 年度の最後の支払以前には、保護者と面談する等の目的から、兄弟が通学する県立高等学校の職員から、兄弟の滞納状況や保護者懇談の時間を聞くなどしており、個人情報を第三者から収集しているが、岐阜県個人情報保護条例第 6 条第 3 項ただし書きの各号のいずれかに該当する事情を認めることはできない。

条例に定める例外事由が認められない場合には、個人情報を第三者から取得することは避けるべきである。

8 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、衛生管理者は、年に 50 回、学校巡視を行っているとのことであるが、記録が作成されていない。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2において、「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする」と規定されている。

また、岐阜県においては、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

衛生管理者による学校巡視の際には、職場巡視用チェックリストに基づき巡視を行い、その結果を記録化しておくべきである。

(2) 産業医

【事実関係】

アンケート及びヒアリングによると、産業医は、年 6 回、校内巡視を行っていることであるが（平成 30 年 4 月 13 日、7 月 20 日、8 月 24 日、10 月 19 日、12 月 21 日、平成 31 年 2 月 13 日）、それ以外の機会に学校職員と産業医がやりとりをしている事実は確認できなかった。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第11条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定されている。

【指摘 岐阜農林高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡視の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）、産業医に対して、学校を巡視するよう求めるべきである。

第16 山県高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県山県市中洞44-1

(2) 生徒数(令和元年7月1日現在) (人)

	男	女	合計	定員
普通科	189	130	319	480

(3) 組織及び構成(令和元年8月1日現在) (人)

	定数	現員	臨時的任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	講師	事務専門職	1
教頭	1	1		キャリアプランナー	1
教諭等	33	29		業務アシスタント	1
養護教諭	1	1		非常勤講師	10
実習助手	1	1		校医等	6
事務職員	3	3		校務補助員	1
学校用務員	2	2			
計	42	38	計	計	19

(4) 進路状況

(人)

	進学	就職	合計
平成 29 年度	41	72	113
平成 30 年度	37	85	122

(5) 部活動等の状況等（主に平成 30 年度）

- ・体育系（バレー、バスケットボール、テニス、硬式野球、陸上競技）
 - ・文科系（吹奏楽、IT、茶道、ハンドメイド、科学研究、歴史研究、文芸、美術）
- 吹奏楽部（中部日本吹奏楽コンクール岐阜大会 高校小編成 銅賞）、文芸部（高等学校総合文化祭文芸コンクール 短歌部門 2 位、俳句部門 3 位）、歴史研究部（高等学校総合文化祭 ポスターセッション 優秀賞）等

(6) 特色

昭和 27 年 4 月 21 日、地域の強い要望により、岐阜市立長良高等学校山県分校として開校し、岐阜県立長良高等学校山県分校に移管された後、昭和 42 年 4 月 1 日、岐阜県立山県高等学校として独立し、全日制の普通科過程となった。

平成 28 年から、山県市役所、市教育委員会、地元商工会、地域関係者などの協力を得て、「山高 M I R A I （未来）プロジェクト（学校活性化協議会）」を開始した。

2 監査の重点及び監査手続

山県高等学校は、普通科の高等学校であり、標準的な高等学校であることから、物置等の設置状況や学校預り金など、高等学校において論点となり得る課題について、広く着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和元年 10 月 28 日及び令和 2 年 2 月 6 日に、山県高等学校においてヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、部活動後援会の備品台帳など、提出資料の書類監査を行った。

3 情報管理（セキュリティ）

(1) U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の管理

【事実関係】

U S B メモリ及びその他の外部記録媒体の使用簿には、【記入、決裁方法】として、「「使用区分」について、府外への持ち出し時は「府外持出」、外部の機関等からの持込み時は「外部持込」を選択」と記載があるが、区分の選択をしていないケースが多数見られた。

【規範】

岐阜県においては、岐阜県情報セキュリティポリシーに基づき、ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の利用に起因する個人情報及び業務上の情報の漏えい等を防止するために、「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」を制定し、ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体の管理及び利用に関し必要な事項を定めている。

同要領においては、「情報セキュリティ取扱管理者は、ＵＳＢメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿（様式2. 以下「使用記録簿」という。）により、ＵＳＢメモリの利用状況等を適切に管理する。」（第6条）と規定されており、「使用記録簿」には、返却時に取扱管理者が返却を確認したことを明らかにするための確認欄がある。

【指摘 山県高等学校】

使用区分が、「府内使用」、「府外持出」又は「外部持込」であるかは、「使用場所」の記載により推認し得る。しかしながら、「使用区分」欄は、情報の管理に必要だから設けたと考えられる。取扱管理者は、必要事項が記入されているかを十分に確認したうえで、確認印を押すべきである。

（2）防犯カメラ

【事実関係】

県費及びPTA費で、防犯カメラが設置されており、データは、一定期間保存される。防犯カメラ及び取得情報の取扱いに関する規定は無く、第三者への情報提供の可否は、校長が判断している。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第1条、「この条例は、県の実施機関における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。」

第3条、「実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。」

【意見 山県高等学校】

個人情報の適正な取扱いを確保するため、防犯カメラの設置目的を明らかにし、防犯カメラによって収集するデータの範囲、利用及び提供の範囲、管理方法などを定めた規程を作成することが望ましい。

4 物品（備品、消耗品及び動物）

（1）現物実査

【事実関係】

平成28年にプロジェクターを買い替えたが、物品一覧からの除去が漏っていた。

【規範】

岐阜県会計規則第 92 条の 3 「その管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならない。」

物品の現物実査実施要領第 1 「現物実査により次の事項を確認することをその目的とする。（1）現物と物品帳簿の整合性の確認物品帳簿に記録されている物品の存在を目で確かめること及び存在する物品が全て物品帳簿に記録されていること（2）利用状況の確認当初予想したとおりに利用されていること又は利用されていないこと（3）維持管理状況の確認物品が正常な状態で維持管理されていること」

【指摘 山県高等学校】

現物実査は、一覧表に記載されている物品についてのみではなく、管理する物品（存在する物品）について行うべきである。

（2）寄附採納手続

【事実関係】

P T A から、防犯カメラの寄附を受けた際、寄付採納の手続をとっていない。また、同窓会から、プロジェクトの寄附を受けたが、寄付採納の手続を失念しており、今年度手続をしたとのことである。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条では、物品の寄附申込みがあったときは、①寄附申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。また、同規則第 83 条により、物品には、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品）も含まれている。

【指摘 山県高等学校】

評価額の資料を添付し、維持費の見込額を検討し、記載した書面を作成した上で、寄附採納の決裁をすべきである。

（3）薬品の管理

【事実関係】

薬品保管簿の「払」欄に、「①589→585」矢印の下に「4」というように、使用前及び使用後の重量、使用量の記載がされていたが、「①590→591」矢印の下に「8」という記載のように、数値が合わない記載が見られた。

【規範】

山県高等学校の内規「理科薬品の保管管理規程」によると、「薬品保管簿（毒・劇物）」には、毒・劇物の薬品名・数量・購入年月日・使用年月日・使用量・使用目的・使用者・及び残量を適切に記入する、と規定されている。

【指摘① 山県高等学校】

規程に沿って、適切に記入すべきである。

【事実関係】

薬品受払簿の使用量及び使用目的への記入漏れがあった。

【規範】

山県高等学校の内規「理科薬品の保管管理規程」によると、薬品受払簿には、受払を記載する、と規定されている。

【指摘② 山県高等学校】

規程に沿って、適切に記入すべきである。

(4) 図書

平成 30 年度 P T A 会計決算書によると、図書館充実費として、49 万 9495 円の支出がある。P T A 費からの図書購入及び他団体等からの寄贈図書については、寄附採納手続をとっていない。また、平成 30 年度は、P T A 費で購入された図書 402 冊、寄贈図書 32 冊が除籍された。

【規範】

岐阜県会計規則第 86 条により、物品の寄附申込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第 83 条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が 5 万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘 山県高等学校】

P T A などからの図書の寄附申込に対して、図書も「物品」であることから、岐阜県会計規則第 86 条に定める寄附採納の手続をすべきである。

(5) P T A 及び部活動後援会備品

【事実関係】

トレーニングマシン等、P T A 費で購入された備品は P T A 備品台帳に、部活動後援会費で購入された備品は部活動後援会備品台帳に登録されているが、どちらも使用貸借契約締結等の手続がとられていない。

【規範】

県が管理しなければならない「物品」には、地方公共団体の所有に属する動産だけでなく、地方公共団体が使用のために保管する動産も含まれる（地方自治法第 239 条第 1 項）ため、借り入れている物品も管理の対象である。

岐阜県会計規則第 86 条の 2、第 87 条第 1 項、第 88 条の 2 第 1 項、第 90 条第 1 項「物品の借入れを必要とするときは借入れの手続きを執らなければならな

い。」「物品の受入れをしようとするときは出納通知をしなければならない。」「物品の出納を行ったときは、備品については、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、物品一覧表により備品の供用状況を管理しなければならない。」

同規則第 92 条の 3 「管理する物品について現物実査をしなければならない。」 物品の現物実査実施要領においても、現物実査の対象物品は、借り入れている物品も含むとされている（同要領第 6）。

【指摘 山県高等学校】

P T A 等が購入した備品を、寄附手続をとることなく使用するのであれば、借り入れの手続をとったうえ、出納を行い、物品一覧表及び物品出納一覧表に記載し、現物実査を行うべきである。

5 施設

(1) 鍵の管理

【事実関係】

鍵の使用簿には、月日、鍵の名称（「多目的」、「音楽室」等）、氏名、返却日の欄があるが、返却日の記入漏れが散見された。鍵は、123 本あり、どこの鍵であるかシールが貼られており、ナンバリングもされている。

【規範】

岐阜県教育委員会公文書規程第 3 条の 2 「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」

【指摘 山県高等学校】

返却の記録がなされていない鍵の存否を確認するとともに、鍵の返却時には、使用簿に返却日を記入すべきである。

【意見 山県高等学校】

返却日の記載がなされていない鍵について、返却されているのか、返却されてはいるが返却日の記入漏れなのかを確認しやすくするため、使用簿に、鍵の番号を記入することが望ましい。

(2) グラウンド上の物置

【事実関係】

グラウンド上に、少なくとも 3 つ物置が存在するが、ヒアリングによれば、野球部保護者会が所有かと思われるとのことであった。

これらの物置に関して、行政財産の目的外使用許可や使用貸借契約などの手続はとられていない。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条において、「公有財産を所管する部局長は、その

所有する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」とされている。

【指摘 山県高等学校】

当該物置の所有関係を把握すべきである。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項及び岐阜県公有財産規則第16条、岐阜県行政財産の目的外使用許可事務処理要領第2「許可に関する事務」の1「申請の手続」により、学校用地を本来の教育目的以外の目的で使用する場合、行政財産の目的外使用許可申請書を提出しなければならない。

【指摘 山県高等学校】

当該物置が県有でない場合には、所有者から行政財産の目的外使用許可申請書を提出させ、目的外使用許可について判断すべきである。

6 職員の管理

(1) 衛生管理者

【事実関係】

ヒアリングによると、衛生管理者は、年12回、学校巡視を行っているとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第11条「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」

また、「岐阜県教育委員会安全衛生管理規程」が策定されているところ、毎年、総括安全衛生管理者である副教育長から、各学校に対して、安全衛生委員会の充実等を目的に「職場巡視チェックリスト」の雛型を送付するとともに、「日頃の職場巡視の際に活用していただき、改善を要する事項がある場合は、所属委員会の審議内容にしてください。また、産業医による職場巡視の結果についても、医師の立場での安全衛生の観点からぜひ助言してもらって下さい。」などと通知が出されている。

岐阜県教育委員会では、常勤職員が50人未満であっても、50人以上の学校と同様に、衛生管理者として、毎週1回の学校巡視をするよう、各学校に指導している。

【指摘 山県高等学校】

衛生管理者は、少なくとも毎週一回巡視を行うべきである。

【事実関係】

ヒアリングによると、産業医による職場巡視は、年に1回だけとのことである。

【規範】

労働安全衛生規則第15条には、「産業医は、少なくとも毎月1回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回）作業場等を巡回し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 第11条第1項の規定により衛生管理者が行う巡回の結果
- 2 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの」と規定する。

岐阜県教育委員会では、教職第497号平成29年9月8日付副教育長通知などにより、常勤職員が50人未満であっても、50人以上の学校と同様に、産業医の学校巡回を実施するよう、各学校に指導している。

【指摘 山県高等学校】

少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、衛生管理者が行う巡回の結果など情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回）、産業医に対して、学校を巡回するよう求めるべきである。

第17 羽島高等学校

1 学校の概要

(1) 学校所在地

岐阜県羽島市竹鼻町梅ヶ枝町200番地の2

(2) 生徒数(令和元年9月1日現在)

(人)

	男	女	合計	定員
普通科	221	277	498	560

(3) 組織及び構成(令和元年9月1日現在)

(人)

	定数	現員	臨時の任用職員等	非常勤専門職等	雇員
校長	1	1	講師	8 非常勤講師	10
教頭	1	1	実習助手	1 県立学校事務専門職	1
教諭	39	35		県立学校業務専門職	2
養護教諭	1	1		キャリアプランナー	1
実習助手	1	0		特別支援教育支援員	1
事務職員	2	2		教育業務アシスタント	1

司書	1	1			学校医	4	
学校用務員	0	0			学校歯科医	1	
					学校薬剤師	1	
計	46	41	計	9	計	22	0

(4) 進路状況（令和元年9月1日現在） (人)

	進学	就職	合計
平成29年度	86	72	158
平成30年度	95	79	174

(5) 部活動等の状況等（主に平成30年度）

- ・柔道部 岐阜県総合体育大会地区予選 女子個人 予選通過
岐阜県新人大会地区予選 男子個人3名 予選通過
- ・弓道部 岐阜県総合体育大会地区予選 男子個人2名 予選通過
女子個人2名 予選通過
岐阜県新人大会地区予選 男子個人4位
- ・科学部 岐阜県自然科学部系研究発表会 団体 奨励賞
第17回A I Tサイエンス大賞 団体 奨励賞
- ・書道部 岐阜県青少年美術展 書道部門 入選1名
岐阜県総合文化祭書道展 奨励賞1名
- ・吹奏楽部 第61回中部日本吹奏楽コンクール岐阜県大会 金賞
第56回岐阜県吹奏楽コンクール岐阜県大会 金賞
第73回東海吹奏楽コンクール 銅賞
日本管楽合奏コンテスト全国大会 優秀賞

(6) 特色

全日制であり、普通科160名の入学定員である。

平成30年度及び平成31年度に、岐阜県の「高等学校における演劇等ワークシヨップ事業」の認定を受け、プロの演出家等を講師に招き、演劇表現のワークシヨップを通して、コミュニケーション能力や自己表現力の育成を図っている。

2 監査の重点及び監査手続

薬品、図書を含む物品の管理、施設管理、契約等に着目して監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和元年10月4日、羽島高等学校の管理職（校長、教頭、事務長等）のヒアリングを行った。また、アンケートによる照会のほか、図書の除籍に関する決裁書類や随意契約理由書などの提出資料について書類監査を行った。また、化学準備室や事務室などの現場確認を行った。